

**食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会  
第14回牛豚等疾病小委員会**

**議事次第**

日時：平成22年6月13日（日）14：00～16：00

場所：農林水産省 第二特別会議室

**1 開会**

**2 あいさつ**

**3 議題**

- (1) 宮崎県における口蹄疫の現状及び防疫対応について
- (2) 今後の防疫対応について
- (3) 疫学調査チーム報告
- (4) その他

**4 閉会**

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会  
第14回牛豚等疾病小委員会資料一覧

資料1 宮崎県における口蹄疫の発生状況

資料1-1 これまでの発生農場概要一覧

資料1-2 発生状況地図

資料1-3 口蹄疫の発生及び防疫措置状況の推移

資料1-4 都城市、西都市、日向市及び宮崎市における新たな発生事例について

資料1-5 ウイルス侵入時期の推定

資料1-6 ワクチン接種状況

資料2 防疫対応状況

資料2-1 発生農場周辺の清浄性確認の強化について

資料2-2 口蹄疫の初動防疫対策の徹底について

資料2-3 ワクチン接種農場の飼料及び排泄物等について

資料2-4 移動制限区域内のと畜場の再開及び搬出制限区域内からの搬入に関する協議について

資料2-5 ワクチン接種家畜の移動制限区域外化製場における処理について

資料3 疫学調査チーム報告

資料3-1 疫学調査チーム現地調査及び第2回検討会の概要

資料3-2 えびの市における発生に関する疫学情報

資料4 今後の防疫対応（案）

参考資料

参考1 こまれでの発生農場に関する疫学情報

参考2 車両消毒ポイント一覧

参考3 えびの市を中心とした移動制限区域解除後の対応について

参考4 ワクチン接種家畜の移動制限区域内埋却地への移動について

参考5 口蹄疫対策特別措置法について

参考6 宮崎県西都市における口蹄疫発生に伴う移動制限区域の解除に関する協議について

(別紙)

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会  
牛豚等疾病小委員会委員

【臨時委員】

岡部 信彦	国立感染症研究所感染症情報センター長
○ 田原 健	前(社)鹿児島県家畜畜産物衛生指導協会専務理事
寺門 誠致	共立製薬(株)最高技術顧問

【専門委員】

明石 博臣	(国) 東京大学大学院農学生命科学研究科教授
今田 由美子	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所 動物疾病対策センター長
佐藤 英明	(国) 東北大学大学院農学研究科応用生命科学専攻教授
清水 実嗣	(株) 微生物化学研究所研究開発部長
津田 知幸	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構 動物衛生研究所企画管理部長

(五十音順、敬称略、○:委員長)

各農場対応状況(市町村別)6月11日現在

発生番号	畜主	所在地	形態	頭数(計)	検査項目																																																					
					4:16	4:17	4:18	4:19	4:20	4:21	4:22	4:23	4:24	4:25	4:26	4:27	4:28	4:29	4:30	5:1	5:2	5:3	5:4	5:5	5:6	5:7	5:8	5:9	5:10	5:11	5:12	5:13	5:14	5:15	5:16	5:17	5:18	5:19	5:20	5:21	5:22	5:23	5:24	5:25	5:26	5:27	5:28	5:29	5:30	5:31	6:1	6:2	6:3	6:4	6:5	6:6	6:7	6:8
284		日向市	肉肥	364	日向市																																																					
280		都城市	肉肥	236	都城市																																																					
285		宮崎市	豚	1,325	宮崎市																																																					
9		えびの市	肉肥	275	えびの市																																																					
22		えびの市	豚	320	えびの市																																																					
68		えびの市	肉肥	29	えびの市																																																					
83		えびの市	肉繁	46	えびの市																																																					
163		木城町	肉繁・肥育	884	木城町																																																					
172		木城町	豚	269	木城町																																																					
205		木城町	豚	2,119	木城町																																																					
274		木城町	豚	920	木城町																																																					
281		木城町	豚	1,760	木城町																																																					
166		西都市	肉肥	200	西都市																																																					
171	(社)宮崎県家畜改良事業団	西都市	種雄	1	西都市																																																					
188		西都市	肉肥	165	西都市																																																					
235		西都市	肉繁	873	西都市																																																					
253		西都市	肉肥	779	西都市																																																					
283		西都市	肉肥	550	西都市																																																					
287		西都市	肉繁・肥	2,421	西都市																																																					

☆:PCR陽性 ▼:殺処分完了 ◇:消毒完了

埋却場所選定中

埋却地選定~殺処分

殺処分終了~埋却・消毒

殺処分、埋却、消毒終了











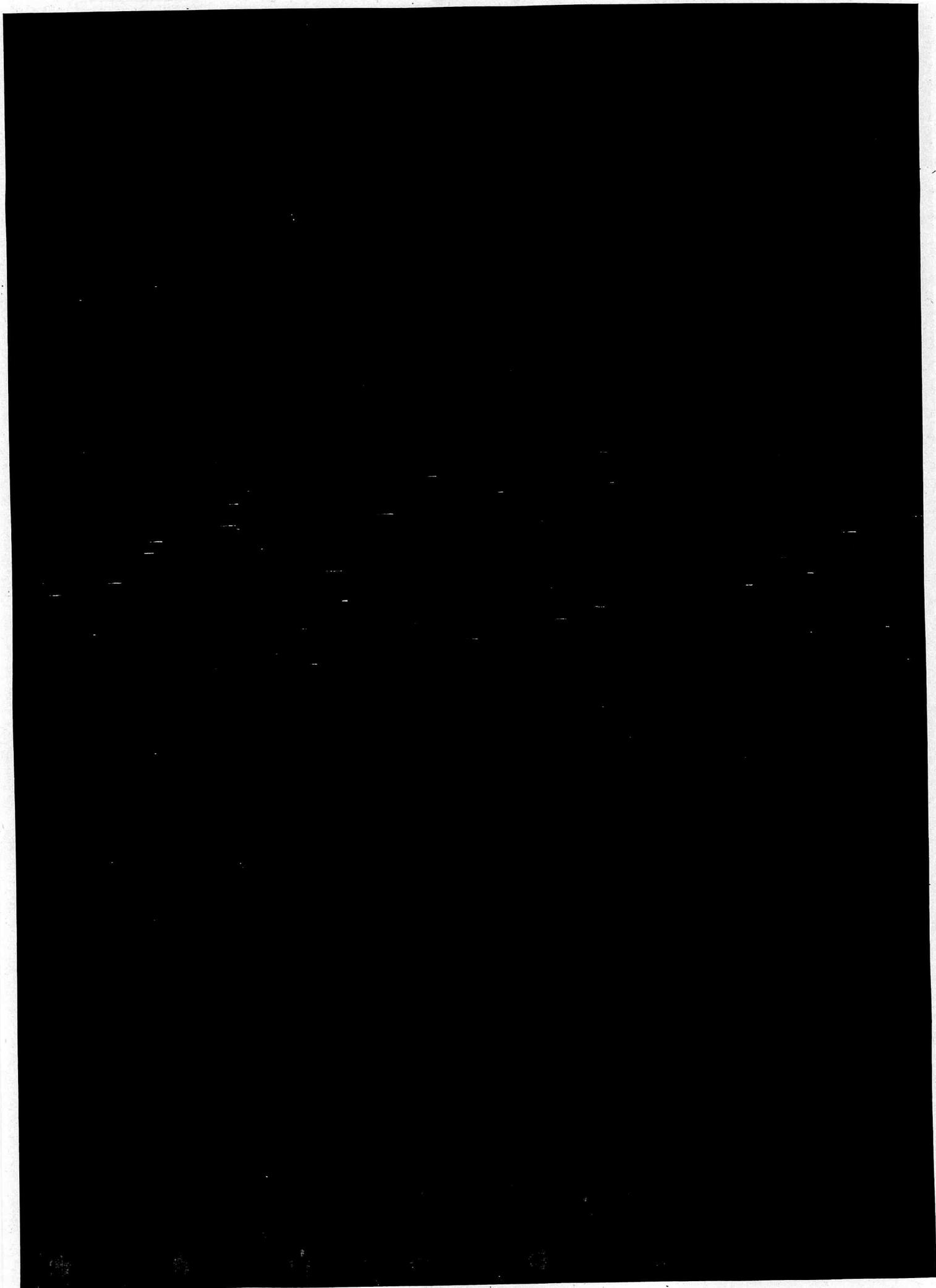


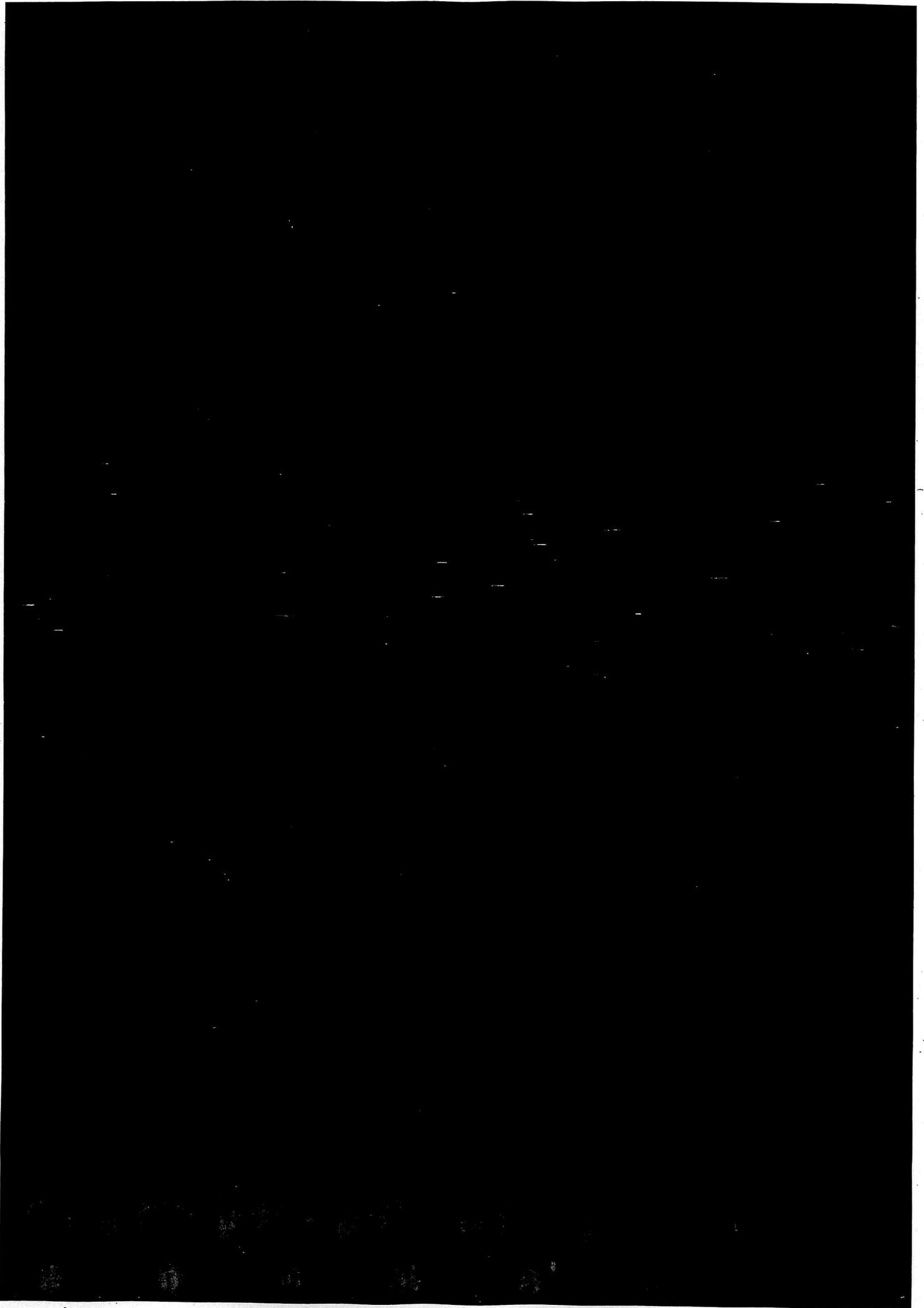








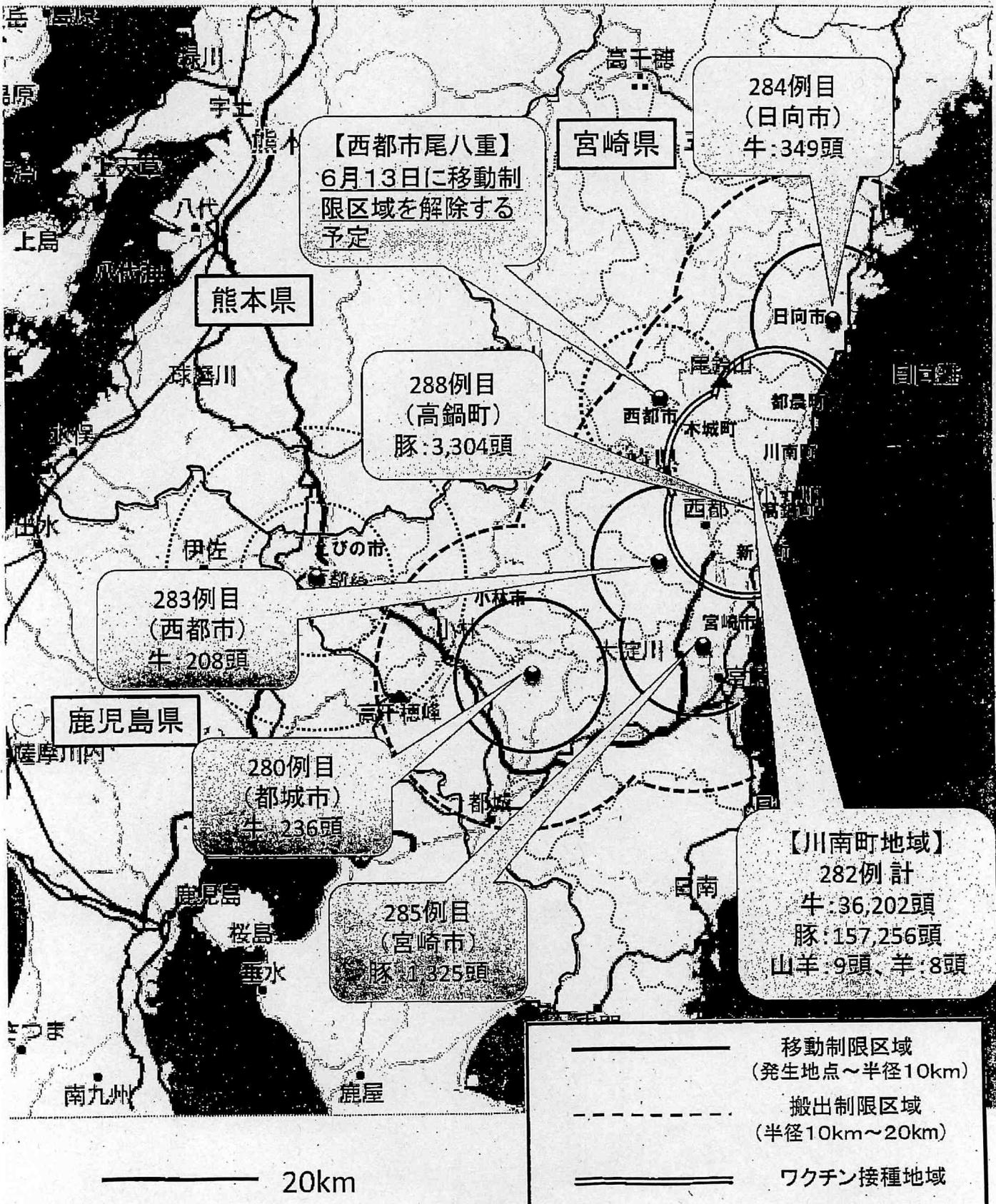


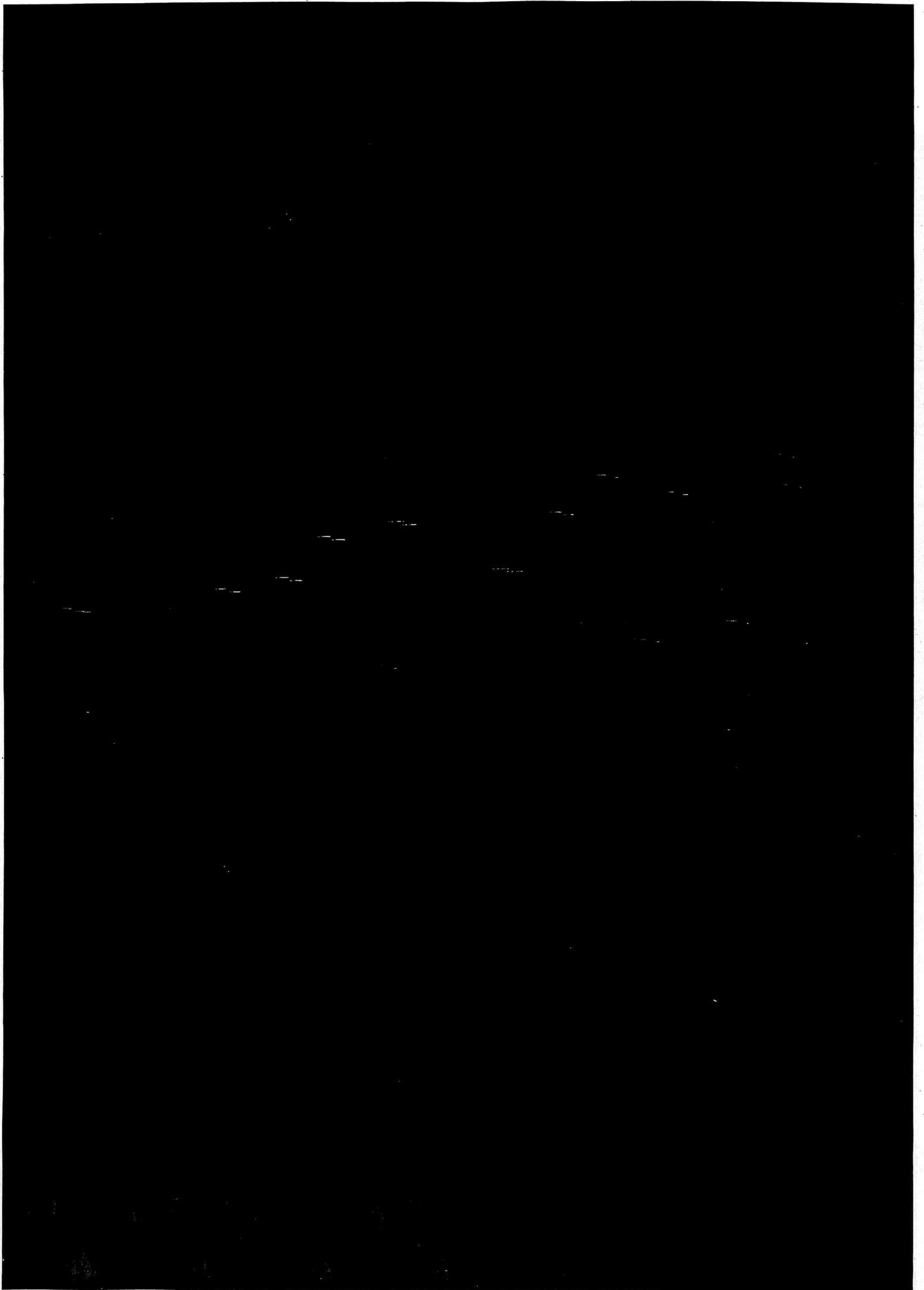


# 口蹄疫の発生状況について

合計頭数: 197,685頭

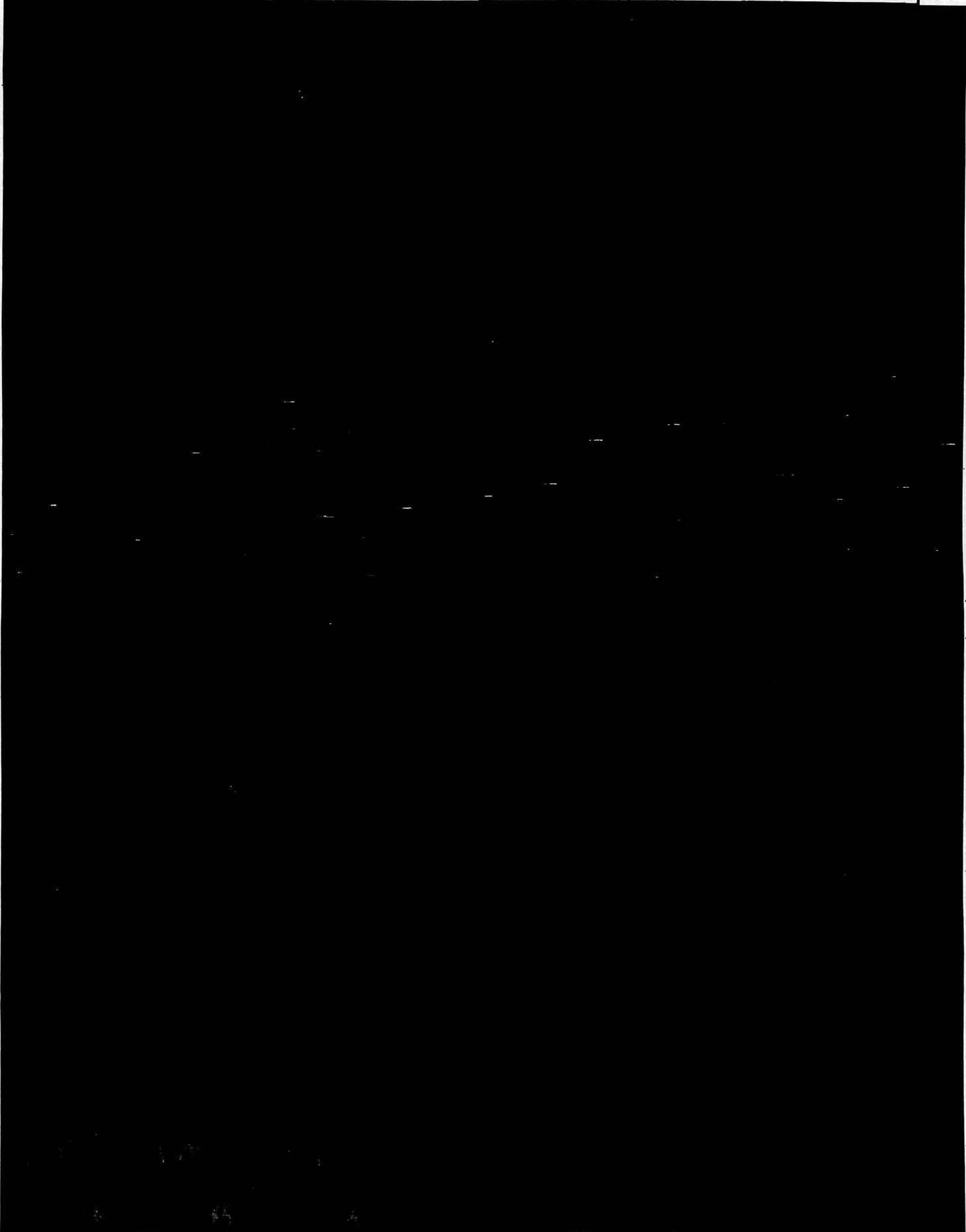
平成22年6月12日



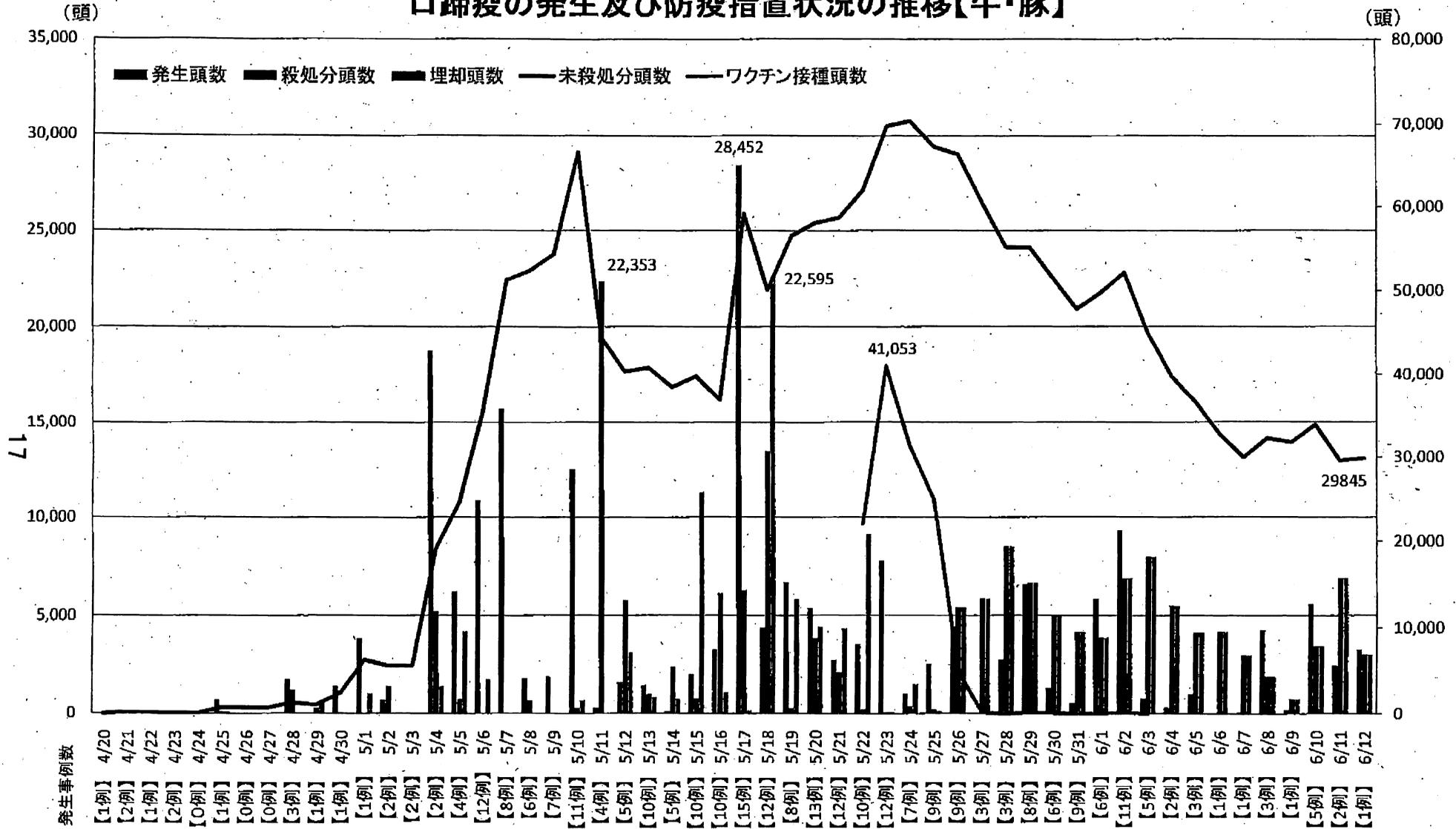


宮崎県児湯郡高鍋町・新富町周辺の発生状況について

平成22年6月12日



# 口蹄疫の発生及び防疫措置状況の推移【牛・豚】



※折れ線グラフのみ右軸参照

宮崎県における口蹄疫疑い事例(都城市；280例目)に対する経緯等について

**1 農場の概要**

農場住所：宮崎県都城市 [REDACTED]  
自宅住所：同上  
飼養状況：黒毛和種（肥育）208頭

**2 経緯**

[REDACTED]

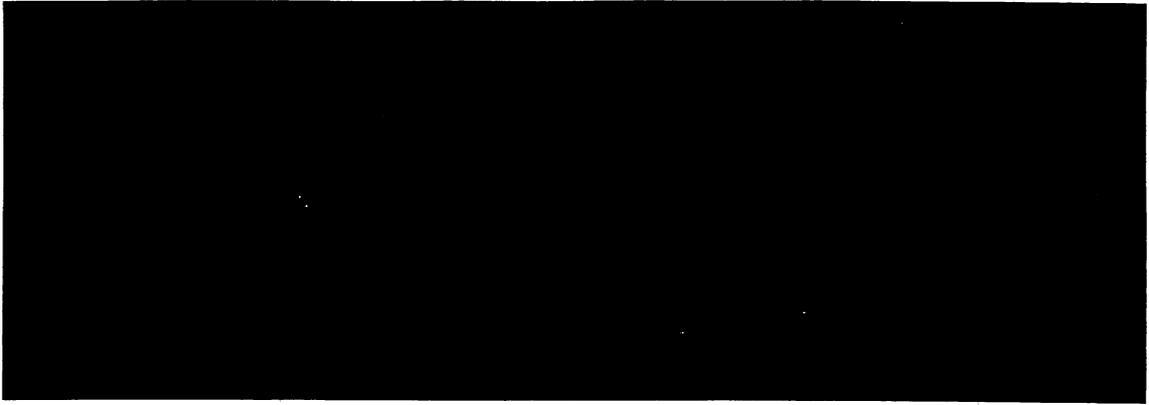
**3 検査の状況**

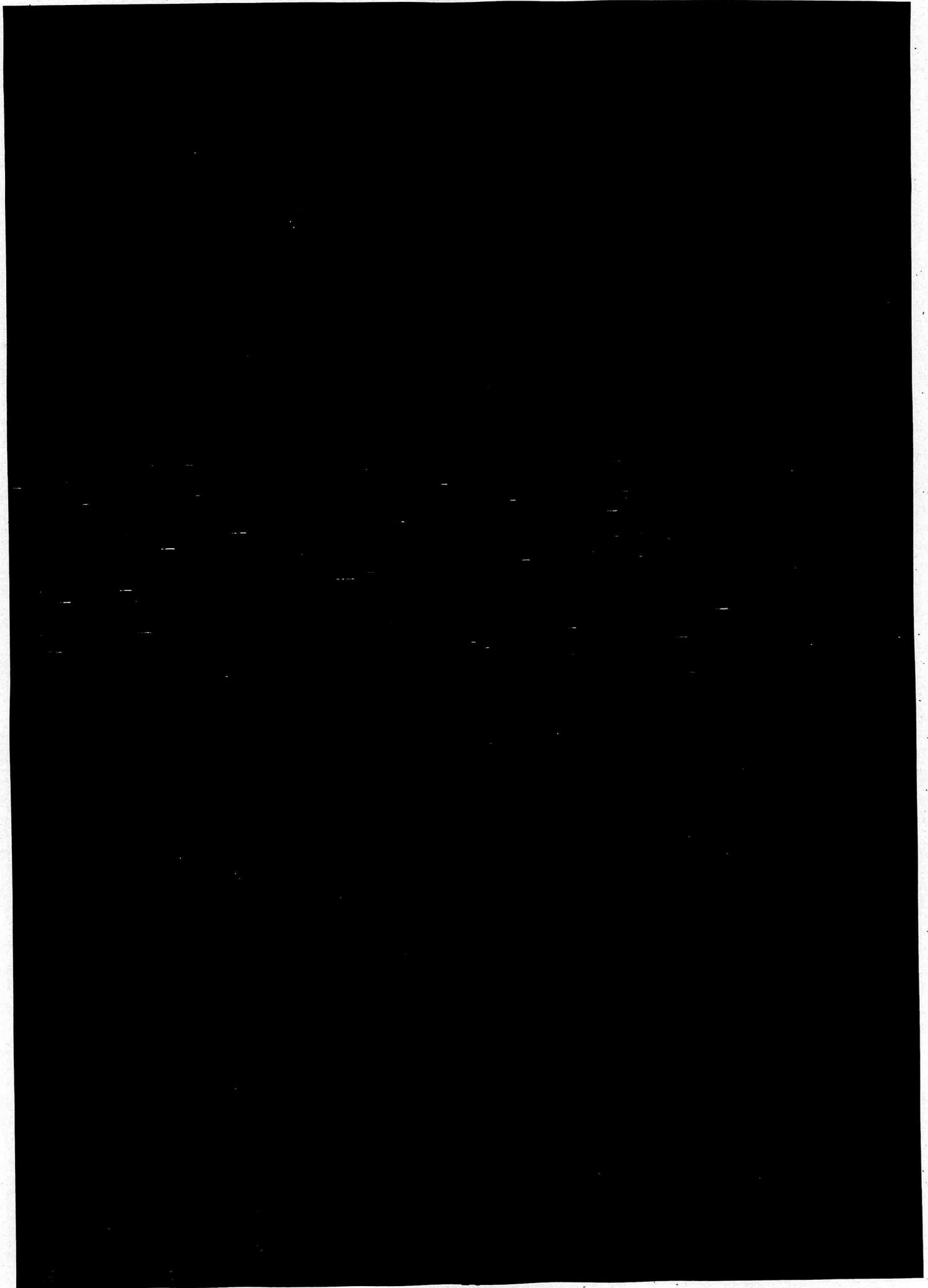
6月9日 動物衛生研究所に検体到着  
6月10日 PCRの結果判明。血液1検体のみ陰性で他はすべて陽性。

[REDACTED]

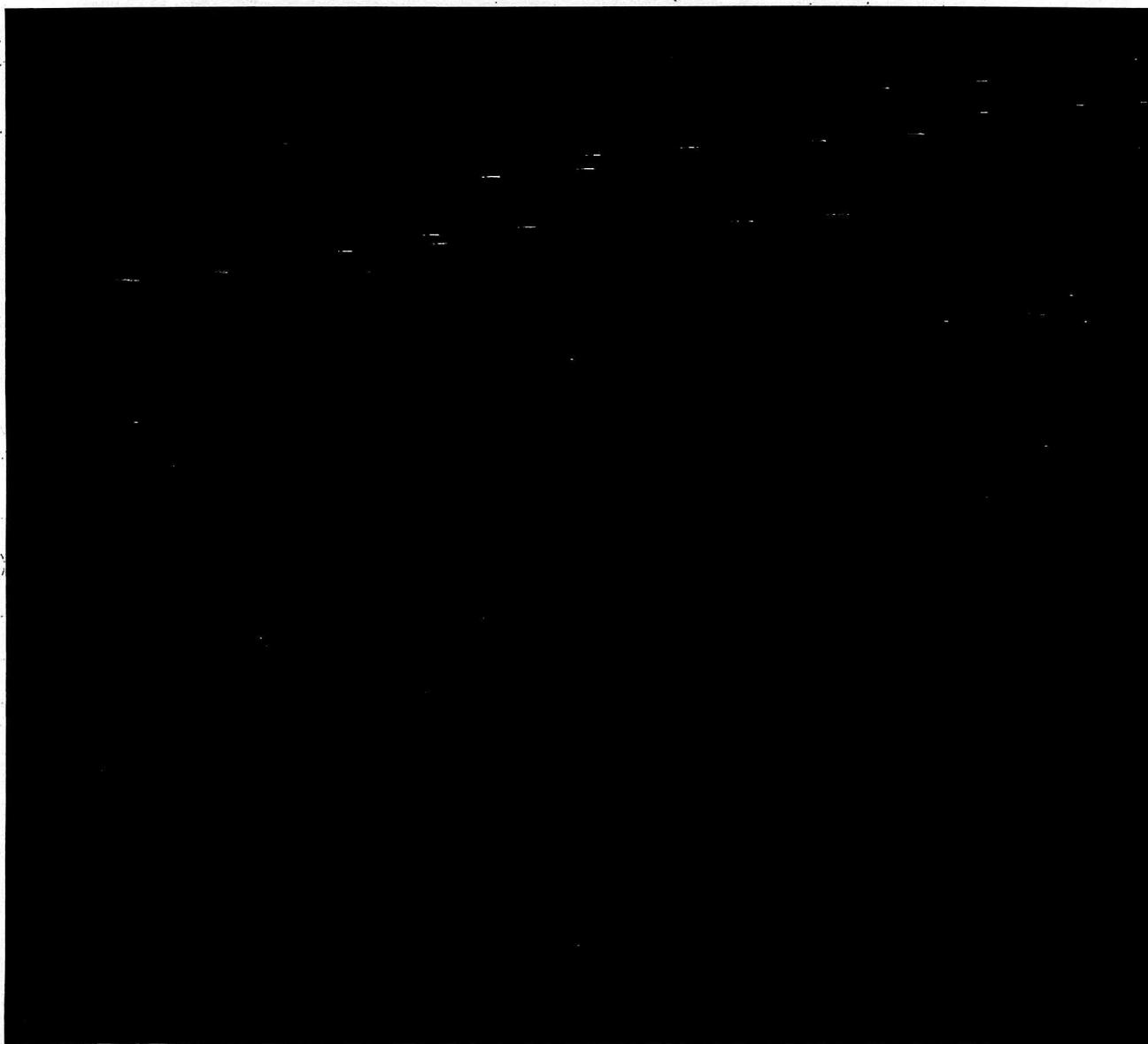
**4 疫学情報**

[REDACTED]





280例目  
(都城市: )  
周边写真



## 宮崎県における口蹄疫疑い事例(西都市：283例目)に対する経緯等について

### 1 農場の概要

農場住所：宮崎県西都市 [REDACTED]

事務所住所：宮崎県西都市 [REDACTED]

飼養状況：黒毛和種（肥育）約550頭

### 2 経緯

[REDACTED]

### 3 検査の状況

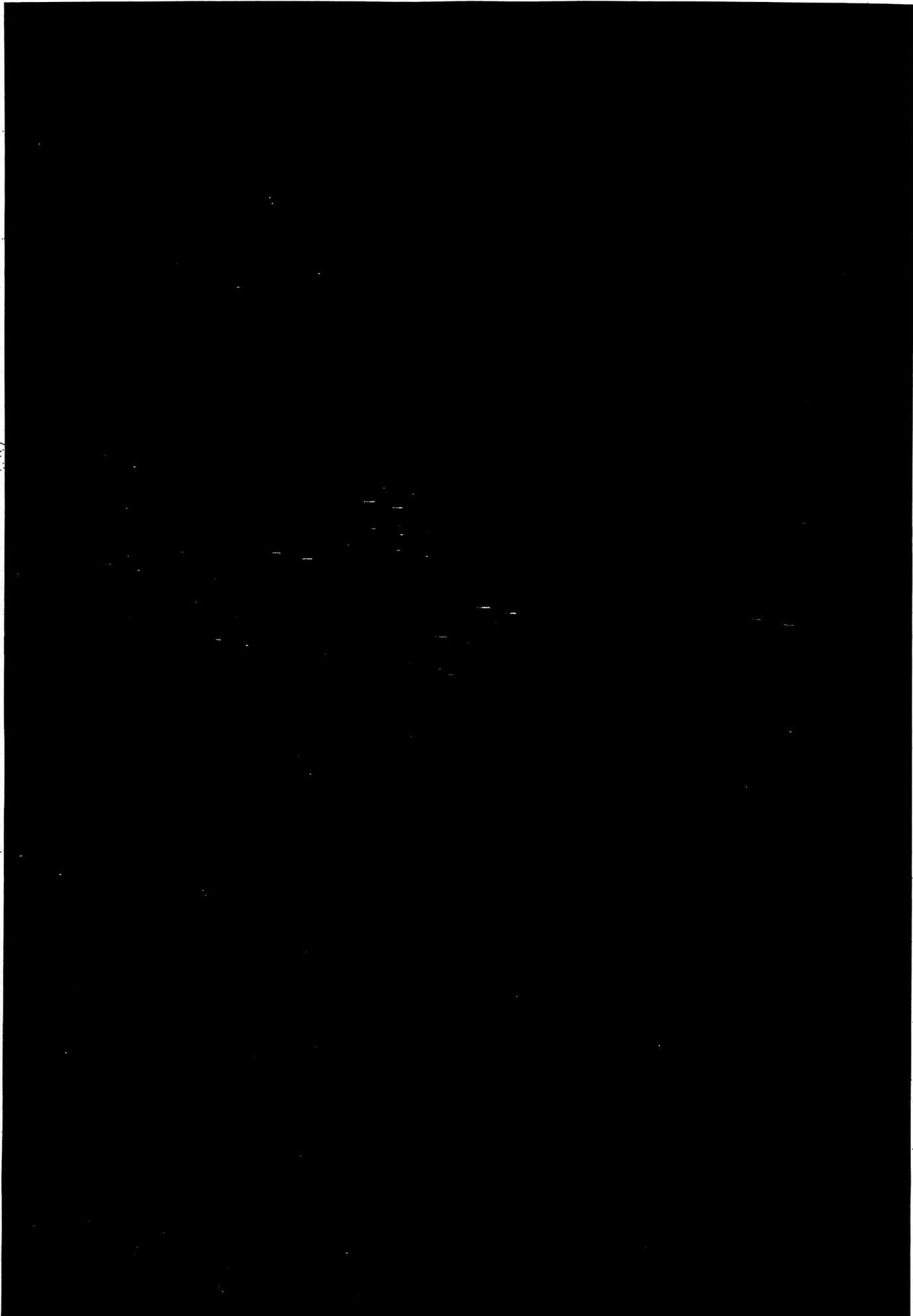
6月10日 動物衛生研究所に検体到着

6月11日 PCR結果判明。3検体で陽性を確認。

[REDACTED]

### 4 疫学情報

[REDACTED]



283例目  
(西都市: [REDACTED])  
周边写真



## 宮崎県における口蹄疫疑い事例(日向市：284例目)に対する経緯等について

### 1 農場の概要

農場住所：[REDACTED]

宮崎県日向市 [REDACTED]

飼養状況：黒毛和種（肥育）349頭

### 2 経緯



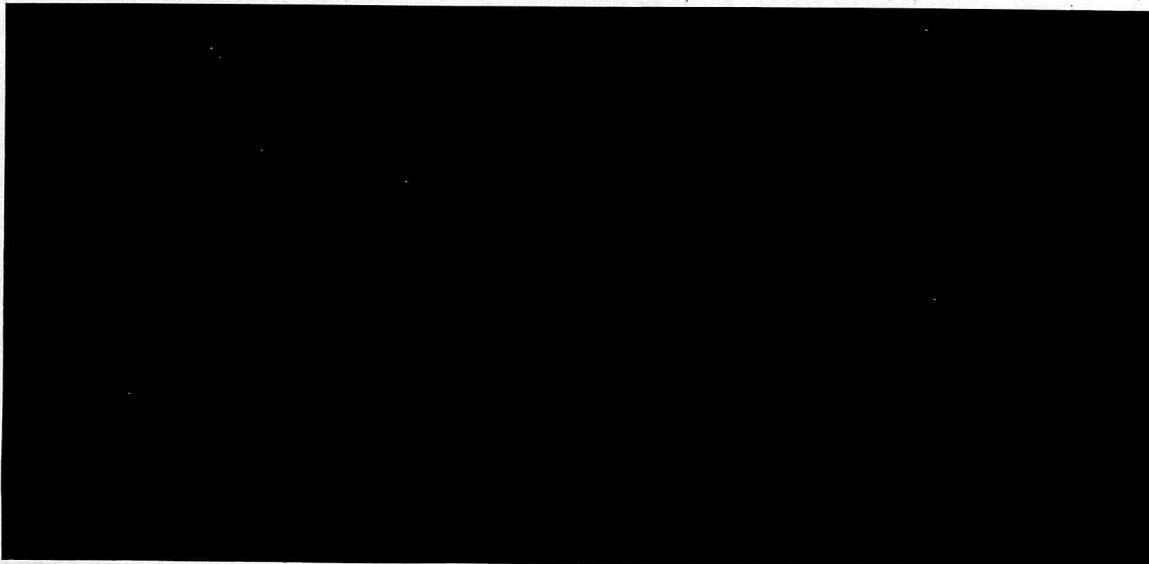
### 3 検査の状況

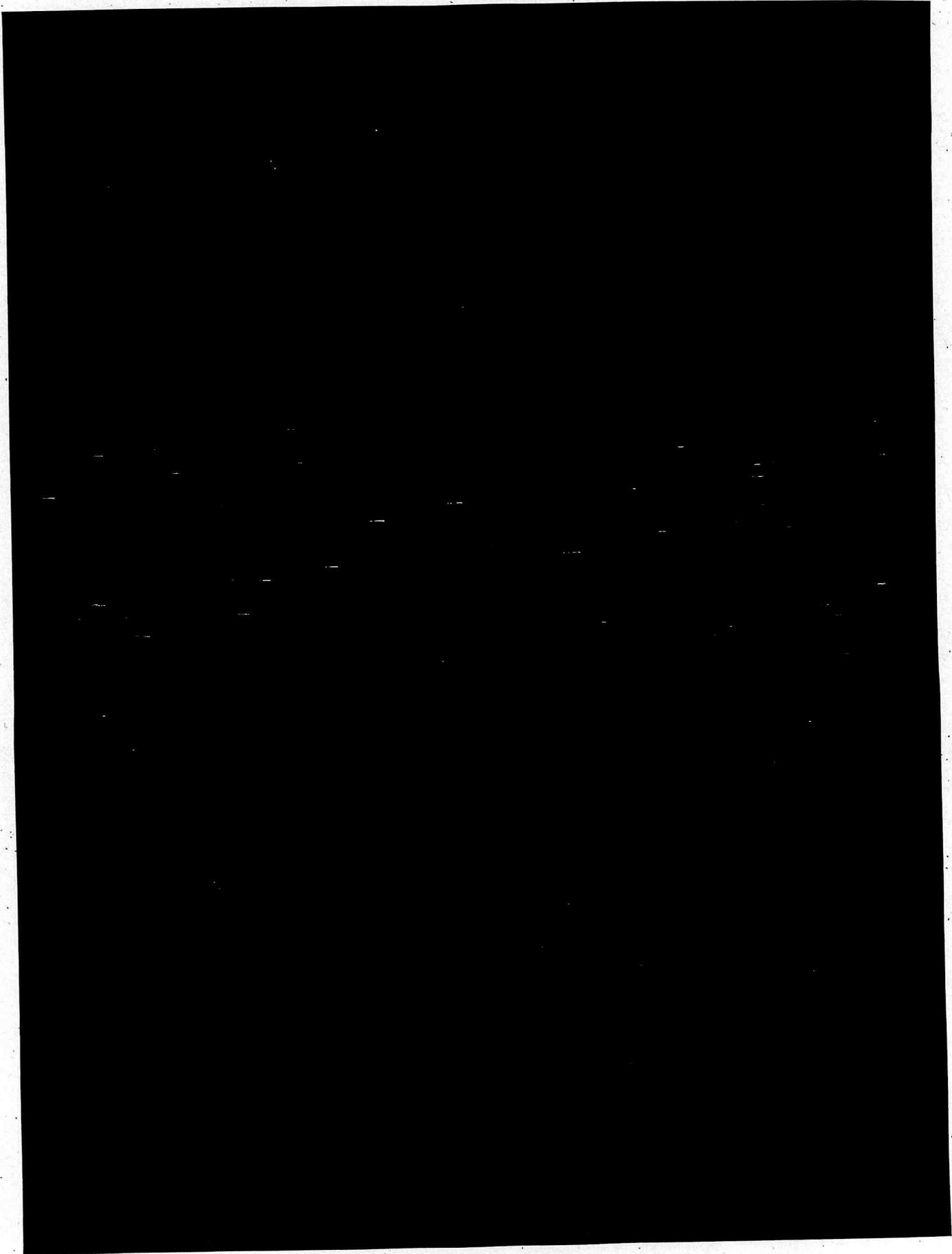
6月10日 動物衛生研究所に検体到着

6月11日 PCR結果判明。5検体中5検体で陽性を確認。



### 4 疫学情報





284例目

(日向市: )

周辺写真



## 宮崎県における口蹄疫疑い事例(宮崎市：285例目)に対する経緯等について

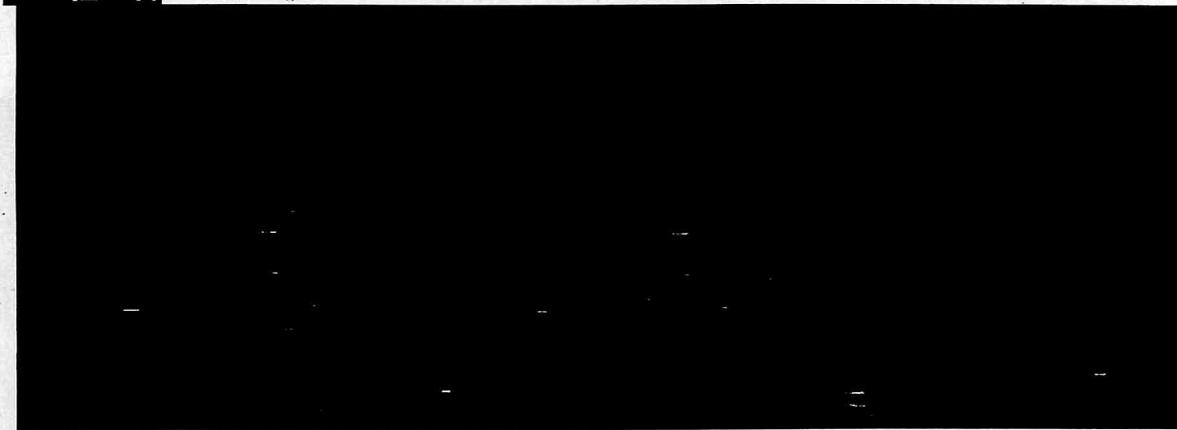
### 1 農場の概要

農場住所：宮崎県宮崎市

自宅住所：

飼養状況：豚 繁殖115頭、育成6頭、子600頭、肥育600頭 雄4頭  
合計1325頭

### 2 経緯



### 3 検査の状況

6月10日 動物衛生研究所に検体到着。

6月11日 PCRの結果判明。3検体中3検体で陽性を確認。

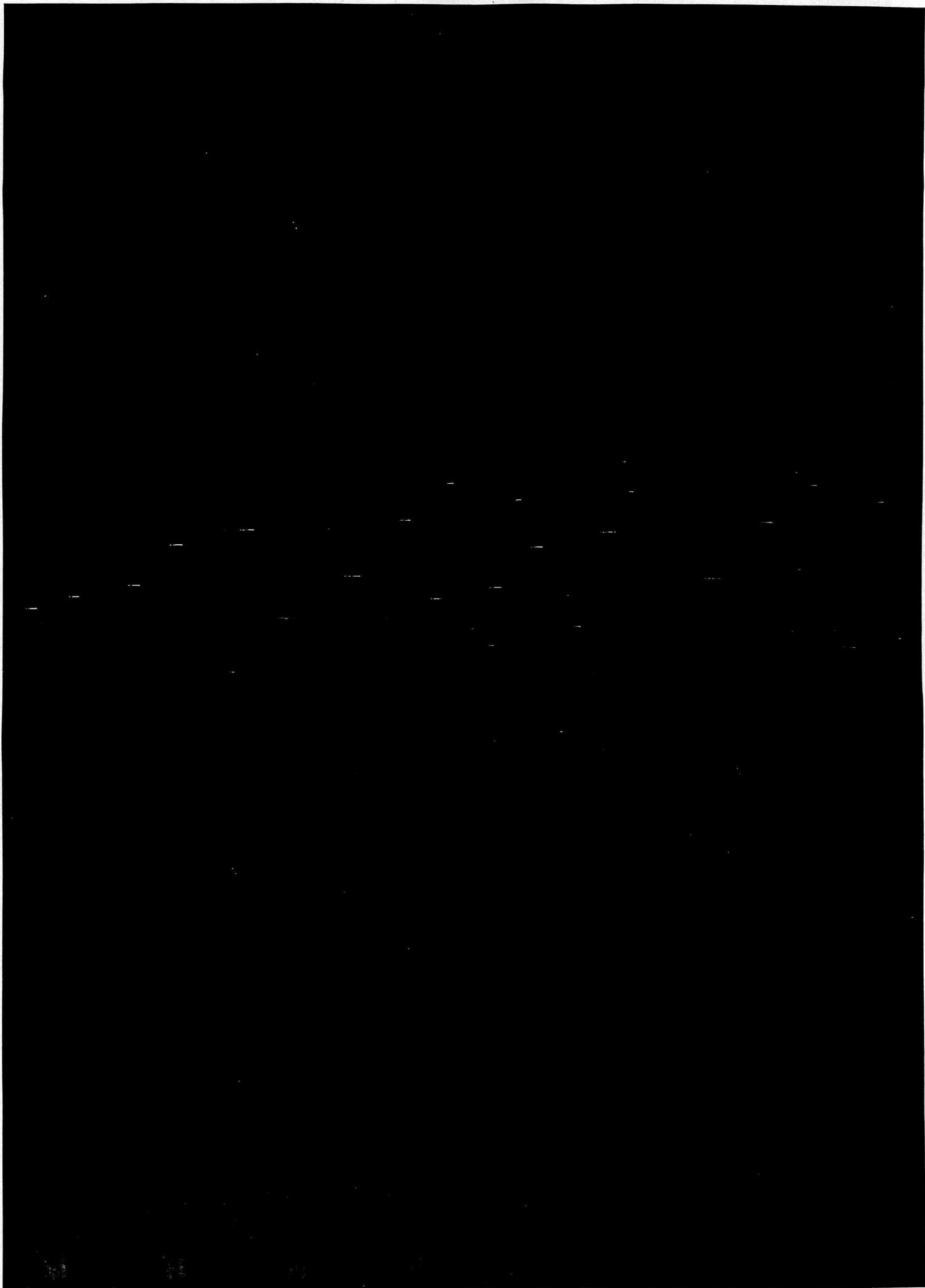


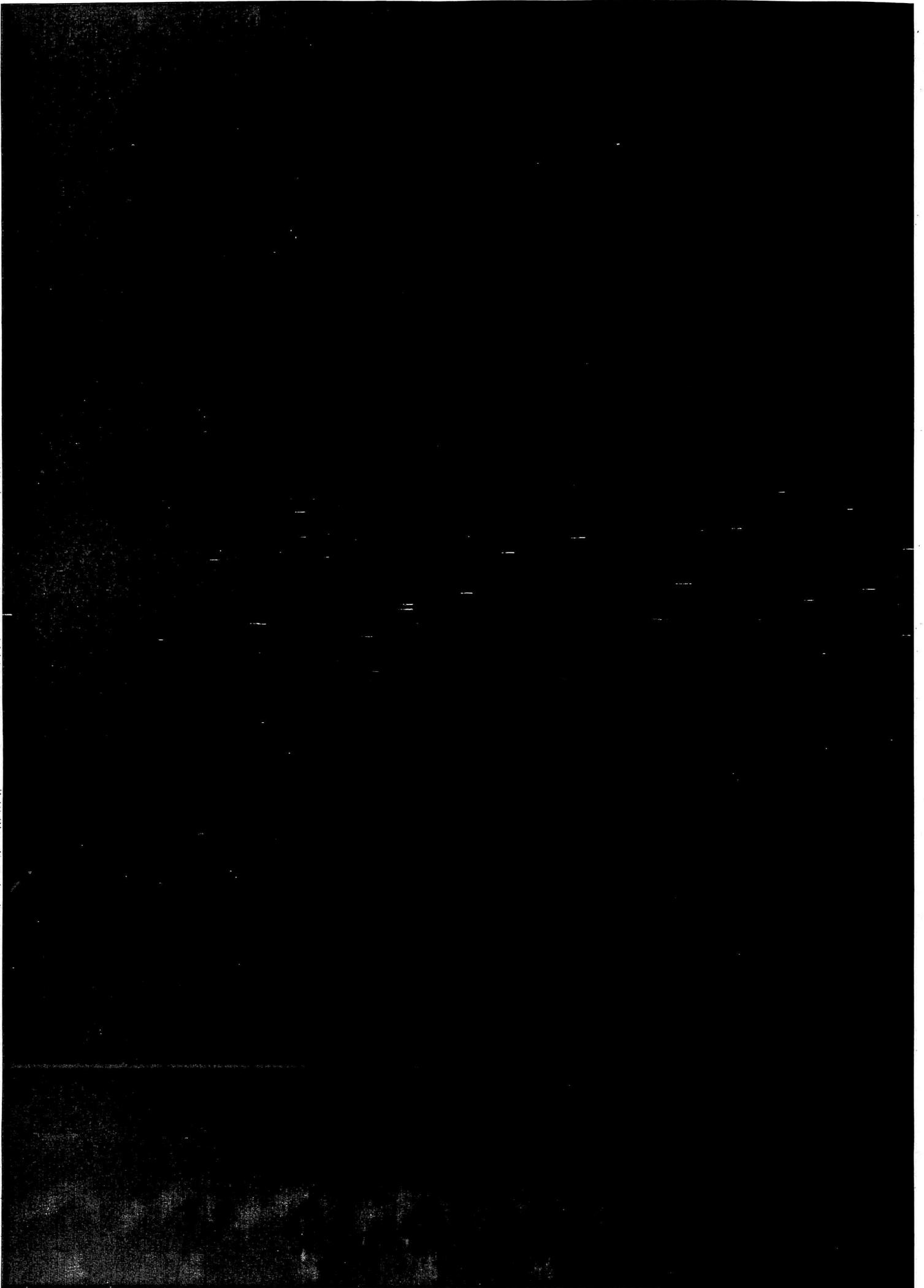
### 4 疫学情報



285例目  
(宮崎市: [REDACTED])  
周辺写真







厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較(都城関連:6月11日現在)

数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
280例目 都城市 肥育経営 (6月10日)				

32

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較(西都関連:6月11日現在)

数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
283例目 西都市 肥育経営 (6月11日)				

33

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較(日向関連:6月11日現在)

数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
34 284例目 日向市 肥育経営 (6月11日)	[Redacted]			

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較(宮崎関連:6月11日現在)

数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
285例目 宮崎市 養豚一貫経営 (6月11日)				

35

# ウイルス感染時期の推定 (川南・都農1～8例目、えびの市4例)

ウイルス感染推定時期 ■ 聞き取り調査に基づく 発症日 ■ 家保による発症確認日(立入日) ■ 消毒完了日

- (1) 基本的に、発症が確認された2～8日前(牛)、4～12日前(豚)を感染時期と推定
- (2) PCR(+)かつ抗体(-)の症例は、発症直前に感染した可能性が高いため、発症が確認された2～4日前(牛)、4～6日前(豚)を感染時期と推定
- (3) 抗体価256以上が1検体でも確認された場合、抗体価のピーク時期に発見されたと想定し、発症が確認された15～20日前(牛)、7～12日前(豚)と推定
- (4) 牛について、無症状の検体で抗体(+)が確認された場合、発症が確認される数か月前に感染し、免疫を獲得している可能性がある

所在地	飼養形態	採材時の臨床症状牛	PCR結果(採材日)	抗体検査(抗体価)	無症状かつ抗体(+)(抗体価)	3月																															4月																															5月																															6月																														
						1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
都農町および川南町における1～8例目																																																																																																																																	
1例目	繁殖牛(16頭)	4頭	陽性(3/3) (4月19日)																																																																																																																														
2例目	酪農・肉用牛複合(68頭)	6頭	陽性(6/6) (4月20日)																																																																																																																														
3例目	肉用牛肥育(118頭)	4頭	陽性(3/3) (4月20日)																																																																																																																														
4例目	肉用牛繁殖(64頭)	3頭	陽性(2/3) (4月21日)																																																																																																																														
5例目	肉用牛一貫(75頭)	3頭	陽性(1/3) (4月22日)																																																																																																																														
6例目	水牛42頭 豚2頭	0頭	ND (4月22日)																																																																																																																														
		3頭以上	陽性(1/3) (3月31日)																																																																																																																														
7例目	肉用牛肥育(725頭)	5頭	陽性(4/5) (4月24日)																																																																																																																														
8例目	肉用牛肥育(1,019頭)	5頭	陽性(5/5) (4月27日)																																																																																																																														
えびの市における4例																																																																																																																																	
9例目	肉用牛肥育(275頭)	約30頭	陽性(4/5) (4月27日) * 9頭分を5検体にプール																																																																																																																														
22例目	養豚経営(320頭)	3頭	陽性(3/3) (5月4日)																																																																																																																														
88例目	肉用牛肥育(29頭) ※うち関連農場11頭	2頭	陽性(1/5) (5月10日)																																																																																																																														
83例目	肉用牛繁殖(46頭)	3頭	陽性(3/3) (5月12日)																																																																																																																														









暫定値

ワクチン接種実績表

平成22年6月12日作成

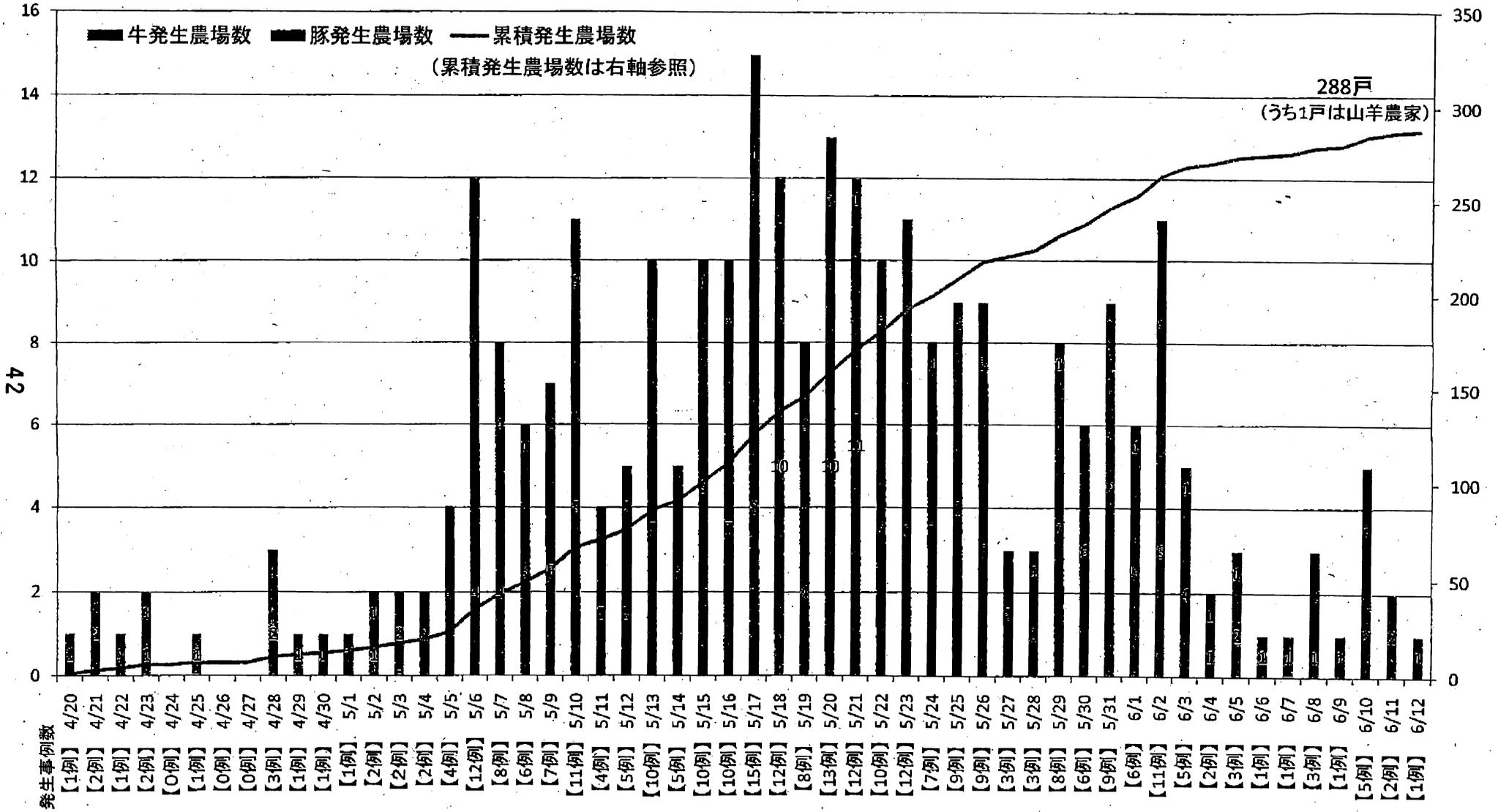
区分	牛		豚		合計	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数
ワクチン接種対象	957	45,971	66	79,603	1,023	125,574
ワクチン接種済み実績 (5/22~6/12)	954	45,944	66	79,603	1,020	125,547
未接種戸数・頭数*	3	23	0	0	3	23
高鍋町	1	6				
宮崎市	1	14				
	1 (接種了承)	3				
ワクチン接種率(%)	99.7	99.9	100.0	100.0	99.7	99.98

※その他、①ワクチン接種の同意を得ているものの、保定ができず接種不可(西都市、牛農家1戸4頭)、②いのしし農家(新富町1戸60頭、西都市4戸20頭)あり

# 口蹄疫発生農場数の推移【牛・豚】

(戸)

(戸)



42

採材月日:平成22年6月2日

採材場所:西都市

番号	検体番号	LPBE(O)	農場名	畜種	個体識別番号(豚は月齢等)	ワクチン接種
1	1-1	64		牛(肥育)		5月24日
2	1-2	32				
3	1-3	90				
4	1-4	181				
5	1-5	181				
6	1-6	90				
7	1-7	<32				
8	1-8	<32				
9	1-9	>=362				
10	1-10	>=362				
11	2-1	64		牛(肥育)	5月24日	
12	2-2	181				
13	2-3	90				
14	2-4	>=362				
15	2-5	90				
16	2-6	<32				
17	2-7	45				
18	2-8	45				
19	2-9	<32				
20	2-10	45				
21	3-1	>=362		牛(酪農)	5月25日	
22	3-2	>=362				
23	3-3	>=362				
24	3-4	90				
25	3-5	>=362				
26	3-6	256				
27	3-7	181				
28	3-8	<32				
29	3-9	181				
30	3-10	>=362				
31	4-1	>=362		牛(酪農)	5月25日	
32	4-2	>=362				
33	4-3	90				
34	4-4	>=362				
35	4-5	256				
36	4-6	>=362				
37	4-7	>=362				
38	4-8	256				
39	4-9	>=362				
40	4-10	90				
41	5-1	45		豚	5月23日	
42	5-2	90				
43	5-3	45				
44	5-4	45				
45	5-5	181				
46	5-6	>=362				
47	5-7	>=362				
48	5-8	181				
49	5-9	90				
50	5-10	90				

51	6-1	128		豚	肉豚 5か月	5月23日
52	6-2	45			肉豚 5か月	
53	6-3	<32			肉豚 4か月	
54	6-4	181			肉豚 4か月	
55	6-5	90			肉豚 6か月	
56	6-6	128			肉豚 6か月	
57	6-7	<32			母豚 6産	
58	6-8	128			母豚 6産	
59	6-9	<32			母豚 6産	
60	6-10	<32			母豚 0産	

# 疑似患畜の症状確認日(検体採取日)とワクチン接種日の関係 (288例目まで)

症状確認日 (検体採取日)	ワクチン接種日															
	牛								豚							
	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日
5月23日																
5月24日									1							
5月25日		1	1						1		1					
5月26日			1						1							
5月27日			1	1							1					
5月28日		3	3		1						1					
5月29日			3	2	2											
5月30日			1	2	5						1					
5月31日			2	1	2											
6月1日				1			1			1	1	1				
6月2日				2	2		1				2					
6月3日				1	1						1					
6月4日			1					1								
6月5日			1		1					1						
6月6日				1												
6月7日										1		1				
6月8日			1								1					
6月9日											1					
6月10日			1													
6月11日			1								1					

接種後 経過日数	牛	豚
1	1	1
2	4	2
3	3	1
4	11	2
5	11	1
6	3	0
7	5	1
8	3	1
9	1	3
10	1	1
11	1	0
12	2	0
13	0	2
14	0	0
15	1	1
16	0	1
17	1	1
18	1	0
19	0	1
20	0	1

45

## 発生農場周辺の清浄性確認の強化について

- 1 現在、発生農場の確認時には、直ちに疫学調査を行い、飼養管理者が共通している農場の家畜を疑似患畜としているほか、獣医師、飼料運搬車等が共通している疫学関連農場については、立入検査を行うとともに、14日を経過後、抗体検査により清浄性を確認している。
- 2 また、発生農場の周辺農場（半径5km）については、電話による聴き取り等により清浄性を確認している。
- 3 一方、ワクチン接種後に確認された最近の事例（都城市や宮崎市）については、発生地域からかなり離れた農場で発生が確認されているが、疫学調査においては、現在のところ、こうした農場と発生農場との間に明確な関連は認められていない。
- 4 こうした状況を踏まえ、遠隔地で発生が認められた場合には、当該地域における浸潤状況をより迅速・効果的に把握するため、これまでの取組に加え、近隣の農場（発生農場周辺1km程度）について採材（血液、スワブ）を行い、PCR検査及び抗体ELISA検査を実施し清浄性を確認する。

(参考)

## 都城市での発生にかかるサンプリング

1 対象戸数（発生農場から概ね1km以内）

8戸（11農場）

うち 牛飼養農場 10農場

豚飼養農場 1農場

2 サンプルサイズ

1農場当たり最大10検体（無作為抽出）

3 検査方法

- ・PCR検査（5検体ずつを1試料とする）
- ・抗体ELISA検査

4 採材日

6月12日（今後、動物衛生研究所で検査を実施）



"近接"のイメージ。

8行の700ワード届けが 差しかえ。



22消安第2289号

平成22年6月9日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

## 口蹄疫の初動防疫対策の徹底について

貴職におかれましては、日頃より家畜衛生行政の推進に御尽力いただき、ありがとうございます。

また、宮崎県において発生した口蹄疫について、貴都道府県からも人員派遣等による防疫措置への御協力を頂き、重ねて感謝申し上げます。

6月7日、移動制限が解除されたえびの市において、口蹄疫疫学調査チームによる第2回現地調査及び検討会を行った結果、同市の4例の発生農場では、埋却地の確保がスムーズに行われ、いずれの事例についても殺処分、埋却等の防疫措置が速やかに完了しており、本病のまん延防止には、早期発見・早期通報、迅速な殺処分、埋却等が必要であることを、改めて確認したところです。

このため、万一、貴都道府県において本病の発生が確認された場合に、家畜伝染病予防法（昭和23年法律第166号。）及び口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下「新法」という。）並びに口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）に基づく防疫措置を速やかに講じることができるよう、下記事項に御留意の上、初動防疫対応に万全を期されるようお願いいたします。

## 記

## 1 早期の診断及び殺処分について

(1) 本病を疑う異常畜について通報があり、都道府県家畜保健衛生所の家畜防疫員が当該農場の立入検査を行う場合には、同居畜を含め、鼻腔、口唇、口腔、舌、蹄部、乳頭部等を中心とした臨床検査を徹底すること。その際、すべての異常畜（異常畜が多数の場合は代表的な数頭）の病変部位の写真を鮮明かつ十分に撮影するこ

と。

- (2) 当該都道府県家畜保健衛生所は、当該写真及び飼養状況や病歴等の疫学情報（不明疾病の現地調査票等）を都道府県畜産主務課を経由して直ちに当課に送付すること。
- (3) 当課は、送付された情報に基づき、また動物衛生研究所及び必要に応じ専門家の意見を踏まえ、本病である可能性が極めて高く直ちに殺処分する必要があると判定した場合には、都道府県畜産主務課にその旨連絡する。
- (4) 当該連絡を受けた都道府県畜産主務課は、当該異常畜とその同居畜を疑似患畜と判定する。また、当該連絡を受けてから24時間以内を目途に異常畜を殺処分するよう努めること。この場合においても、防疫指針に基づき可及的速やかに動物衛生研究所に病性鑑定用材料を送付し、精密検査を実施すること。
- (5) (3) 以外の場合は防疫指針に従い病性鑑定を実施し、その結果に基づき対応すること。
- (6) 都道府県家畜防疫員は、病性が決定されるまでの間、異常畜の所有者に対し、防疫指針に基づき飼養家畜の隔離、農場への立入制限、農場の応急的な消毒等を指導し、病原体の散逸防止を図ること。

## 2 発生確認後の措置

都道府県畜産主務課は、1の(4)の病性の決定後、直ちに次の措置をとること。

- (1) 当該疑似患畜は、当該農場内で直ちに殺処分すること。また、当該疑似患畜の同居畜についても疑似患畜とし、速やかに殺処分すること。
- (2) 埋却地をあらかじめ当該農場又は当該農場の農場周辺に確保すること。やむを得ない事情により、これらの土地を確保できない場合には、関係機関や周辺住民と協議した上で、公有地（国、県等）を利用すること。この際、埋却地への家畜の移動に際しては、当課と協議し、死体等を密閉すること等による十分な病原体の拡散防止措置を講じること。
- (3) 発生農場及び周辺農場の外周部をビニールシートで遮蔽すること等により、病原体の散逸を防止するとともに、消毒薬、殺鼠剤、殺虫剤等を的確かつ迅速に使用し、昆虫、小動物等による病原体の拡散防止に努めること。
- (4) 発生農場における疑似患畜の処分、埋却等の防疫措置を行なう際には、病原体の拡散を防止するために、農場周辺の通行の制限を実施すること。この際、道路への消毒薬の散布（散水車の活用を含む。）などにより、周辺の消毒を徹底すること。
- (5) 道路等における消毒ポイントについては、本病の発生確認直後から、発生農場への取付道路、周辺道路、農道若しくは幹線道路を含めて、車両等による病

原体の拡散防止が徹底できるよう、路線等を確認の上、通行経路の違いによって漏れがないよう設置を工夫すること。また、畜産関係車両や防疫作業車両の厳重な消毒に加えて一般車両の消毒も実施すること。

- (6) 防疫措置の実施にあたっては、あらかじめ発生農場内に炭酸ソーダ等の消毒薬を散布すること等により、粉じんの飛散を防止するとともに、防疫指針第2の3の(8)(防疫従事者の入退場時及び退場後の留意点)に従い、発生農場からの病原体の散逸防止に努めること。
- (7) 移動制限区域内の農場のリストアップを行うとともに、これらの農場に対する電話による聴き取り等により、速やかに周辺農場における異常畜の有無を確認すること。

### 3 発生に備えた体制整備等

- (1) 宮崎県において発生している口蹄疫は強い伝播力を有し、本病に特徴的な臨床症状を明確に示していることから、既に「宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の再徹底等について(平成22年4月28日付け22消安第1107号農林水産省消費・安全局長通知)」でお知らせしているとおり、その症状を生産者、獣医師、関係機関・団体等に改めて周知し、本病の早期発見・早期通報を徹底すること。
- (2) 家畜の所有者による埋却地の確保が困難である場合に備え、あらかじめ市町村と協議を行い、地域毎に十分な埋却予定地を確保しておくこと。
- (3) 本病の発生が確認された場合には、速やかに周辺農場における異常畜の有無の確認や消毒措置の徹底等を実施することが必要であることから、日頃から農場リストを整備するとともに、地図情報システム等を活用して農場所在地の把握・整理すること。
- (4) 速やかに発生農場における殺処分、埋却、消毒等の防疫措置を完了するため、隣接県や市町村との連携体制や県内の人的支援体制及び指揮命令系統の整備等を検討すること。

## ワクチン接種農場の飼料及び排泄物等について

- 1 ワクチン接種の有無に限らず、疑似患畜が確認された農場（発生農場）の排泄物、敷料、飼料、生乳、精液等（以下、「排泄物等」という。）については、病原体により汚染し、または汚染したおそれのある物品（汚染物品）として、家畜伝染病予防法に基づき病原体を不活化するため、焼却、埋却または消毒することとされている。
  
- 2 一方、口蹄疫の発生が確認されていないワクチン接種農場の排泄物等については、家伝法に基づく汚染物品には該当しないが、
  - (1) ワクチン接種では、ウイルスへの感染を完全に防ぐことはできないこと、
  - (2) 接種農場では、ワクチン接種により感染しても症状が抑えられ、飼養管理者による感染家畜の発見が難しいこと  
から、こうした農場の排泄物等についても、念のため、病原体の不活化に必要な措置を行う必要がある。
  
- 3 具体手的な処理の方法については、有効かつ合理的な方法について、今後検討する。

(参考)

### ※家伝法抜粋

(汚染物品の焼却等の義務)

第二十三条 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者（当該物品が鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送中のものである場合には、当該物品の所有者又は運送業者。以下この条において同じ。）は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。ただし、家きんサルモネラ感染症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品その他農林水産省令で定める物品は、指示を待たないで焼却し、埋却し、又は消毒することを妨げない。

- 2 前項の物品（同項ただし書の物品を除く。）の所有者は、同項の指示があるまでは、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒してはならず、また、家畜防疫員の許可を受けなければ、これを他の場所に移し、使用し、又は洗じようしてはならない。
- 3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の物品（同項ただし書の物品を除く。）について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、埋却し、又は消毒することができる。
- 4 伝達性海綿状脳症の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者に対する第一項本文及び前二項の規定の適用については、これらの規定中「焼却し、埋却し、又は消毒」とあるのは、「焼却」とする。

### ※指針抜粋

#### 第2 防疫措置

##### 3 発生地における防疫措置

##### (6) 汚染物品の処理

汚染物品は、患畜等の生乳、精液等の生産物、排せつ物及び排せつ物を含む敷料等並びにこれらに接触し、又は接触したおそれのあるものとし、原則として、次のとおり焼却、埋却又は消毒を行う。

- ア 疑似患畜の死体を解体した一部（肉、骨、臓器、皮等）は、焼却又は埋却をする。
- イ 家畜の生乳、精液等の生産物は、酸化又はアルカリ化した後、死体等とともに埋却する。
- ウ 家畜の排せつ物及び排せつ物を含む敷料等は、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、拡散防止措置を行った上で堆肥化する（発酵消毒）。
- エ 飼料、乾草及びわらはは、焼却又は埋却を原則とする。これが困難な場合には、家畜及び飼養者が接触した部分を焼却又は埋却をする。また、感染源でないことが確実と判断できるものであって、サイレージ以外のものは、くん蒸等の方法で確実に消毒したもののみ、発生農場での利用を認めることとする。
- オ 畜舎及び農作業に用いた車両器具類は、清掃後消毒する。
- カ 家畜管理用具類は、金属製用具等消毒が容易なものを除き、焼却又は埋却をする。

別表第二(第二十九条、第三十五条関係)  
一 焼却の基準

焼却、埋却及び消毒の基準

区分	焼却を行なう場所	焼却の方法	摘要
死体の焼却	次に掲げるいずれかの場所 1 死亡獣畜を焼却する施設を有する死亡獣畜取扱場 2 人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常生活及び家畜が接近しない場所	次に掲げるいずれかの方法 1 焼却炉によるときは、その装置の通常の方法による。 2 主として薪を用いるときは、次の基準に適合する方法による。 (イ) 燃料 当該死体を焼却するに十分(死体重量の約二倍量)の薪及び補助燃料(わら、干草、タール、石油、ガソリン等)を用いる。 (ロ) 大家畜(牛馬)を焼却する場合にはあつては縦横各二メートル、深さ〇・七五メートルの穴を掘り、これを外穴とし、その周壁を少し内面に傾斜させ、更に外穴の底に縦横各一メートル、深さ〇・七五メートルの内穴を掘つて埋設部にあつては、内穴の底には、わらを厚さ約〇・一五メートルに敷き、タール等をまき、その上に薪を積み、外穴の底に死体をささえるに十分な鉄棒を横たえ、その上に腹部を下	1 焼却後に残つた骨及び灰はなるべく土中に埋却すること。 2 焼却した場所及びその附近の場所は、消毒すること。

二 埋却の基準

物品の焼却	物品の焼却	物品の焼却	物品の焼却
次に掲げるいずれかの場所 1 焼却炉 2 人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常生活及び家畜が接近しない場所	次に掲げるいずれかの場所 1 焼却炉によるときはその装置の通常の方法による。 2 当該物品を焼却するに十分な量の薪、わら等を用いて完全に焼却する。	にして死体を載せわらに点火して完全に焼却する。(地形等を利用する場合は、この方法に準じて焼却する。) (ハ) 大家畜以外の家畜を焼却する場合にあつては、(ロ)の方法に準じて焼却する。	1 残つた灰はなるべく埋却すること。 2 敷料等は散乱しないように注意すること。

区分	埋却を行なう場所	埋却の方法	摘要
死体の埋却	次に掲げるいずれかの場所 1 死亡獣畜を埋却する施設を有する死亡獣畜取扱場 2 人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常生活及び家畜が接近しない場所	1 埋却する穴は、死体又は物品を入れてもなお地表までメートル以上の余地を残す深さとする。 2 死体の上には厚く生石灰をまいてから土でおおう。ただし、土質の軽い土地においては石片等をもつて死体をおおつてから土でおおう。	埋却した場所には、次の事項を記載した標示をしておくこと。 1 埋却した死体又は物品にかかるとる病名及び家畜にあつてはその種類 2 埋却した年月日及び発掘禁止期間 3 その他必要な事項
物品の埋却	人家、飲料水、河川及び道路に近接しない場所であつて日常生活及び家畜が接近しない場所		

種類	方法	適当な消毒目的物	摘要
蒸気消毒	消毒目的物を消毒器内に格納した後なるべく消毒器内の空気を排除してから流通蒸気を用いて消毒目的物を一時間以上摂氏百度以上の湿熱に触れさせる。	被服、毛布、器具、布製の飼料袋等。	他物に染色のおそれがある物は、他物とともにしないこと。
煮沸消毒	消毒目的物を全部水中に浸し、沸騰後一時間以上煮沸する。	被服、毛布、毛、器具、布製の飼料袋、肉、骨、角、蹄、飼料等	他物に染色のおそれがある物は、他物とともにしないこと。
薬物消毒	<p>1 消石灰による消毒 生石灰に少量の水を加え、消石灰の粉末として直ちに消毒目的物に十分にさん布する。</p> <p>2 サラシ粉による消毒 消毒目的物に十分にさん布する。</p> <p>3 サラシ粉水〔サラシ粉 五分〕による消毒 定量のサラシ粉に定量の水を徐々に加え、十分にかきませた後直ちに消毒目的物に十分にさん布し、又はと布する。</p> <p>4 石炭酸水〔防疫用石炭酸 三分〕による消毒</p>	<p>畜舎の床、尿だめ、汚水だめその他アンモニアの発生の著しいもの及び井戸水用水等</p> <p>畜舎の隔壁、隔木、さく、土地等</p> <p>手足、死体、畜舎、さく、器具、機械、革具類等</p>	<p>サラシ粉は、光線及び湿気による作用を受けないように貯蔵されたものであること。</p> <p>サラシ粉水に用いるサラシ粉は、光線及び湿気による作用を受けないように貯蔵されたものであること。</p> <p>さん布の場合は、かきませながら使用すること。</p>

三 消毒の基準

<p>5 ホルムアルデヒドによる消毒 密閉した室内又は消毒器内において容積一立方メートルについてホルマリリン十五グラム以上を噴霧若しくは蒸発させ、又はホルムアルデヒド五グラム以上を発生させ、同時に二十八グラム以上の水を蒸発させる比例をもつて処置した後七時間以上密閉しておく。</p>	<p>室内、被服、毛布、畜舎、骨、肉、角、蹄、革具類、器具、機械、内容の汚染していない飼料袋等</p>	<p>1 ホルムアルデヒドによつて毛束、被服若しくは毛布又はこれらの類似品でその内部にいたるまで消毒する必要があるものは、真空装置を使用すること。</p> <p>この場合における消毒時間は、その装置によつて定めること。</p> <p>2 ホルムアルデヒドによる消毒は、消毒効果が不安定にならないように保温（おおむね摂氏十八度以上）に努めること。</p>
<p>6 ホルマリリン水〔ホルマリリン 一分〕による消毒 定量のホルマリリンに定量の水を加えて直ちに消毒目的物に十分にさん布し、と布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>畜舎、畜体、死体、器具、機械、骨、毛、角、蹄、革具類等</p>	
<p>7 クレゾール水〔クレゾール石けん液 三分〕水 九十七分</p>	<p>手足、被服、畜舎、畜体、死体、さく、器具、機械（搾</p>	

家畜伝染病予防法施行規則

<p>による消毒                  定量のクレゾール石けん液に定量の水を加えて消毒目的物に十分にさん布し、と布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>乳用のものを除く。革                  具類等</p>	
<p>8 塩酸食塩水                  塩酸 二分                  食塩 十分                  水 八十八分                  による消毒                  定量の塩酸及び食塩に定量の水を加えてこれに十分に消毒目的物を浸す。</p>	<p>皮</p>	
<p>9 苛性ソーダその他アルカリ水剤（アルカリ度一—二%）による消毒                  これを消毒目的物に十分にさん布し、又はこれに消毒目的物を浸す。</p>	<p>畜舎、器具等</p>	<p>さん布し、又は浸した後ブラシ等でこすり水で洗うこと。</p>
<p>10 アルコール（七〇%以上）による消毒                  これを浸した脱脂綿等で十分にふく。                  幅一メートルから二メートル、深さ〇・二メートル、長さ適宜の土溝を掘り、この中に消石灰（生石灰に水を加えて粉末とした直後のものをいう。以下本項において同じ。）をさん布し病原体に汚染していない敷わら、きゆう肥等を満たし、その上に消毒目的物を一メートルから二メートルの高さに積む。その表面に消石灰をさん布してから病原体により汚染していないことも、むしろ、敷わら、きゆう肥等をもつて</p>	<p>手指                  ふん、敷わら、きゆう肥等</p>	<p>牛又は豚のふんの消毒にあつては、消石灰に代えて生石灰を用い、適量のわらを混じて酸酵を十分にさせること。</p>

<p>酸酵消毒                  適当な厚さにこれをおおひ、その上をさらに土をもつておおつて少なくとも一週間放置酸酵させる。</p>		
--	--	--



22消安第1634号

平成22年5月20日

宮崎県農政水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

口蹄疫疑似患畜の発生に伴う移動制限区域の特例(移動制限区域内のと畜場の再開及び搬出制限区域からの搬入)に関する協議について

貴職より平成22年5月19日付け265-1282で照会のあった移動制限区域内のと畜場の再開及び搬出制限区域からの搬入に関しては、妥当と判断されますので、引き続き、家畜伝染病予防法(昭和26年5月31日法律第166号)及び口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(平成16年12月1日農林水産大臣公表)に基づき、円滑な対応方よろしくお願いします。

265-1282  
平成22年5月19日

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長 殿

宮崎県農政水産部長



口蹄疫疑似患畜の発生に伴う移動制限区域の特例（移動制限区域内のと畜場の再開及び搬出制限区域からの搬入）に関する協議について

宮崎県児湯郡における口蹄疫の疑似患畜の発生に伴い設置した移動制限区域について、移動制限区域内のと畜場の再開及び当該と畜場への搬出制限区域からの家畜の搬入について下記により実施することについて協議します。

記

① [redacted] の再開  
あたり、工場から5km以内の  
発生があった場合には、再協議  
することを追加

1 移動制限区域内のと畜場の再開について

(1) 再開すると畜場

名称： [redacted]

住所：宮崎県児湯郡都農町 [redacted]

(2) と畜場を再開するに当たっての当該と畜場に関する条件

ア と畜場の再開にあたり、と畜場内の消毒を適切に実施すること。

イ 作業従事者は当該と畜場内専用の作業服、長靴、帽子等を着用し、作業服及び帽子については毎日洗濯済みのものに交換するとともに、長靴については使用後充分消毒を行うこと。

ウ 作業従事者は他の家畜飼養場所に立ち入るおそれのない者に限ること。

エ 場内はと畜作業開始前及び作業終了後に十分な消毒を実施すること。

オ と畜対象家畜を当該と畜場に搬入する際には、運搬車両が場内に進入する際及び家畜の係留場所に進入する際の2か所で消毒すること。

カ 当該と畜場から運搬車両が退出する際には、家畜の係留場所から退出する際及び当該と畜場から退出する際の2か所で消毒すること。

(3) 搬入対象とする動物

宮崎県児湯郡における口蹄疫の疑似患畜の発生に伴い設置した搬出制限区域において飼養する牛、豚及びその他の偶蹄類家畜

(4) 搬入の際の条件

ア と畜場に搬入する家畜は、輸送の当日又は前日に家畜防疫員等が、搬出する家畜及び農場内の他の家畜に異常がないことを、別紙チェックリストにより確

認している場合のみ搬入を行うこと。

イ と畜対象家畜の搬入は、処理日当日とすること。

## 2 と畜場開設者との協議

業務を再開しようとする者と畜場は、上記(2)～(4)が担保できることについて、県畜産課に協議を行い、県畜産課はその内容を確認する。

## 3 搬出制限区域内からのと畜対象家畜の輸送及びと畜場への搬入

(1) と畜場に搬入する家畜を飼養する農場において、家畜防疫員等が農場内のと畜対象家畜及び他の家畜に異常がないことや、輸送時の消毒の実施状況について、別紙チェックリストにより確認すること。

(2) 家畜の所有者又は、家畜を輸送する者は、と畜対象家畜の輸送にあたり、次の内容を遵守すること。

(ア) 農場の入出場時、搬出制限区域から移動制限区域の入出場時、と畜場の入出時には車両の消毒を行うこと。

(イ) 運搬経路は家畜の飼養農場付近を極力走行しないルートとして移動指示書(様式第1号)に記載されたとおりとし、他の農場を経由せず、当該と畜場への直接搬出のみとすること。

(ウ) と畜場へ家畜を搬入する運搬車両が立ち寄る農場は、1日1農場のみとすること。

(エ) 輸送に当たっては、車両の荷台をシート等で覆うとともに、荷台からの尿等の液体の漏えいがないことを別紙チェックリストにより確認すること。

(オ) と畜場への搬入に当たっては、と畜検査員が場外に設置した生体検査場所で、臨床的に異常がないことを確認すること。

(5) と畜場で家畜を降ろした後は荷台や被覆に用いたシートを含め確実に車両の消毒を行い、別紙チェックリストにより確認すること。

(6) 異常が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。

## 4 と畜場からの運搬車両の退出

(1) 当該と畜場から運搬車両が退場する際には、家畜の繋留場所から退出する際及び当該と畜場から退出する際の2か所で消毒すること。

(2) と畜場から退出後は、他の施設に立ち寄ることなく、消毒ポイントを通過して移動制限区域外へ向かうこと。

## 5 搬出制限区域内から当該と畜場に家畜を輸送しようとする者は、県畜産課に協議を行い、県畜産課はその内容を確認する。

と畜場の再開に当たっての確認事項

確認事項	備考
1 と畜場の再開にあたり、と畜場内の消毒を適切に実施すること。	<input type="checkbox"/> 消毒の確認
2 作業従事者は当該と畜場内専用の作業服、長靴、帽子等を着用し、作業服及び帽子については毎日洗濯済のものに交換すると共に、長靴については使用后充分消毒を行うこと。	<input type="checkbox"/> 現場の確認
3 作業従事者は他の家畜飼養場所に立ち入るおそれのない者に限ること。	<input type="checkbox"/> 現場の確認
4 場内はと畜作業開始前及び作業終了後に十分な消毒を実施すること。	<input type="checkbox"/> 現場の確認
5 と畜対象家畜を当該と畜場に搬入する際には、運搬車両が場内に進入する際及び家畜の係留場所に進入する際の2か所で消毒すること。	<input type="checkbox"/> 現場の確認
6 当該と畜場から運搬車両が退出する際には、家畜の係留場所から退出する際及び当該と畜場から退出する際の2か所で消毒すること。	<input type="checkbox"/> 現場の確認

※「備考」は、確認事項の実施・遵守状況を確認する方法。

平成 年 月 日

【確認者欄】

家畜防疫員（代行者）

印

制限区域からの搬入に当たっての確認事項

確認事項	備考
1 当該と畜場へ搬入する家畜を飼養する農場において、家畜防疫員が、搬出する家畜及び農場内の他の家畜に異状がないことを確認すること。	<input type="checkbox"/> 水疱等発生の確認 <input type="checkbox"/> 流涎等の確認 <input type="checkbox"/> 発熱牛の確認
2 家畜の運搬経路は移動指示書に記載されたとおりであること。	<input type="checkbox"/> 運搬ルートの確認
3 輸送に当たっては、車両の荷台をシート等で覆うとともに、荷台からの尿等の液体の漏えいがないこと。	<input type="checkbox"/> 車両の確認
4 農場の入出場時、搬出制限区域から移動制限区域の入出場時、と畜場の入出時に車両の消毒を行うこと。	<input type="checkbox"/> 実施記録の確認

※「備考」は、確認事項の実施・遵守状況を確認する方法。

平成 年 月 日

【確認者欄】

家畜防疫員（代行者）

印

様式第1号 (表面)

## と畜場直行家畜の移動指示書

所属・氏名 (指示の相手先)

平成22年 月 日

家畜防疫員 所属  
氏名 印

次のとおり移動を指示します。なお、移動に際しては、裏面の事項を遵守願います。

家さんの種類	所有者又は管理者の住所氏名
牛・豚	〇〇市(町) 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇

1 移動年月日：平成22年 月 日より、移動制限期間が終了するまでの間 (ただし、今後の状況に応じて、移動の指示を取り消すことがある。)

2 経 路

【記入例】

農場 → (県道 号線) → (県道 号線) → (国道 号線) → 消毒ポイント (農業大学校)  
→ (国道 号線) → 消毒ポイント ( ) →

→ (国道 号線) → XXXXXXXXXX

3 移動先に関する事項

施設の住所及び名称：宮崎県児湯郡都農町 XXXXXXXXXX  
XXXXXXXXXX

(裏面)

- 1 運搬経路は家畜の飼養農場付近を極力走行しないルートを設定し、移動指示書に記載されたとおりとし、と畜場への直送のみとすること。
- 2 輸送に当たっては、車両の荷台をシート等で覆うとともに、荷台からの尿等の液体の漏えいがないことを確認すること。
- 3 搬入家畜は、農場の入出場時、搬出制限区域から移動制限区域の入出場時、と畜場の入出時には車両の消毒を行い、記録を残すこと。
- 3 と畜場に入場する前に、場外の生体検査場にて、と畜検査員による生体検査を受けること。
- 4 と畜場への搬入は、処理日当日とすること。
- 5 と畜場で家畜を降ろした後は荷台や被覆に用いたシートを含め確実に車両の消毒を行うこと。
- 6 万一、異常が確認された場合は、直ちに家畜保健衛生所へ連絡すること。

工場の所在地：宮崎県児湯郡都農町

#### 工場施設の概要

施設の概要 敷地面積92,418平方メートル

工場棟6,209平方メートル

管理棟366平方メートル

厚生棟588平方メートル

#### 施設能力

と殺解体能力／豚820頭／日 牛60頭／日

部分肉製造能力／豚750頭／日 牛40頭／日

枝肉冷蔵庫／豚1,400頭／日 牛280頭／日

冷蔵保管庫／85トン（牛豚部分肉）

冷凍保管庫／70トン（牛豚部分肉）

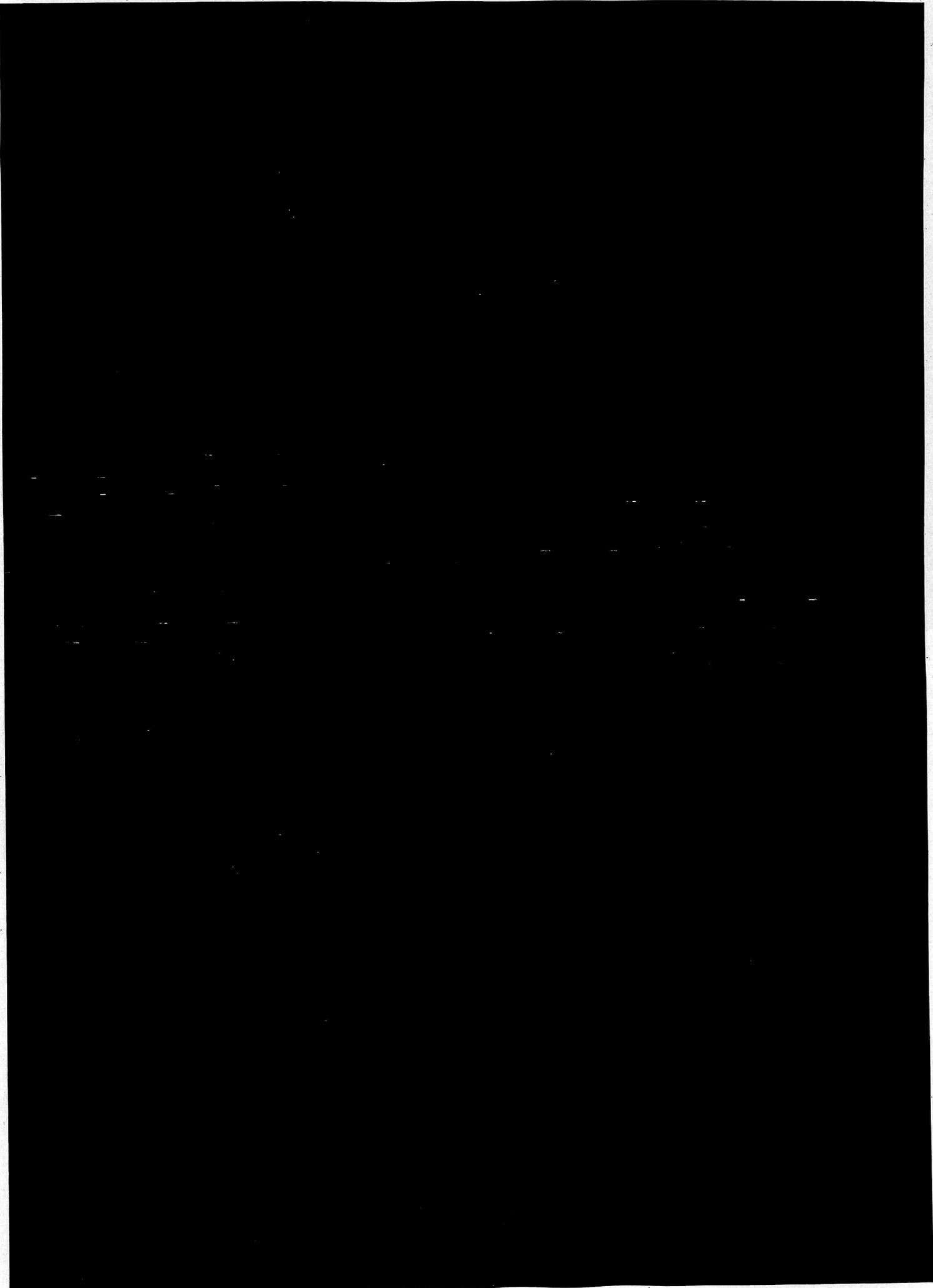
急速冷凍庫／40トン（牛豚部分肉）

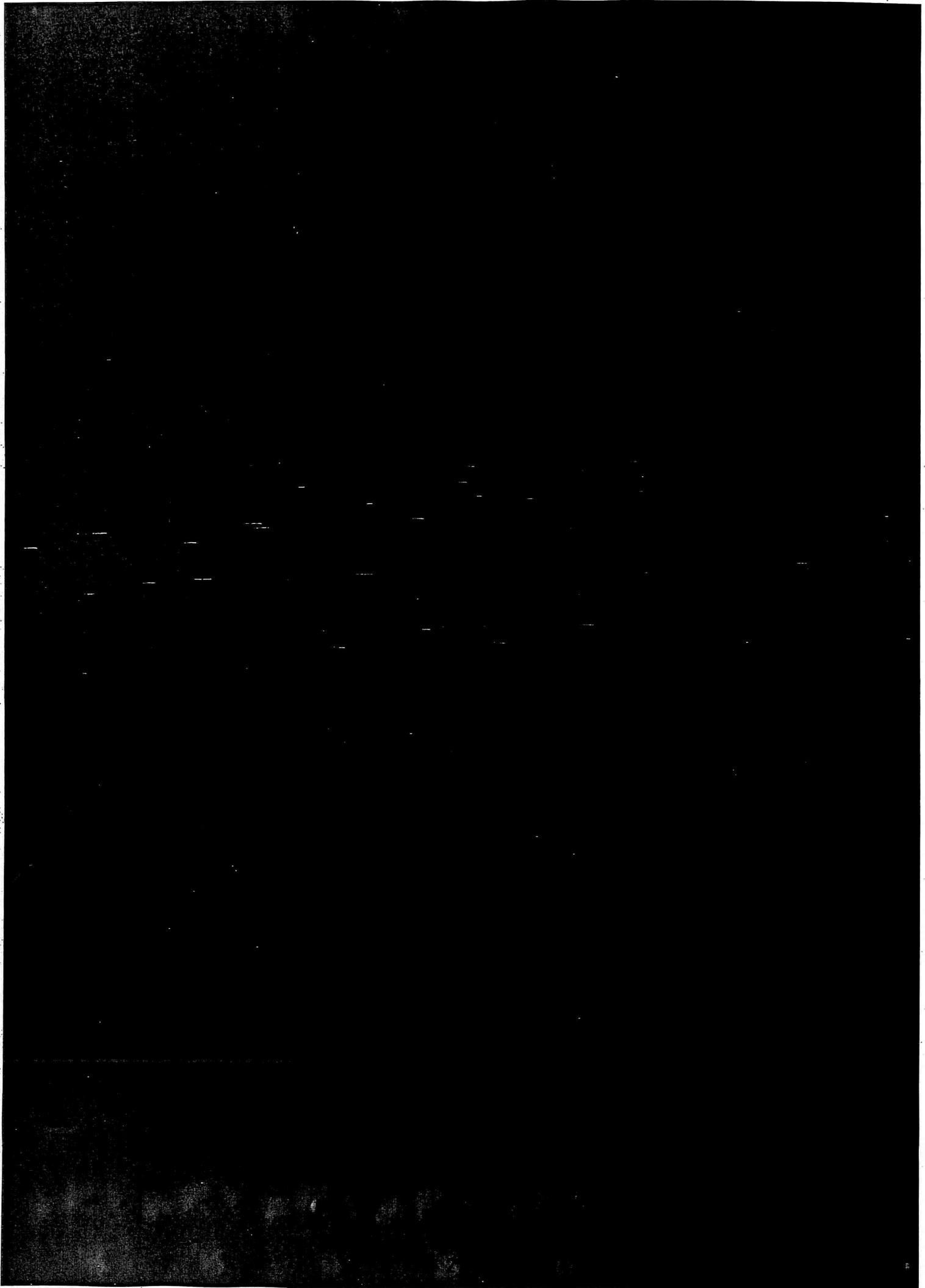
汚水処理能力／1,600トン／日

牛枝肉保管庫／135頭

工場棟施設平面図







## ワクチン接種家畜の移動制限区域外化製処理場における処理について (案)

ワクチン接種家畜の迅速な処理を行う観点からやむを得ない場合に限り、以下の条件を満たす場合、移動制限区域外の化製処理場に搬出し処理することを認める。

ただし、化製処理場の利用にあたっては、移動経路や化製処理場の周辺住民及び他の化製場利用者等の理解を得ることとする。

### 1 移動前

- ① ワクチンテイクまでの期間（牛：7日、豚：14日）以降の家畜であること。
- ② 搬出当日に家畜防疫員が臨床症状検査を行った結果、異常が認められない農場又は畜舎に飼養されているものであること。
- ② 生体での搬出は行わず殺処分後に移動制限区域から搬出すること。この場合、移動制限区域内に共同の係留・殺処分場所を確保し、各農場又は畜舎から生体を集合させて殺処分することは差し支えないこと。
- ③ 死体は、死体収容容器に収容後、更にウイングトラックなど不透性・密閉性の確保できる輸送車両に積載し、ウイルスの飛散・漏出防止を徹底すること。
- ④ 積載場所において積載終了後、輸送車両全体を消毒すること。

### 2 移動中

- ① 移動制限区域、搬出制限区域等の要所に設置されている消毒ポイントにおいて輸送車両の消毒を実施すること。
- ② 可能な限り畜産農家の少ない輸送ルートを事前に選定し、そのルートで輸送すること。
- ③ 輸送にあたっては、各消毒ポイントで通過の確認を受けること。

### 3 移動後

- ① 化製処理場到着時には、入り口で輸送車両の消毒を実施すること。
- ② 他の化製原料を搬入する他県及び宮崎県他地域の輸送車両と異なる時間帯に搬入すること。
- ③ 作業開始から、設備・資材の消毒が完了するまでの間、家畜防疫員が立ち会うこと。
- ④ 運搬車両から原料搬入口までシートを敷き詰める、原料置き場と製品置き場とを隔てる等、万一の場合の汚染が最小限となるよう留意すること。
- ⑤ 原料投入毎に投入口の消毒を実施すること。
- ⑥ 原料投入後の輸送車両の内部及び外部の消毒を実施すること。

## 第 2 回現地調査及び検討会の結果概要

平成 22 年 6 月 7 日

口蹄疫疫学調査チーム

今回の現地調査及び検討会において、えびの市を中心に設定された移動制限の解除に至る一連の経緯について検証し、以下の事項を確認した。

なお、今後、これらの事項を踏まえ、川南町地区についての疫学調査を進めることとした。

1. えびの市における初発例（9 例目）は、川南町の 7 例目と関連の農場であり、同一の家畜運搬車両が両農場に入場していることが確認されており、初発例との疫学的な関連性が確認された。
2. えびの市における 4 例の発生農場（9、22、68、83 例目）の間では、発生時期および潜伏期間を考慮すると、9 例目がえびの市における初発であり、22 例目、68 例目及び 83 例目の順で感染が広がったと推察される。
3. これら 4 例の発生農場では、埋却場所の確保がスムーズに行われ、いずれの事例についても殺処分、埋却等の防疫措置が速やかに完了。
4. したがって、えびの市における事例では、早期発見・早期通報、迅速な殺処分及び埋却等による防疫措置が有効に機能したことを確認。あわせて、感染拡大防止に有効な消毒の自主的な実施の必要性を確認。

# 疫学調査チーム 現地調査風景

日時：H22.6.6 9:15～13:05

場所：宮崎県えびの市

9例目

肉用肥育経営

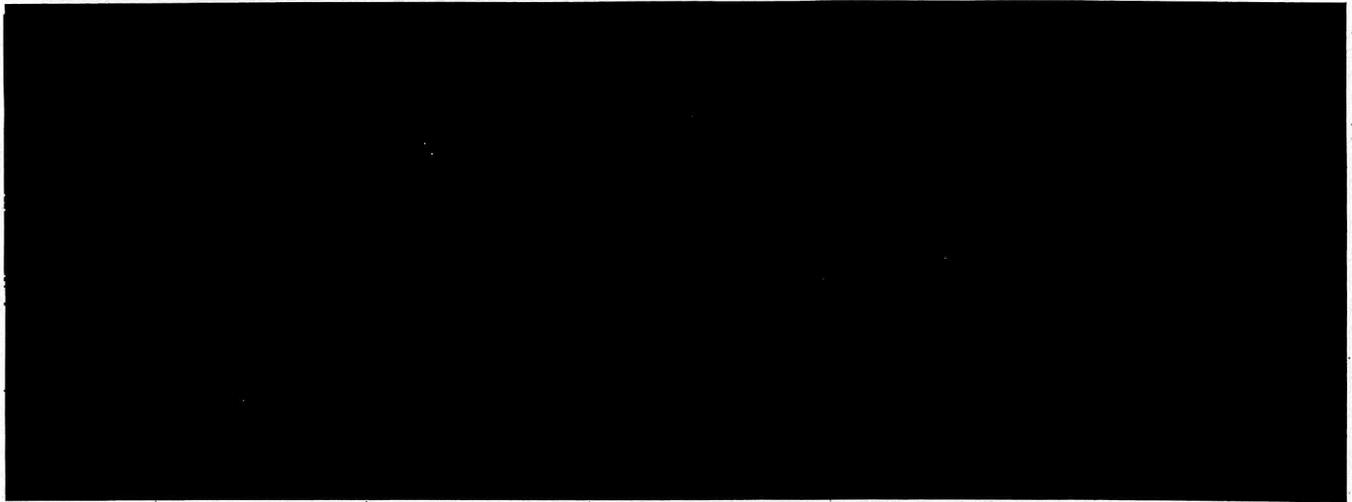


写真1 堆肥舎①

写真2 堆肥舎②



写真3 4/13、7例目との混載時に  
出荷した牛の飼養場所

写真4 4/27発症牛飼養場所



写真5 埋却場所

写真6:飼料運搬車通行道路

22例目

養豚経営



写真7 母豚舎

写真8 農場内全図

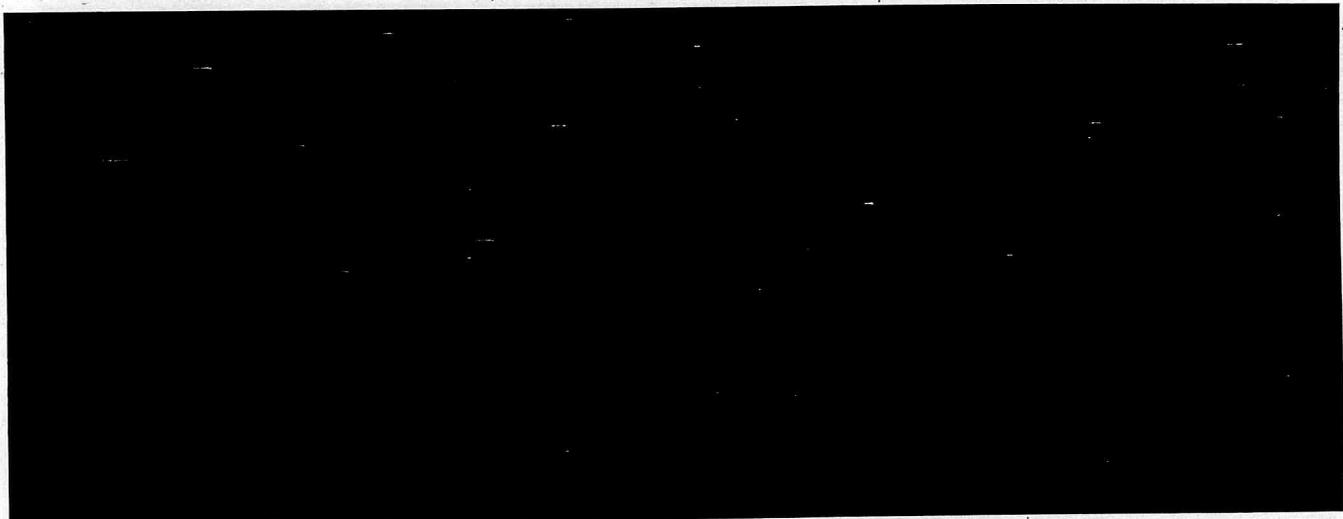


写真9 たい肥場

写真10 子豚舎

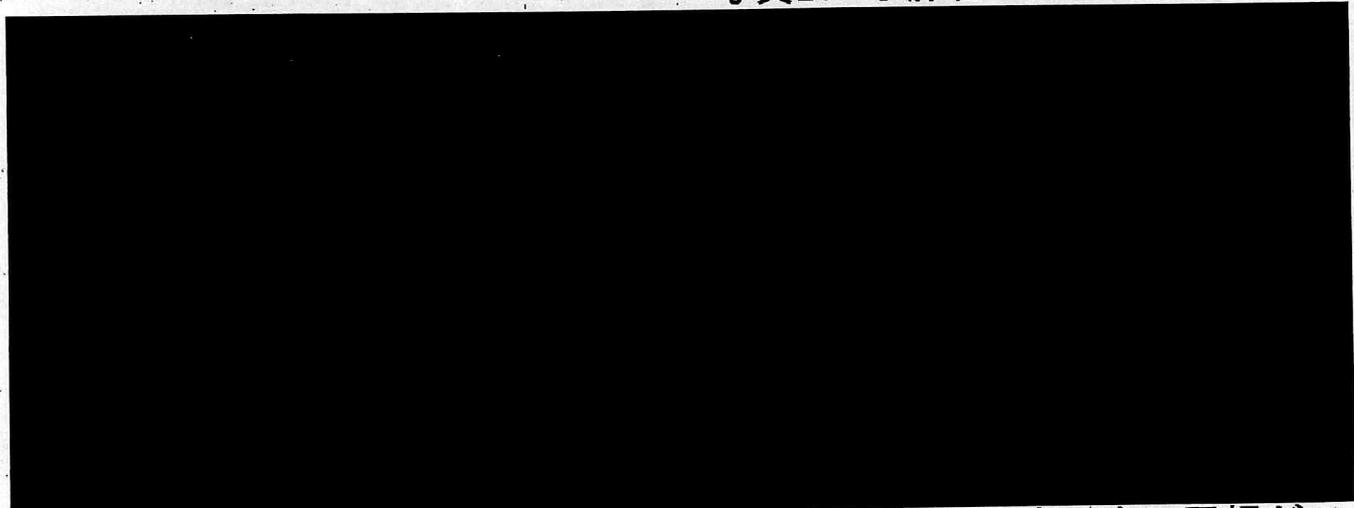


写真11 出荷待ち子豚舎(発生場所)

写真12 埋却地(奥の白い屋根が68例目農場)

68例目 XXXXXXXXXX 肉用牛繁殖経営



写真13 牛舎へ至る通路

写真14 繁殖牛舎①



写真15 繁殖牛舎②

写真16 堆肥舎



写真17 埋却地(牛舎のすぐ隣)

写真18 線路を挟んで向こうが22例目農場

83例目

肉用牛繁殖経営

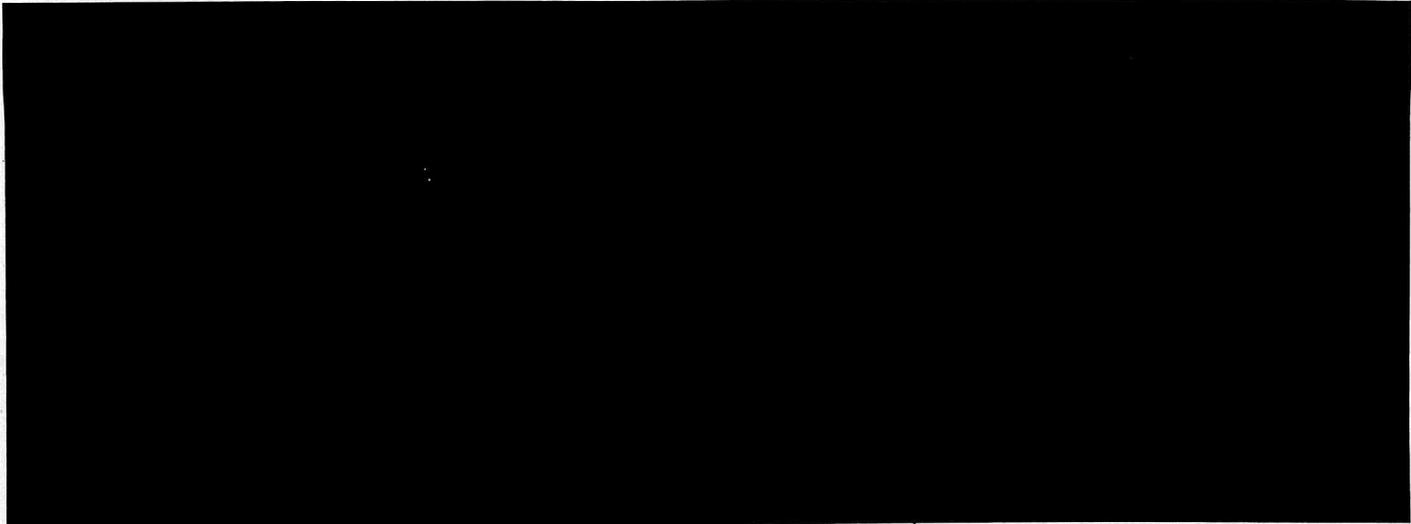


写真19 育成舎

写真20 ブルーシートの10m向こうが隣家の牛舎

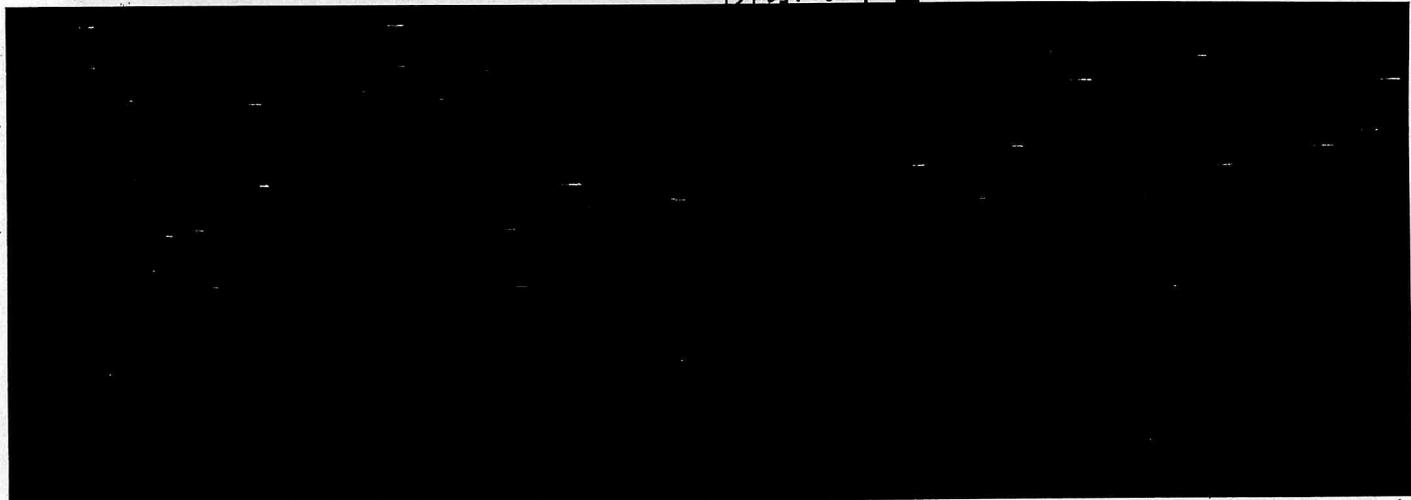


写真21 繁殖牛舎①(1頭発症)

写真22 繁殖牛舎②(2頭発症)

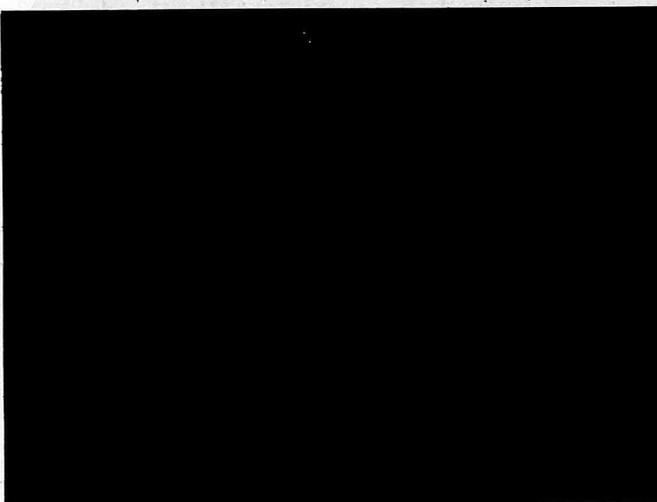


写真23 家きんと同居

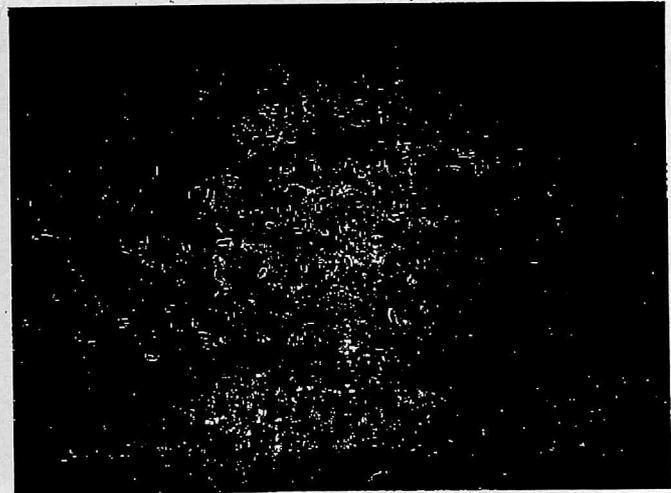
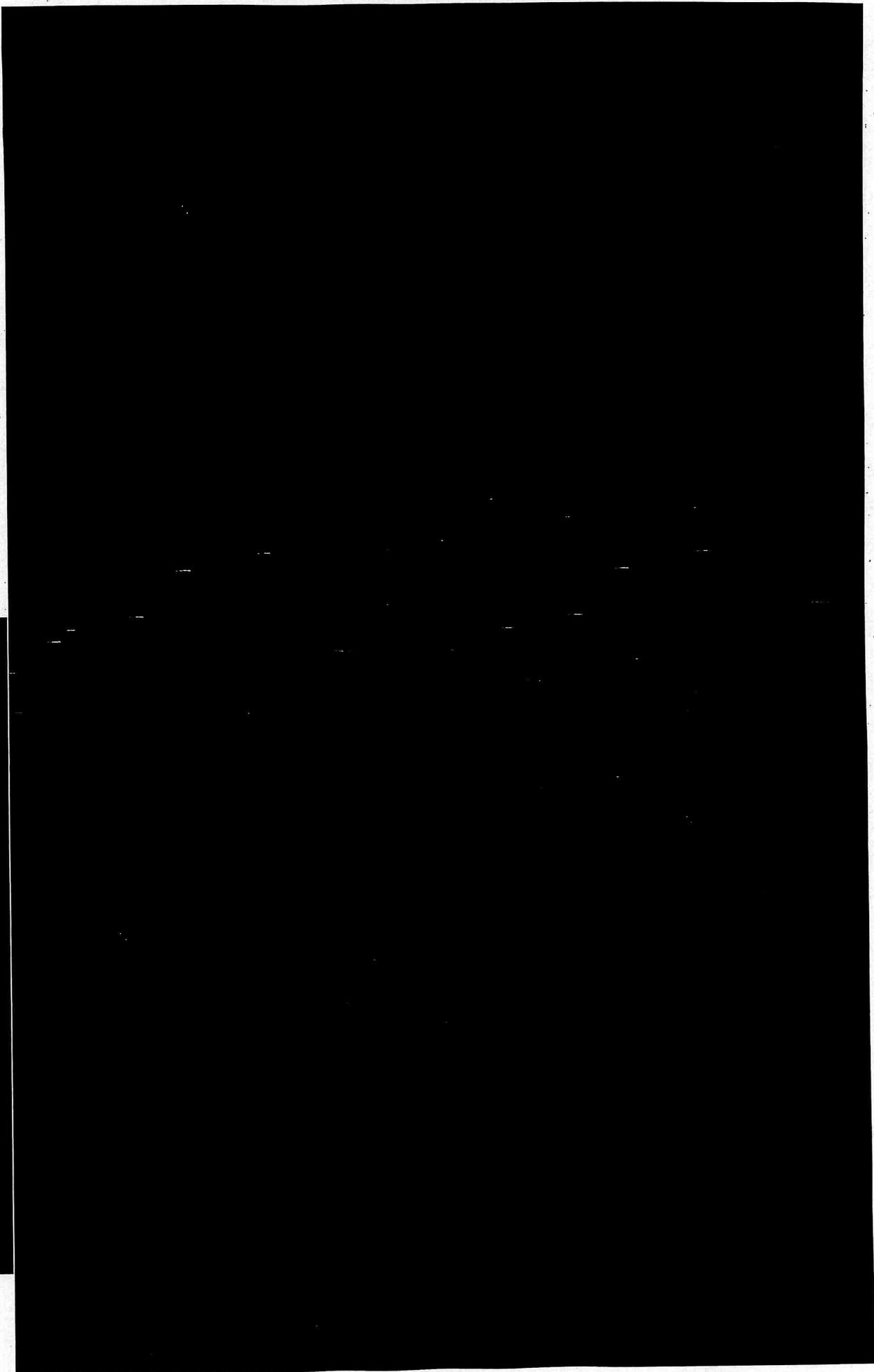
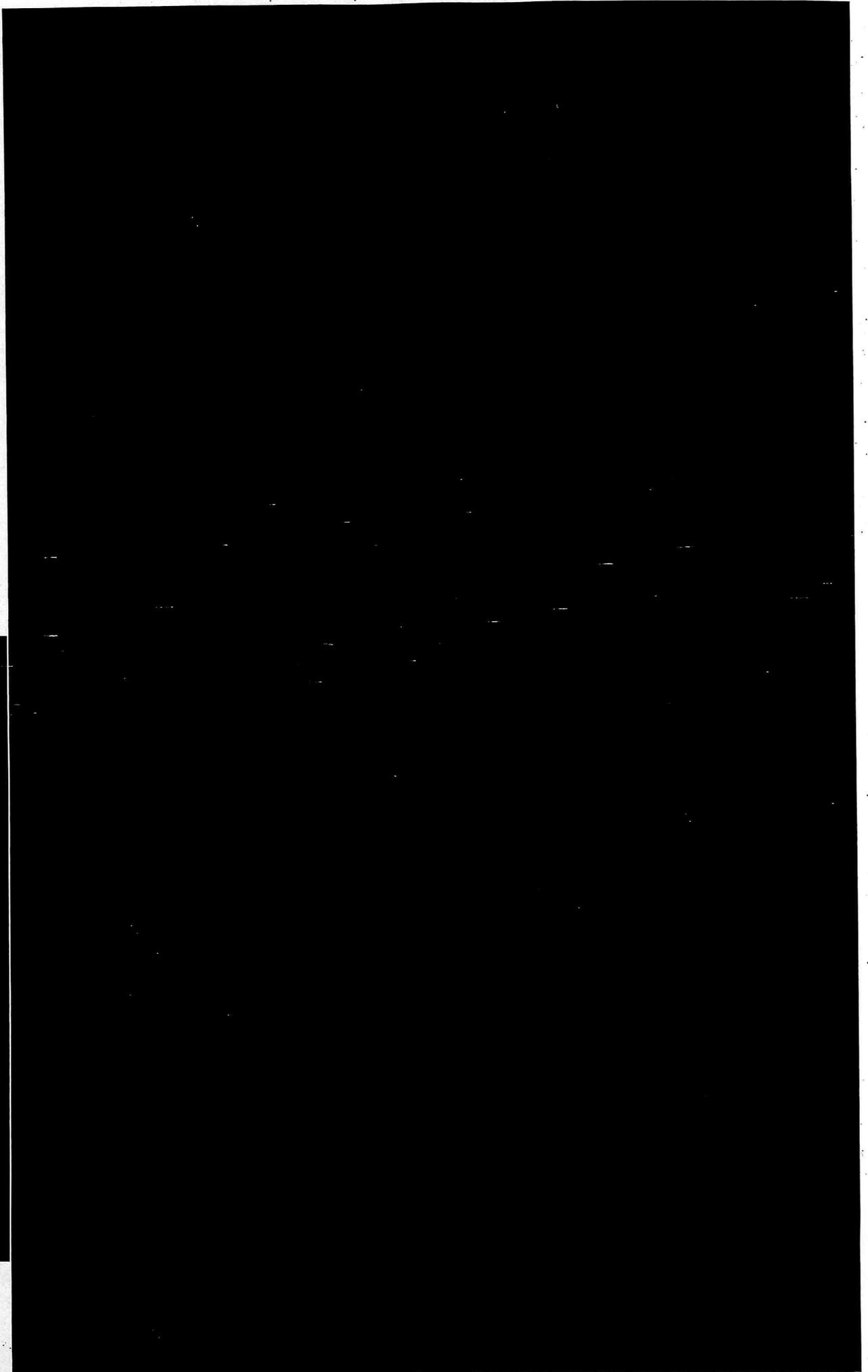
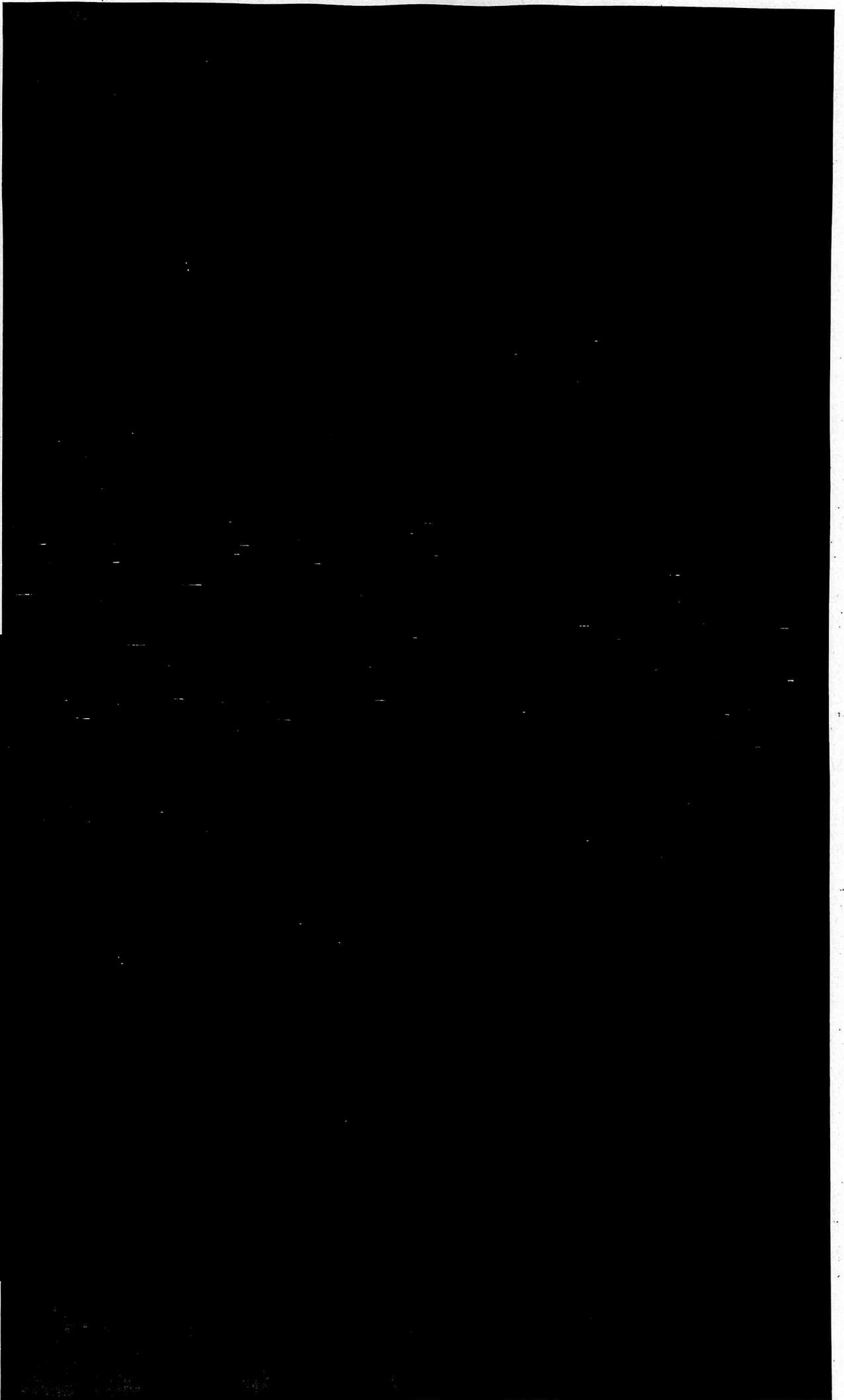


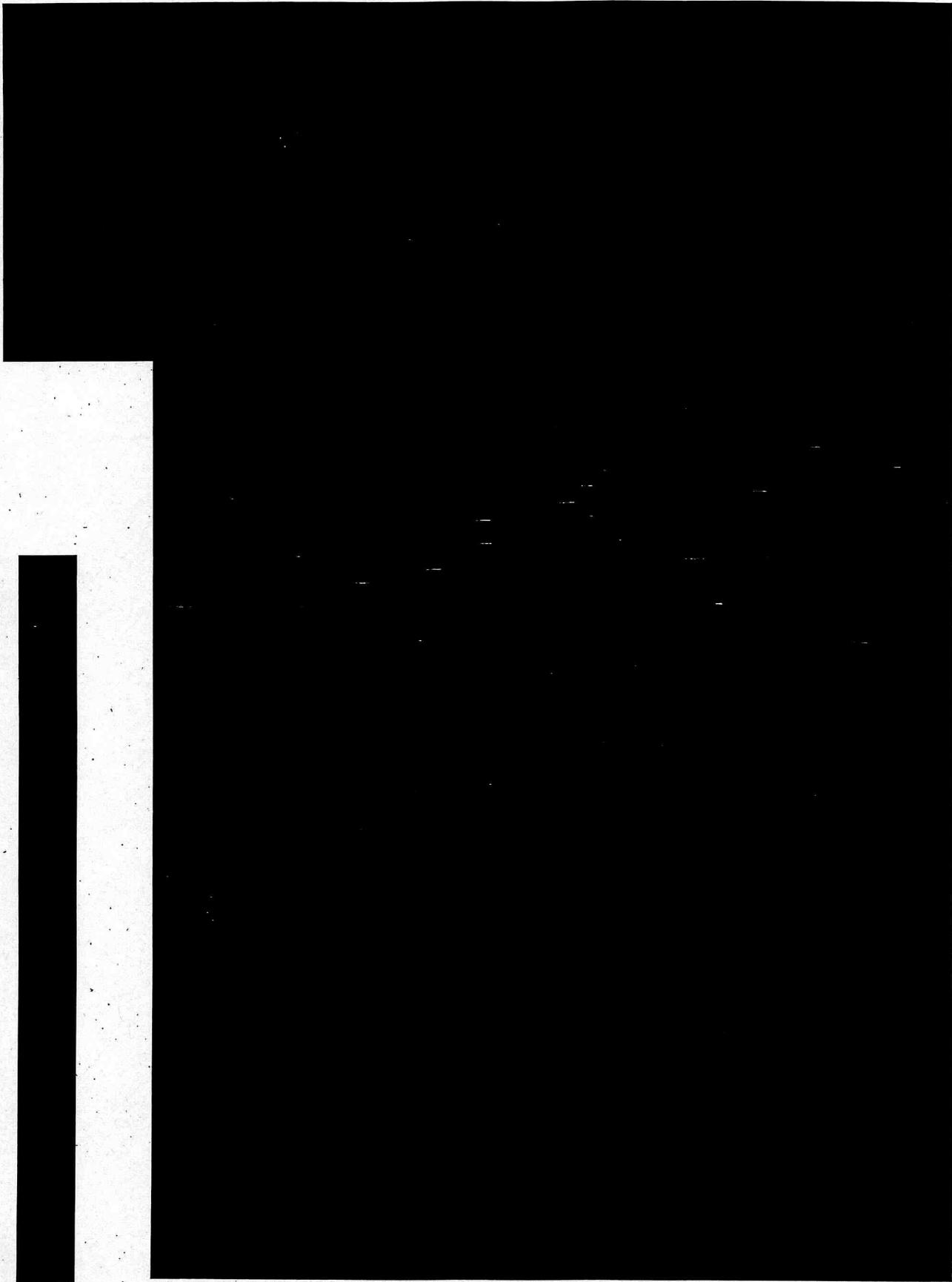
写真24 消毒後のねずみの糞

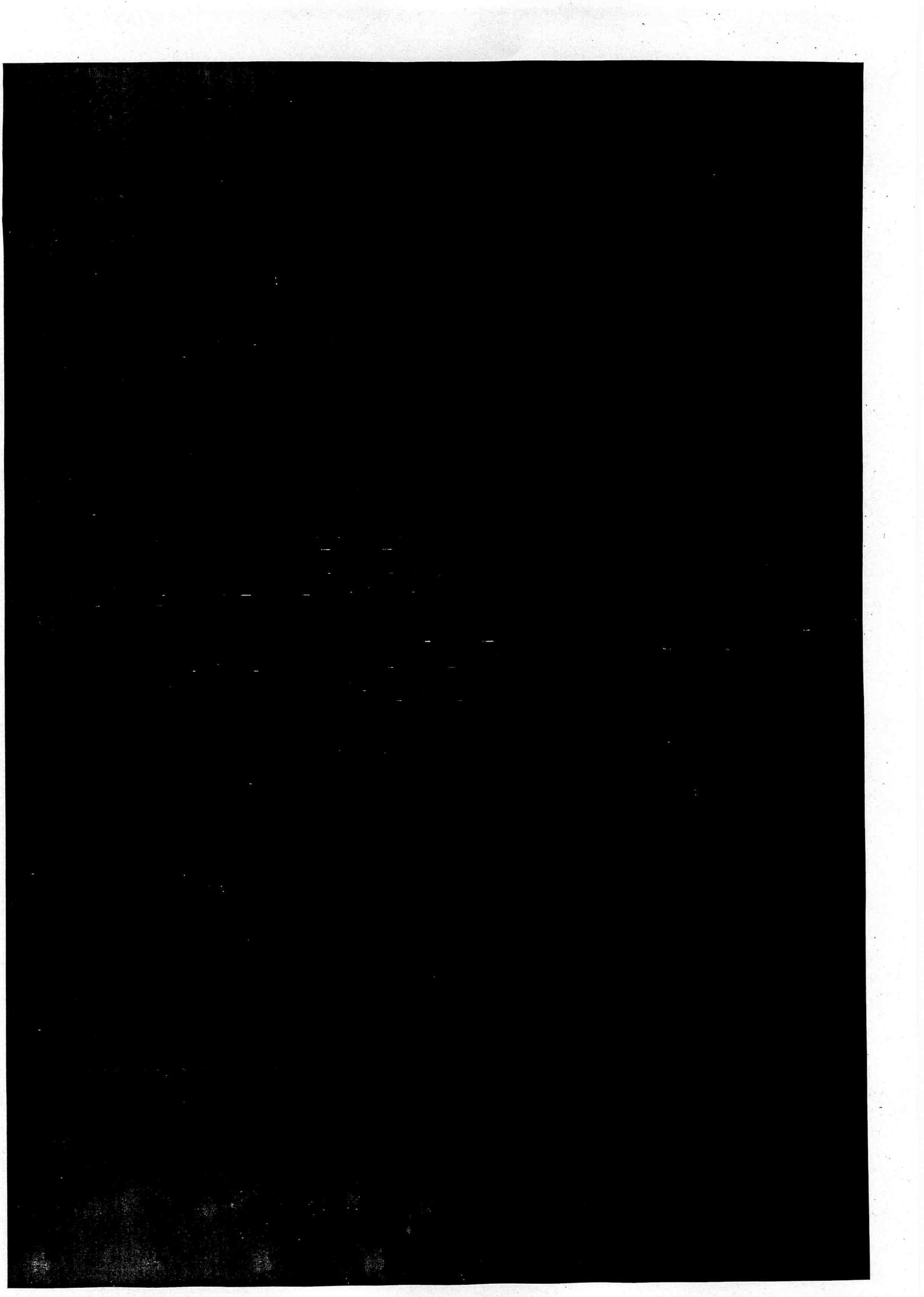






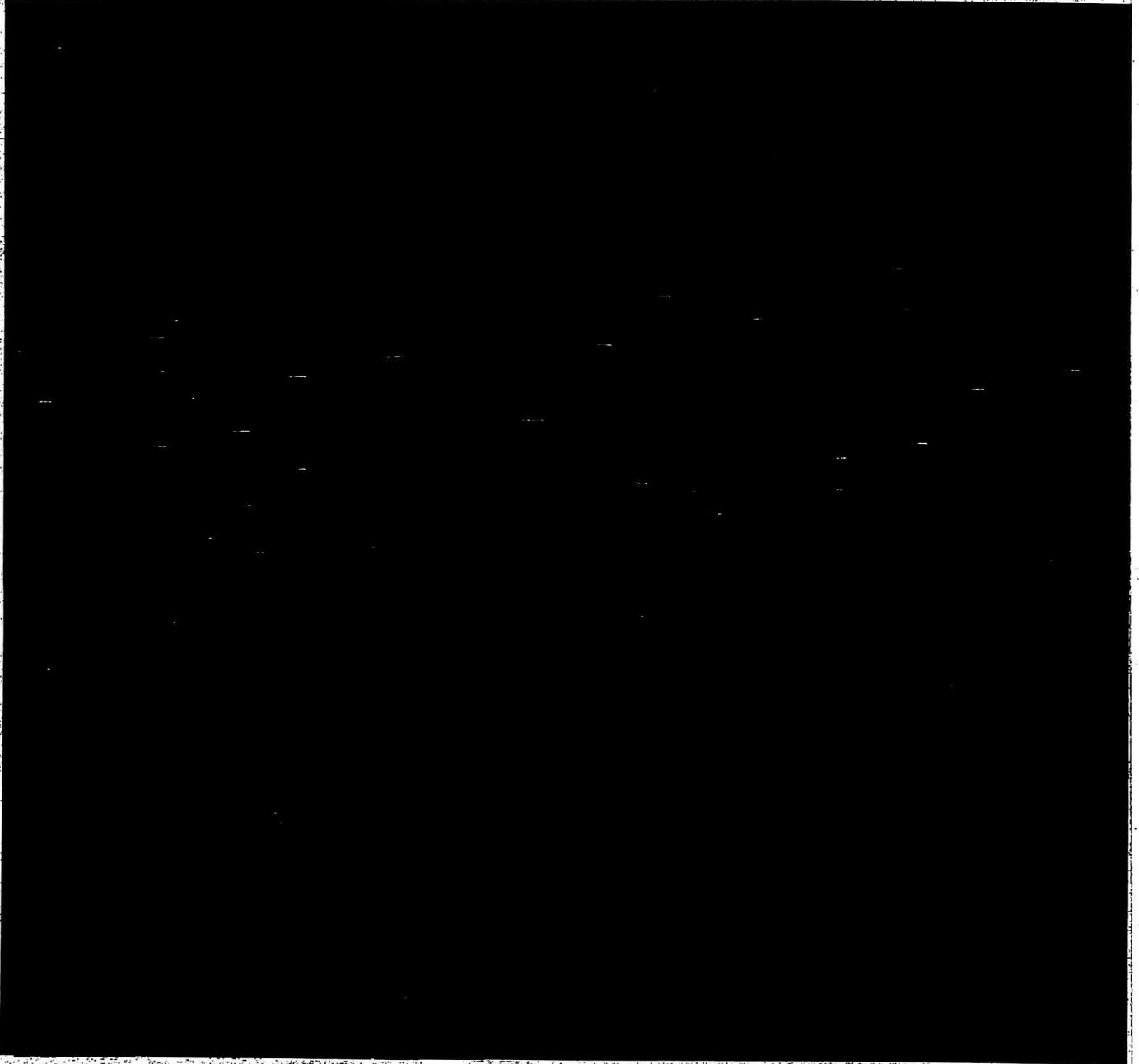






## えびの市4例の農場位置

①4. 27肥育牛 ②5. 4繁殖豚 ③5. 10肥育牛 ④5. 12繁殖牛



## 今後の防疫対応（案）

- 1 川南町を中心とした移動制限区域内には、ワクチン接種後に疑似患畜となったものがあり、これを含め約3万頭の疑似患畜が残っていることから、これらが新たな感染源とならないよう、豚を優先し、早急に殺処分・埋却等の防疫措置を完了する必要がある。また、ワクチンを接種した家畜についても迅速かつ計画的にとう汰すべきである。
- 2 5月22日から接種したワクチンについては、接種1週間後に牛豚で抗体価の上昇が確認されており、ワクチンが効果を発揮しているものと考えられる。
- 3 ワクチンは、感染拡大を遅らせる効果はあるが、完全な感染防御はできないことから、感染拡大を防止するため引き続き農場、車両、機材及び防疫作業従事者等の消毒を徹底することが重要。
- 4 都城市、宮崎市、西都市及び日向市での発生に係る感染経路究明については、人や車両の動き等の疫学関連情報を収集・分析する必要がある。防疫対応については、異常牛の確認後速やかに殺処分・埋却等が完了している。えびの地域が早期の殺処分を実施し限局的な発生に止まったことを踏まえれば、当面、早期摘発・早期とう汰を徹底することにより清浄化を進めることが妥当。なお、発生農場の近隣の農場等については早急に検査を実施し、感染拡大がないことを確認すること。
- 5 都城市及び日向市での発生に伴い新たに設定された移動制限区域内に位置すると畜場については、出荷前の家畜防疫員による健康確認や輸送時の消毒の徹底等移動制限区域内のと畜場におけるまん延防止に十分な措置を課した上で再開を認めることとして差し支えないとした。
- 6 ワクチン接種農場における飼料及び排泄物等の取り扱いについては、当該農場がウイルスに汚染しているおそれが否定できないことから、発生農場のものと同様に病原体の不活化に必要な措置を講ずる必要があるとされた。
- 7 発生農場周辺の清浄性確認については、従来の農場からの異常畜の通報による方法に加えて近隣の農場等については、念のため抽出検体について精密検査を実施することを検討することとされた。
- 8 ワクチン接種家畜の迅速な処理を行う観点から、これを移動制限区域外の化製処理場で処理する場合には、輸送前の家畜防疫員による健康確認や輸送時の消毒の徹底等ウイルスの拡散防止の徹底を図ることが前提とされた。

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較 ( [redacted] 6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
14例目 川南町 [redacted] 養豚経営 (5月2日)	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
23例目 川南町 [redacted] 養豚経営 (5月5日)	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
25例目 川南町 [redacted] 養豚経営 (5月6日)	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]
32例目 川南町 [redacted] 養豚経営 (5月6日)	[redacted]	[redacted]	[redacted]	[redacted]

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較( [REDACTED] 6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
33例目 川南町 [REDACTED] 養豚経営 (5月6日)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
44例目 川南 [REDACTED] 養豚経営 (5月8日)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]
50例目 川南町 [REDACTED] 養豚経営 (5月9日)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

2

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較( [REDACTED] 6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
60例目 川南町 [REDACTED] 養豚経営 (5月10日)	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]

3

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較(えびの市関連)(5/21調査分まで)

赤色数字の(\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
9例目 えびの市 肥育経営 (4月28日)				
22例目 えびの市 養豚経営 (5月5日)				
68例目 えびの市 繁殖経営 (5月11日)				
83例目 えびの市 繁殖経営 (5月13日)				

4

厳秘 発生農場に関する疫学関連情報の比較( 6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・糞料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
2例目 川南町 乳肉複合経営 (4月21日)			飼料輸送車両(7例目と同一)	
10例目 川南町 畜産試験場 豚 (4月28日)				
13例目 川南町 (5月1日)				
14例目 川南町 養豚経営 (5月2日)				
18例目 川南町 養豚経営 (5月4日)				
20例目 川南町 養豚経営 (5月5日)				

5

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較 [redacted] 6/11調査分まで

赤色数字の(\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人間連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・糞料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
21例目 川南町 養豚経営 (5月5日)				
31例目 川南町 養豚経営 (5月6日)				
32例目 川南町 養豚経営 (5月6日)				
33例目 川南町 養豚経営 (5月6日)				
34例目 川南町 乳肉複合経営 (5月6日)				

9

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較 (6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・糞料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
36例目 川南町 繁殖経営 (5月7日)				
37例目 川南町 (5月7日)				
41例目 川南町 繁殖経営 (5月7日)				
43例目 川南町 乳肉複合経営 (5月7日)				
44例目 川南 養豚経営 (5月8日)				

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較 (6/11調査分まで)

赤色数字の(\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受胎師等)	飼料・敷料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
45例目 川南町 乳肉複合経営 (5月8日)				
46例目 川南町 乳肉複合経営 (5月8日)				
47例目 川南町 肥育経営 (5月8日)				
48例目 都農町 繁殖・肥育経営 (5月8日)				
49例目 川南町 肥育経営 (5月8日)				
51例目 川南町 養豚経営 (5月9日)				

8

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較( 6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、着入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・糞料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
54例目 川南町 酪農経営 (5月9日)				
57例目 川南町 養豚経営 (5月10日)				
60例目 川南町 養豚経営 (5月10日)				
65例目 川南町 繁殖経営 (5月10日)				
68例目 えびの市 繁殖経営 (5月11日)				
70例目 川南町 養豚経営 (5月11日)				

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較 (6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
71例目 川南町 酪農経営 (5月11日)				
73例目 川南町 肥育経営 (5月12日)				
76例目 川南町 繁殖・肥育経営 (5月12日)				
77例目 川南町 繁殖経営 (5月13日)				
82例目 川南町 養豚経営 (5月13日)				
84例目 川南町 繁殖経営 (5月13日)				
85例目 川南町 繁殖経営 (5月13日)				

10

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較 (6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受胎師等)	飼料・敷料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
95例目 川南町 乳肉複合経営 (6月15日)				
100例目 川南町 肥育経営 (5月15日)				
101例目 高鍋町 (社)宮崎県家畜改良事業団 (5月15日)				
102例目 川南町 繁殖経営 (5月16日)				
103例目 川南町 養豚経営 (5月16日)				
106例目 川南町 養豚経営 (5月16日)				
111例目 高鍋町 県立農業大学 校 牛 (5月16日)				

11

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較( 6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
112例目 川南町 繁殖経営 (6月17日)				
115例目 川南町 繁殖経営 (6月17日)				
119例目 新宮町 繁殖経営 (5月17日)				
120例目 川南町 養豚経営 (5月17日)				
123例目 川南町 繁殖経営 (5月17日)				
127例目 川南町 繁殖経営 (5月18日)				

12

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較(6/11調査分まで)

赤色数字の(\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料-糞料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
130例目 高鍋町				
肥育経営 (5月18日)				
131例目 新富町				
繁殖-肥育経営 (5月18日)				
132例目 川南町				
繁殖経営 (5月19日)				
133例目 川南町				
繁殖経営 (5月19日)				
135例目 川南町				
繁殖経営 (5月19日)				
139例目 川南町				
養豚経営 (5月19日)				
140例目 川南町				
養豚経営 (5月19日)				
141例目 新富町				
肥育経営 (5月19日)				

13

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較( 6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・糞料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
142例目 川南町 養豚経営 (5月19日)				
145例目 川南町 養豚経営 (6月19日)				
146例目 新宮町 繁殖・肥育経営 (5月19日)				
147例目 川南町 繁殖経営 (5月20日)				
150例目 川南町 繁殖経営 (5月20日)				
159例目 川南町 養豚経営 (5月20日)				

14

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較( 6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、着入等)	人関連 (獣医師、人工受胎師等)	飼料・糞料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
163例目 木城町 繁殖・肥育経営 (5月22日)				
166例目 西都市 肥育経営 (5月22日)				
168例目 新富町 肥育経営 (5月22日)				
170例目 高鍋町 繁殖経営 (5月22日)				
172例目 木城町 養豚経営 (5月22日)				
177例目 高鍋町 肥育経営 (5月22日)				

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較(6/11調査分まで)

赤色数字の(\*/\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人間関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
180例目 川南町 繁殖経営 (5月22日)				
182例目 都農町 繁殖・肥育経営 (5月23日)				
184例目 新富町 繁殖・肥育経営 (5月23日)				
188例目 西都市 肥育経営 (5月23日)				
189例目 川南町 養豚経営 (5月23日)				
191例目 川南町 養豚経営 (5月23日)				
192例目 川南町 養豚経営 (5月23日)				

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較( 6/11調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
185例目 新宮町 肥育経営 (5月24日)				
200例目 新宮町 肥育経営 (5月24日)				
208例目 川南町 繁殖経営 (5月25日)				
215例目 川南町 養豚経営 (5月26日)				
223例目 川南町 繁殖経営 (5月28日)				
227例目 川南町 繁殖経営 (5月29日)				
248例目 都農町 養豚経営 (6月1日)				
252例目 川南町 繁殖・肥育経営 (6月1日)				
255例目 都農町 養豚農家 (6月2日)				

17

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較 (6/11調査分まで)

赤色数字の(\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・糞料関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
257例目 都農町 繁殖農家 (6月2日)				
258例目 川南町 養豚農家 (6月2日)				
283例目 川南町 繁殖農家 (6月2日)				
269例目 都農町 繁殖経営 (6月3日)				
270例目 川南町 養豚経営 (6月4日)				
271例目 新宮町 肥育経営 (6月4日)				
275例目 都農町 繁殖経営 (6月6日)				
283例目 西都市 肥育経営 (6月10日)				

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較( 6/3調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
2例目 川南町 乳肉複合経営 (4月21日)			・飼料輸送車両(7例目と同一)	
4例目 川南町 繁殖経営 (4月22日)				
5例目 川南町 繁殖経営 (4月23日)				

厳秘

発生農場に関する疫学関連情報の比較(██████████6/3調査分まで)

赤色数字の(\*\*/\*\*)は疫学関連農場の調査状況を示す。

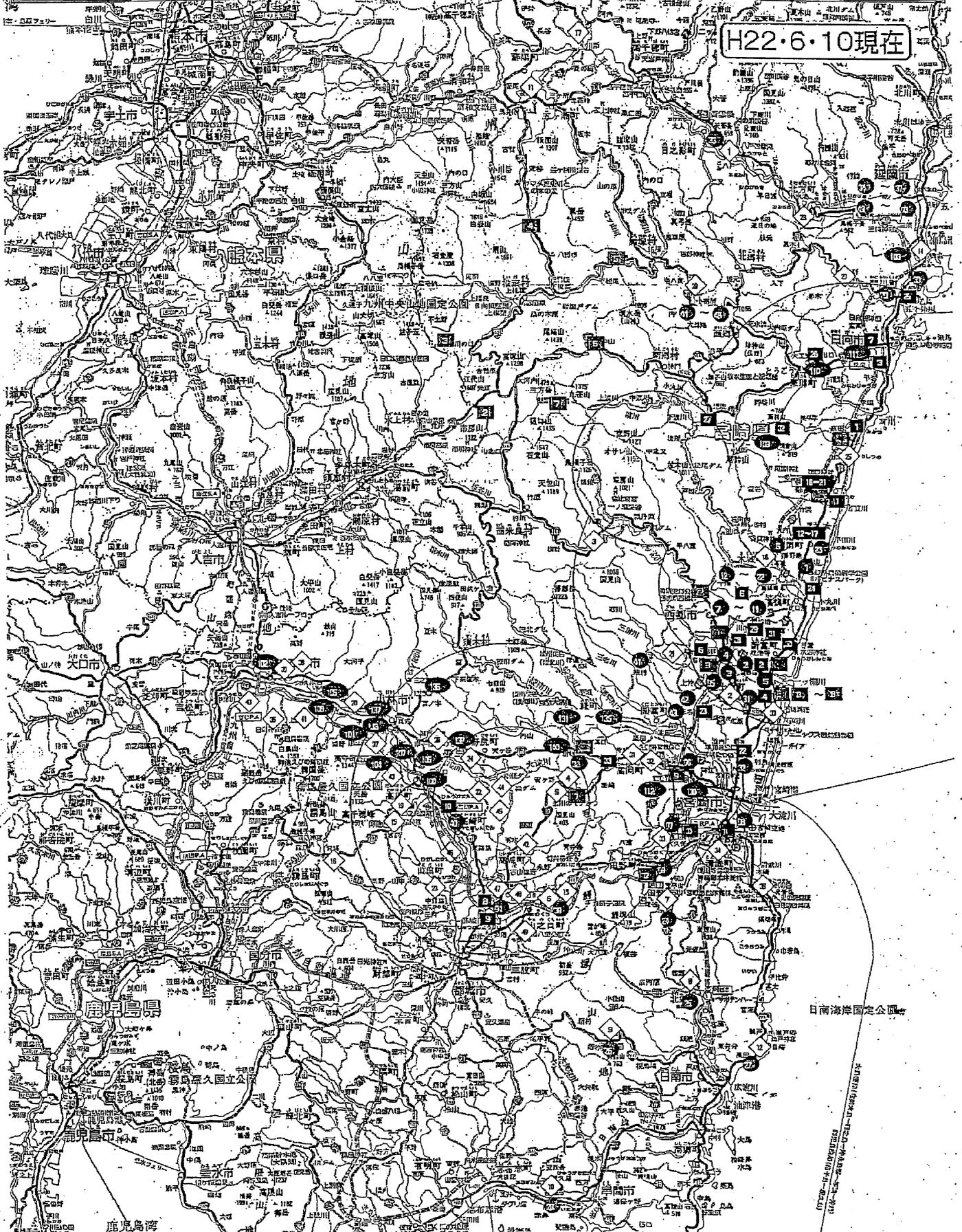
農場名 (PCR判定日)	家畜(死亡家畜含む)関連 (出荷、導入等)	人関連 (獣医師、人工受精師等)	飼料・敷料 関連 (運搬車両含む)	堆肥関連(ふん尿の処理方法等) (搬出の有無、搬出先等運搬車両含む)
6例目 都農町 ██████████ 水牛・豚 (4月23日)				

20

# 畜産関係車両消毒ポイント一覧

①: 全車両対象消毒槽(宮崎県設置)ポイント  
 ②: 全車両対象消毒槽(自主消毒)ポイント  
 ③: 全車両消毒噴霧(宮崎県設置)ポイント  
 ●: 県内消毒マット設置  
 ■: 消毒噴霧(宮崎県設置)ポイント  
 ◇: 消毒噴霧(自主消毒)ポイント

H22.6.10現在



車両消毒ポイント一覧

平成22年6月10日 現在

(1)消毒槽(全車両対応型)設置場所

No.	略称	沿線	市町村名	所在地等	消毒時間	実施者	備考
1	消毒槽①	国道10号	宮崎市	宮崎市佐土原町大字下那珂	24時間	県	全車対応型(消毒槽)5/21~
2	浦之名	国道268号	宮崎市	宮崎市浦之名「浦之名小学校付近」	24時間	県	全車対応型(消毒槽)5/21~
3	消毒槽②	国道10号	新富町	新富町大字上富田	24時間	県	全車対応型(消毒槽)5/25~
4	消毒槽③	国道10号	日向市	日向市美々津町高松	24時間	県	全車対応型(消毒槽)5/26~
5	消毒槽④	国道10号	都農町	児湯郡都農町大字川北三ヶ月原	24時間	県	全車対応型(消毒槽)5/26~
1	四家下り	国道10号	都城市	都城市高城町四家(ポトピア高城前)	24時間	都城市	全車対応型(消毒槽)5/24~
2~7	椎葉	村道ほか	椎葉村	椎葉村内6ヶ所(松尾・仲塔・中山・不土野・全載原・大敷)	24時間	椎葉村	全車対応型(消毒槽)5/27~
8~12	高速	高速道	宮崎県内	宮崎県内5ヶ所(西部IC,宮崎西IC,清武IC,宮崎TB,田野IC)	24時間	NEXCO	全車対応型(消毒槽)6/3~
13	下田島①	一ツ瀬東詰	宮崎市	佐土原町下田島96番地先	24時間	宮崎市	全車対応型(消毒槽)5/21~
14	下田島②	一ツ瀬西詰	宮崎市	佐土原町下田島4358番地先	24時間	宮崎市	全車対応型(消毒槽)5/21~
15	下田島③	陸分湖田中橋東詰	宮崎市	佐土原町下田島70番地先	24時間	宮崎市	全車対応型(消毒槽)5/21~
16	下田島④	陸分湖田中橋西詰	宮崎市	佐土原町下田島5032番地先	24時間	宮崎市	全車対応型(消毒槽)5/21~
17	上田島	環王島大橋南詰	宮崎市	佐土原町上田島3937-7番地先	24時間	宮崎市	全車対応型(消毒槽)5/21~

(2)消毒噴霧(全車両対象)設置場所

No.	略称	沿線	市町村名	所在地等	消毒時間	実施者	備考
1	山角橋	県道24号	西都市	県道高鍋高岡線(山角橋北側)	24時間	県	5/22~
2	穂北橋	県道22号	西都市	県道東郷西部線(穂北橋北側)	24時間	県	5/22~

(3)消毒マツト設置場所(全車両対象)

No.	略称	沿線	市町村名	所在地等	消毒時間	実施者	備考
1	検問所前	国道10号	川南町	川南町大字川南(高鍋警察署川南検問所前)	24時間	県	5/16~
2	一ツ瀬橋	県道44号	新富町	県道高鍋高岡線(一ツ瀬橋新富側)	24時間	宮崎市	5/18~(一ツ瀬川)
3	柳瀬橋	県道18号	新富町	柳瀬橋南詰	24時間	宮崎市	5/18~(一ツ瀬川)
4	新瀬口橋	県道18号	新富町	県道高鍋高岡線(新瀬口橋新富側)	24時間	宮崎市	5/18~(一ツ瀬川)
5	日向大橋	国道10号	宮崎市	国道10号(日向大橋佐土原側)	24時間	宮崎市	5/19~(一ツ瀬川)
6	十文字	県道40号	川南町	都農線(川南町十文字)	24時間	県	5/19~(一ツ瀬川)
7~11	茶臼原	市道ほか	西都市	西都市内(5ヶ所)	24時間	西都市	5/18から2ヶ所, 19から3ヶ所
12~22	木城	町道ほか	木城町	木城町内(11ヶ所)	24時間	木城町	5/18~
23	平田	県道高鍋高岡線	川南町	川南駅近辺	24時間	県	5/20~
24~28	南那珂	-	-	南那珂管内自主ポイント5ヶ所との併設	24時間	南那珂地区	5/20から5ヶ所, 21から5ヶ所, 22から5ヶ所
29	五十鈴	国道388号	門川町	門川町尾茶2341	6:30~18:30	門川町	5/20~
30	堂川	県道224号	門川町	門川町須賀崎1丁目48	7~19	門川町	5/20~
31	久峰	市道	宮崎市	宮崎市佐土原町下那珂伊佐井1286-8(久峰総合公園前)	24時間	県	5/19~
32	花ヶ島	旧国道10号	宮崎市	宮崎市花ヶ島町観音免978(旧国道10号コア花ヶ島前)	24時間	県	5/19~
33	日之影	国道218号	日之影町	日之影町大字七折2511	24時間	日向市	5/22~
34~37	延岡	市道ほか	延岡市	延岡市内(4ヶ所)	24時間	延岡市	5/19~
38	浦之名2	国道268号	宮崎市	宮崎市浦之名(浦之名小学校前)	24時間	県	5/23~
39	山之口2	国道269号	都城市	都城市山之口町五反田	24時間	都城市	5/24~
40	高崎	国道221号	都城市	都城市高崎町前田(前田バイパス)	24時間	都城市	5/24~
41	郡統	県道40号	国富町	国富町大字八代北俣 堀内	24時間	国富町	5/20~
42	堂向アスモ南	県道14号	国富町	国富町大字木橋 平原	24時間	国富町	5/20~
43	大野	県道24号	国富町	国富町大字三名 牧原	24時間	国富町	5/20~
44~48	美郷	町道ほか	美郷町	美郷町内(5ヶ所)	7~19	美郷町	5/28~
49~93	延岡市内	市道ほか	延岡市	延岡市内(45ヶ所)	24時間	延岡市	5/21~
94~103	高速2	高速道	宮崎県内	宮崎県内10ヶ所(都城IC,西部IC,宮崎西IC,清武IC,宮崎TB,田野IC,高原IC,小林IC,えびのIC,門川IC)	24時間	NEXCO	5/24~
104	山中前	広域農道	小林市	小林市細野「立懸橋付近」	24時間	高原則	6/4~
105	橋谷バス停	国道221号	小林市	小林市北西方「橋谷バス停付近」	24時間	県・えびの市	6/4~
106	堤	国道221号	小林市	小林市堤3811-1付近	24時間	高原則	6/4~
107	福原	県道405号	高原則	高原則大字広原116-1付近	24時間	高原則	6/4~
108	仲吾塚橋②	県道53号	えびの市	えびの市大字原田1410「仲吾塚橋付近」	24時間	県・えびの市	6/4~
109	藍田	尾鈴サノード	日向市	日向市東郷町と都農町境	24時間	県	6/4~
110	京郷	国道327号	日向市	日向市東郷町山崎丙1390(日向市東郷グラウンド駐車場)	24時間	県	6/5~
111	塩見	尾鈴サノード	日向市	日向市大字塩見11608-1	24時間	県	6/5~
112~130	宮崎	県道・市道ほか	宮崎市	宮崎市内(19ヶ所)	24時間	宮崎市	5/20から3ヶ所, 5/22から4ヶ所, 5/23から4ヶ所, 5/25から8ヶ所
131~135	綾町	県道・町道	綾町	綾町内(5ヶ所)	24時間	綾町	5/21から3ヶ所, 5/24から2ヶ所
136	猫坂	国道265号	小林市	小林市須木素佐木猫坂公園内入口	24時間	小林市	固定放水5/31~
137	樹科学工業前	国道221号	小林市	小林市北西方(樹科学工業前)	24時間	小林市	固定放水6/10~
138	運動公園付近	県道53号	小林市	小林市南西方 梅の天神下バス停付近	24時間	小林市	固定放水6/10~
139	野々崎	国道268号	小林市	小林市野尻町三ヶ野山山野々崎バス停付近	24時間	小林市	固定放水6/10~
140	浄蓮寺前	国道268号	小林市	小林市野尻町紙屋 浄蓮寺前	24時間	小林市	固定放水6/10~

(4)消毒場所設置場所

No.	路筋	沿道	市町村名	所在地等	消毒時間	実施者	備考
1	美々澤	国道10号	日向市	日向市美々澤町2265	24時間	県	4/20~
2	新富	国道10号	新富町	新富町大字三納41463-1	6~22	県	4/20~
3	財光寺	国道10号	日向市	日向市財光寺 サンドーム日向付近	24時間	県	4/20~
4	久峰	市道	宮崎市	宮崎市佐土原町下那珂伊茂井13686-8(久峰総合公園前)	24時間	県	5/5~
5	大口川	県道312号	西都市	西都市大字右松3388-1	24時間	県	5/5~
6	三財	県道320号	西都市	西都市大字藤田323	24時間	県	5/5~
7	塩見	尾鈴サノード	日向市	日向市大字塩見11508-1	24時間	県	4/24~
8	高木①	国道10号	都城市	都城市高木町(都城高速インター降り口と国道10号高城方面との合流地点)	24時間	県	5/1~
9	高木②	国道10号	都城市	都城市高木町6333-1 フクスケ跡地(高木原信号機から都城方面へ約300m先)	24時間	県	4/28~
10	高崎	国道221号	都城市	都城市高崎町前田 谷川市道分岐地点	24時間	県	4/28~
11	名真	国道10号	都農町	都農町大字川北1432-1「名真鋼製中継ポイント」	24時間	県	5/6~
12~17	川南町内	主に町道	川南町	町内8ヶ所	24時間	県	4/20~
18~21	都農町内	主に町道	都農町	町内4ヶ所	24時間	県	5/14~
22	花ヶ島	旧国道10号	宮崎市	宮崎市花ヶ島町観音亮978(旧国道10号コア花ヶ島前)	24時間	県	5/19~
23	国富	県道24号	国富町	国富町一般廃棄物埋立処分場	24時間	県	5/19~
24	持田	国道10号	高鍋町	高鍋町大字持田3419-9(旧東京湯涌防署跡地)	24時間	県	5/5~
25	門川	国道10号	日向市	門川町南町6丁目1番(門川町総合文化会館駐車場)	24時間	県	5/23~
26	東郷	国道327号	日向市	日向市東郷町山陰河1990(日向市東郷グラウンド駐車場)	24時間	県	5/23~
27	児洗	県道東郷西都線	日向市	日向市東郷町下三ヶ1747乙-4	24時間	県	5/23~
28	巻日	県道312号	新富町	県道木城西都線(新瀬口橋新富側)	24時間	県	5/23~
29	新田	県道24号	新富町	新富町大字新田17955-22(児湯農協農業機械センター)	24時間	県	5/25~
30	上日置	県道306号	新富町	新富町大字日置(上日置土地改良記念碑横)	24時間	県	5/25~
31	追分	県道44号	新富町	新富町大字日置(追分交差点)	24時間	県	5/25~
32	庭分	尾鈴サノード	日向市	日向市東郷町と都農町境	24時間	県	5/18~
33	赤谷	国道268号	宮崎市	宮崎市高岡町浦之名2805-1	24時間	県	6/4~
1	日之影	国道218号	日之影町	日之影町大字七折2511-1	24時間	西日持地区	自主消毒ポイント4/23~
2	佐土原	国道219号	宮崎市	佐土原地域福祉センター	5~20	中部地区	自主消毒ポイント4/24~
3	越野原	国道219号	西米良村	児湯郡西米良村大字越野原	6~19	西米良村	自主消毒ポイント5/18~
4	四家上り	国道10号	都城市	都城市高城町四家(上り線(宮崎→都城))	5~20	中部地区	自主消毒ポイント4/30~
5	四家下り	国道10号	都城市	都城市高城町四家(下り線(宮崎→都城))	24時間	都城市	自主消毒ポイント4/22~
6	山之口	国道269号	都城市	道の駅「山之口」付近	24時間	都城市	自主消毒ポイント4/23~
7	田野	県道28号	宮崎市	道の駅「田野」(佐過ぎた大戸野峠付近)	24時間	南部地区	自主消毒ポイント4/23~
8	北郷	県道33号	日向市	北郷町大字北河内三ヶ岩	24時間	南部地区	自主消毒ポイント4/23~
9	日南	国道222号	日南市	日南市道台4240-73	24時間	南部地区	自主消毒ポイント4/23~
10	卓間	国道220号	豊後市	豊後市高松高松陸道卓間側	24時間	南部地区	自主消毒ポイント4/24~
11	熊本	国道218号	山都町	熊本県上益城郡山都町長崎野172	5~19	西日持地区	自主消毒ポイント4/29~
12	風田	国道220号	日南市	日南市大字宮浦「小吹毛并菜2/5ーキング」	24時間	南部地区	自主消毒ポイント4/28~
13	五反田	国道269号	都城市	都城市山之口町五反田	5~20	中部地区	自主消毒ポイント4/29~
14	土々呂	国道10号	延岡市	延岡市土々呂町5丁目1646-1 昭和西港運輸(株)敷地跡	6~20	延岡市	自主消毒ポイント4/30~
15	高原	国道223号	高原町	高原町後原(広域農道との合流地点)	24時間	都城市	自主消毒ポイント4/28~
16	吉之元	国道223号	都城市	都城市吉之元町(旧エルネスリゾート入り口より約400m都城側)	24時間	都城市	自主消毒ポイント4/28~
17	高森	国道325号	高森町	熊本県阿蘇郡高森町大字永野原1805番地	5~19	西日持地区	自主消毒ポイント4/30~
18	木城	尾鈴サノード	木城町	木城町大字高城2544-3	5~19	木城町	自主消毒ポイント5/10~
19	楠幸田	県道413号 佐藤農道	高原町	高原町楠幸田	6~18	都城市	自主消毒ポイント5/20~
20	北之本	国道221号	小林市	小林市北西方2970-4	6~22	小林市	自主消毒ポイント5/7~
21	並木	市道中央線	西都市	西都市下三財8056(西部西地区運動公園駐車場)	6~18	西都市 JA西部	自主消毒ポイント6/6~
22	東原	県道414号 自道42号	高原町	高原町東原	24時間	都城市	自主消毒ポイント5/7~
23	浜之段	豊後南部地区 佐藤農道	都城市	都城市山田町浜之段	6~18	都城市	自主消毒ポイント6/7~
24	猿瀬	県道29号	小林市	小林市野尻町猿瀬	24時間	高原町	自主消毒ポイント6/5~
25	京都農	県道山陰都農線	都農町	児湯郡都農町大字川北18619	24時間	日向市	自主消毒ポイント5/18~
26	大脇	国道268号	小林市	小林市野尻町三ヶ野山1381-1	6~22	小林市	自主消毒ポイント5/18~
27	大池	国道368号	門川町	門川町大字川内7817-2	7~19	門川町	自主消毒ポイント5/21~
28	荒谷	県道20号	延岡市	延岡市北方町川水成卵56番地2	7~19	延岡市	自主消毒ポイント5/19~
29	北谷	国道327号	美郷町	美郷町西郷区山三ヶ1225-3番地(荒谷)	7~19	諸塚村	自主消毒ポイント5/28~
30	下田島	市道保々田田中線	宮崎市	宮崎市佐土原町下田島(JA宮崎中央佐土原支店農機庫前)	6~20	宮崎市	自主消毒ポイント5/23~
31	五町	市道新谷新田線	宮崎市	宮崎市高岡町五町(原田公民館付近)	5~20	宮崎市	自主消毒ポイント5/22~
32	上倉永	県道日南高岡線	宮崎市	宮崎市高岡町上倉永(旧林木徳理理生センター入口付近)	5~20	宮崎市	自主消毒ポイント5/22~
33	鹿村野	県道宮崎田野線	宮崎市	宮崎市田野町鹿村野(旧鹿村野小学校前)	5~20	宮崎市	自主消毒ポイント5/22~
34	船引	県道高岡都農線	宮崎市	宮崎市清武町船引(産産橋付近)	5~20	宮崎市	自主消毒ポイント5/22~
35	熊野	国道220号	宮崎市	宮崎市大字熊野(宮崎県総合運動公園南口第2駐車場)	5~20	宮崎市	自主消毒ポイント5/22~
36	見八連野入口	市道	えびの市	えびの市大字永栄「上村橋付近」	24時間	えびの市	自主消毒ポイント6/4~
37	運動公園	県道53号	小林市	小林市南西方橋道2085番地「小林市総合運動公園第1駐車場」	6~22	小林市	自主消毒ポイント6/4~
38	高野	市道	えびの市	えびの市大字城元1538付近	24時間	えびの市	自主消毒ポイント6/4~
39	JA管理センター	国道268号	小林市	えびの市大字大明司1061-1「JAえびの市畜産センター」	24時間	えびの市	自主消毒ポイント6/4~
40	岡元	県道403号	えびの市	えびの市大字浦「高道道路ボックス付近」	24時間	えびの市	自主消毒ポイント6/4~
41	サーキット場	広域農道	えびの市	えびの市大字原田「サーキット場付近」	24時間	えびの市	自主消毒ポイント6/4~
42	有水	国道10号	都城市	都城市有水(ローソン北側)	24時間	都城市	自主消毒ポイント6/3~
43	山中前	広域農道	小林市	小林市観野「立橋橋付近」	24時間	高原町	自主消毒ポイント6/4~
44	山崎入口	市道	高岡町	都城市高岡町崎山丸丸(山崎)入口	24時間	都城市	自主消毒ポイント6/4~
45	上森	市道	高岡町	都城市高岡町上森	24時間	都城市	自主消毒ポイント6/4~
46	京野島	県道40号	高岡町	高岡町京野島(京野島踏切先)	24時間	都城市	自主消毒ポイント6/4~
47	穂清坊	国道10号	高岡町	都城市高岡町穂清坊「穂清坊2章線」	24時間	都城市	自主消毒ポイント6/4~
48	六十田	県道422号	山之口町	都城市山之口町六十田	24時間	都城市	自主消毒ポイント6/4~
49	宮吉	県道高岡都農線	山之口	都城市山之口町宮吉	24時間	都城市	自主消毒ポイント6/4~

皆様の消毒への御協力をお願いします。

写

22消安第1991号

平成22年6月1日

宮崎県農政水産部長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

## えびの市を中心とした移動制限区域の解除後の対応について

平素より家畜衛生行政に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般の口蹄疫の発生に伴い、えびの市を中心に設定されている移動制限区域においては、区域内の最終発生例の殺処分が完了した5月13日以降、新たな発生がないことから、移動制限区域解除のための清浄性確認検査を5月23日より実施しているところです。

当該検査において異常が認められず、その後同区域内での新たな発生もなければ、6月4日午前0時に移動制限が解除できる予定です。しかし、川南町地区で引き続き発生が確認されている現状を踏まえ、当該移動制限区域の解除後は、下記事項に留意の上、対応方よろしくお願いいたします。

## 記

- 1 当該移動制限区域内の発生農場及び関連農場における家畜の再導入について
  - (1) 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針の第2の3の(6)汚染物品の処理が実施された後に、同(5)のケの消毒が確実に実施されていることを確認すること。また、家畜の再導入前に再度消毒の実施を指導すること。
  - (2) 再導入後、牛飼養農場については1週間後に、豚飼養農場については2週間後に、それぞれ家畜防疫員による臨床検査を実施すること。
- 2 当該移動制限区域内の非発生農場に対する指導  
「宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の徹底等について」(平成22年4月20日消安第563号消費・安全局長通知)の1に基づき、毎日の健康観察、口蹄疫が疑われる事例の早期発見・早期通報、消毒等の徹底につ

いて、再度、周知すること。

### 3 えびの市周辺の消毒ポイントの変更

えびの市を中心とする移動制限区域の解除後は同区域内及び周辺における交通量の変化が予想されることから、えびの市周辺に設置されている消毒ポイントについては、児湯郡川南町方面からの畜産関係車両を対象とした消毒ポイントに変更し、児湯郡川南町を中心とした移動制限区域が解除されるまで継続すること。



22消安第1991号

平成22年6月1日

熊本県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

### えびの市を中心とした移動制限区域の解除後の対応について

平素より家畜衛生行政に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般の宮崎県における口蹄疫の発生に伴い、同県えびの市を中心に設定されている移動制限区域においては、区域内の最終発生例の殺処分が完了した5月13日以降、新たな発生がないことから、移動制限区域解除のための清浄性確認検査を5月23日より実施しているところです。

当該検査において異常が認められず、その後同区域内での新たな発生もなければ、6月4日午前0時に移動制限が解除できる予定です。しかし、宮崎県川南町地区で引き続き発生が確認されている現状を踏まえ、当該移動制限区域の解除後においては、下記事項について、対応方よろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 当該移動制限区域内の非発生農場に対する指導

「宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の徹底等について」(平成22年4月20日消安第563号消費・安全局長通知)の1に基づき、毎日の健康観察、口蹄疫が疑われる事例の早期発見・早期通報、消毒等の徹底について、再度、周知すること。

#### 2 えびの市周辺の消毒ポイントの変更

えびの市を中心とする移動制限区域の解除後は同区域内及び周辺における交通量の変化が予想されることから、えびの市周辺に設置されている消毒ポイントについては、児湯郡川南町方面からの畜産関係車両を対象とした消毒ポイントに変更し、児湯郡川南町を中心とした移動制限区域が解除されるまで継続すること。



22消安第1991号  
平成22年6月1日

鹿児島県農政部長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長

えびの市を中心とした移動制限区域の解除後の対応について

平素より家畜衛生行政に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、今般の宮崎県における口蹄疫の発生に伴い、同県えびの市を中心に設定されている移動制限区域においては、区域内の最終発生例の殺処分が完了した5月13日以降、新たな発生がないことから、移動制限区域解除のための清浄性確認検査を5月23日より実施しているところです。

当該検査において異常が認められず、その後同区域内での新たな発生もなければ、6月4日午前0時に移動制限が解除できる予定です。しかし、宮崎県川南町地区で引き続き発生が確認されている現状を踏まえ、当該移動制限区域の解除後においては、下記事項について、対応方よろしくお願いいたします。

#### 記

#### 1 当該移動制限区域内の非発生農場に対する指導

「宮崎県における口蹄疫の疑似患畜の確認に係る防疫対策の徹底等について」(平成22年4月20日消安第563号消費・安全局長通知)の1に基づき、毎日の健康観察、口蹄疫が疑われる事例の早期発見・早期通報、消毒等の徹底について、再度、周知すること。

#### 2 えびの市周辺の消毒ポイントの変更

えびの市を中心とする移動制限区域の解除後は同区域内及び周辺における交通量の変化が予想されることから、えびの市周辺に設置されている消毒ポイントについては、児湯郡川南町方面からの畜産関係車両を対象とした消毒ポイントに変更し、児湯郡川南町を中心とした移動制限区域が解除されるまで継続すること。

## えびの市周辺の移動制限区域の血清疫学調査における検査頭数

宮崎県(採血日:5/24~5/26)

	半径3km以内にある血清学的検査の対象農場		半径3km以内にある臨床検査の対象農場		半径3~10kmにある臨床検査の対象農場		疫学的に関連のある(採血)対象農場	
	戸数	飼養頭数	戸数	飼養頭数	戸数	飼養頭数	戸数	飼養頭数
牛	129	2,223	129	2,223	350	22,561	26	1,221
豚	0	0	7	2,250	53	76,057	0	0
山羊	0	0	0	0	2	7	0	0
羊	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	1	6	0	0

鹿児島県(採血日:5/23)

	半径3km以内にある血清学的検査の対象農場		半径3km以内にある臨床検査の対象農場		半径3~10kmにある臨床検査の対象農場		疫学的に関連のある対象農場	
	戸数	飼養頭数	戸数	飼養頭数	戸数	飼養頭数	戸数	飼養頭数
牛	14	285	14	285	154	3,875	0	0
豚	0	0	0	0	7	24,574	0	0
山羊	0	0	0	0	1	3	0	0
羊	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0

熊本県

	半径3km以内にある血清学的検査の対象農場		半径3km以内にある臨床検査の対象農場		半径3~10kmにある臨床検査の対象農場		疫学的に関連のある対象農場	
	戸数	飼養頭数	戸数	飼養頭数	戸数	飼養頭数	戸数	飼養頭数
牛	0	0	0	0	5	6,576	0	0
豚	0	0	0	0	7	0	0	0
山羊	0	0	0	0	1	3	0	0
羊	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0

写

22消安第2307号

平成22年6月7日

宮崎県農政水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

## ワクチン接種家畜の移動制限区域内埋却地への移動について

貴職より平成22年6月7日付け265-1341で照会のあったワクチン接種家畜の移動制限区域内埋却地への移動については、妥当と判断されますので、引き続き、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）及び口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号）並びに口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（平成16年12月1日農林水産大臣公表）に基づき、円滑な対応方よろしくお願いします。

なお、上記照会文書中、記の1の②にある、前日夕方に家畜防疫員による臨床症状検査を行い、搬出当日に技術員等により再度確認を行う方法については、口蹄疫の患者及び疑似患者の発生がないか、極めて発生が少なく、速やかに防疫措置が講じられている市町村（宮崎市、日向市、西都市及び児湯郡木城町）に限り、午後16時以降に家畜防疫員が臨床検査を行うものとします。

2.65-1341

平成22年6月7日

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長 殿

宮崎県農政水産部長



### ワクチン接種家畜の移動制限区域内埋却地への移動について

このことについて、ワクチン接種家畜の迅速な処理を行う観点から、以下の条件を満たす場合に限り、移動制限区域内の埋却地に搬出し処理することとしてよいか協議します。

ただし、埋却地の利用にあたっては、移動経路及び埋却地の周辺住民等の理解を得ることとします。

#### 記

##### 1 移動前

- ① ワクチンテイクまでの期間（牛：7日、豚：14日）以降の家畜であること。
- ② 搬出当日に家畜防疫員が臨床症状検査を行った結果、異常が認められない農場又は畜舎に飼養されているものであること。  
搬出当日の家畜防疫員による検査が困難な場合は、前日夕方に家畜防疫員による臨床症状検査を行い、搬出当日は技術員等により再度確認を行うものとする。  
一旦、品評会場など集合施設に集めて、積み換える際は、集合施設に動噴を設置し、農場に帰る前及び処分場へ搬出する前には、車両の消毒を行うこと。また、すべて積み終えた際は、当該施設全体の消毒を行うこと。

##### 2 移動中

- ① 積載場所において積載終了後、輸送車両全体を消毒すること。  
動噴が無い場合は、バケツに消毒薬を作り、洗車ブラシでこすりながら足回りを中心に車両全体を消毒すること。
- ② 家畜は、運搬車両に収容後、不透性のシートで被覆する等により、ウイルスの飛散・漏出防止を徹底すること。
- ③ 移動制限区域等の要所に設置されている消毒ポイントにおいて輸送車両の消毒を実施すること。
- ④ 可能な限り畜産農家の少ない輸送ルートを選定すること。

### 3 移動後

- ① 作業開始から、設備・資材の消毒が完了するまでの間、家畜防疫員が立ち会うこと。
- ② 家畜搬入後の輸送車両については、処分場から出る前に、作業者及び車両内部、外部の消毒を実施すること。(座席、ハンドル、床マットなども消毒薬を含ませたタオル等で消毒すること)

(文書取扱 畜産課)

担当	衛生防疫担当	三浦
電話	0985-26-7139	

## 口蹄疫対策特別措置法について

平成22年6月  
農林水産省消費・安全局

### I 趣旨

平成22年4月以降に発生が確認された口蹄疫に起因する事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するとともに、口蹄疫に対処するために要する費用の国の負担、生産者の経営や生活の再建支援等の特別措置を講じるもの。

### II 概要

#### 1 一般車両等の消毒義務

農林水産大臣が都道府県知事の要請に基づいて指定する地域（以下「指定地域」という。）内において、消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者に、その使用する車両その他の物品の消毒を義務付け。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

#### 2 患畜・疑似患畜以外の家畜の予防的殺処分

都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、指定地域内において都道府県知事が指定する家畜（患畜及び疑似患畜を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができ、所有者が当該勧告に従わないとき等において緊急の必要があるときは、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。

※ 農林水産大臣は、都道府県知事への指示・代執行が可能

#### 3 死体の焼却又は埋却の支援

指定地域内に存する死体の所有者が、死体の焼却又は埋却を求めた場合には、家畜防疫員は当該死体を焼却又は埋却するものとするほか、国は、埋却の用に供する土地の確保、必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずる。

#### 4 無利子融資など家畜の生産者等の経営再建等のための措置

国は、生産者、関連事業者等の経営の安定及びその生活の安定を図るため、必要な資金の無利子の貸付け、施設の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずる。

#### 5 その他の規定事項

家畜防疫員の確保、偶蹄類に属する野生動物の監視、ねずみ等の駆除、口蹄疫に対処するための費用の国による負担、家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん、農業者年金の保険料の免除等の特例、地域再生のための支援、税制上の措置等

### III 施行期日等

公布・施行 平成22年6月4日（平成24年3月31日までの時限立法）

# 口蹄疫対策特別措置法施行令について

平成 22 年 6 月  
農林水産省消費・安全局

## I 趣旨

口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下「法」という。）の制定に伴い、法の規定において政令で定めることとされている、補てん又は補償の対象となる損失の範囲、補てん金等の交付の方法、農業者年金の保険料の免除等の特例等について規定する。

## II 概要

### 1 患畜等以外の家畜の殺処分に係る補てん・補償等（法第6条関係）

- ① 殺された家畜の評価額、勧告の日から殺された日までに要した飼料代その他の省令で定める額を交付。
- ② 家畜の所有者が速やかに損失の補てん・補償等の交付を受けられるよう、都道府県知事は殺処分の実施を確認することによりその決定した額を交付。

### 2 農業者年金の保険料の免除等の特例（法第21条関係）

口蹄疫により被害を受けた農業者年金の被保険者について、

- ① 保険料を納付することを要しない（免除する）ものとする
  - ② それによって納付しなかった保険料を追納できるものとする
- 等の特例を規定。

## III 施行期日

公布・施行 平成22年6月4日

# 口蹄疫対策特別措置法施行規則について

平成22年6月  
農林水産省消費・安全局

## I 趣旨

口蹄疫対策特別措置法（平成22年法律第44号。以下「法」という。）及び口蹄疫対策特別措置法施行令（平成22年政令第146号。以下「施行令」という。）の制定に伴い、法及び施行令の規定において農林水産省令で定めることとされている車両等の消毒の基準、損失の補てんに係る患畜等の移動等の禁止の基準等を定める。

## II 概要

- 1 農林水産大臣の指定する地域における車両等の消毒（法第4条関係）
  - ① 消毒のための設備として、踏込消毒槽、消毒薬噴霧装置等を規定。
  - ② 消毒基準として、アルカリ水剤、ハロゲン塩製剤等の消毒剤を用いて、消毒目的物に散布又は目的物を浸すこと等により実施することを規定。
  - ③ 消毒の対象となる物品として、車両（緊急車両等を除く）を規定。
- 2 補てん又は補償の対象となる損失等（施行令第1条第3項関係）

患畜等以外の家畜の殺処分に係る損失の補てん金に併せて交付する金額として、法第6条第1項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の飼養に要する費用を規定。
- 3 畜舎及びその周辺における消毒並びにねずみ等の駆除等（法第8条関係）

必要に応じ家畜防疫員の技術的指導等を求めながら、十分な消毒又は駆除の実施が可能である方法により行うことを規定。
- 4 家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん（法第20条関係）

損失の補てんに係る家畜等の移動等の禁止等の基準として、家畜等の移動等の禁止等が次のいずれかに該当する都道府県の区域内において行われたものであることを規定。

  - ① 家畜伝染病予防法第32条第1項の規定による都道府県の区域内での移動の禁止又は制限を実施した都道府県
  - ② 家畜伝染病予防法第32条第2項の規定による農林水産大臣の指定に係る区域を含む都道府県

## III 施行期日

公布・施行 平成22年6月4日

## 口蹄疫対策特別措置法

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第三条）
  - 第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置（第四条—第十七条）
  - 第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等（第十八条—第二十一条）
  - 第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置（第二十二条・第二十三条）
  - 第五章 雑則（第二十四条—第二十九条）
- 附則
- 第一章 総則

#### （趣旨）

第一条 この法律は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するため、口蹄疫のまん延を防止するための措置、口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等、生産者等の経営及び生活の再建等のための措置等の特別の措置について定めるものとする。

#### （定義）

第一条 この法律において「患畜」とは、口蹄疫にかかっている家畜をいう。

2 この法律において「疑似患畜」とは、患畜である疑いがある家畜及び口蹄疫の病原体（空气中に飛散した病原体を含む。）に触れたため、又は触れた疑いがあるため、患畜となるおそれがある家畜をいう。

#### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、口蹄疫の発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合には、速やかに、口蹄疫のまん延を防止する等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

#### 第二章 口蹄疫のまん延を防止するための措置

##### （車両等の消毒の義務）

第四条 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒の義務を課す必要がある地域として指定する地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、当該者の使用する車両その他の農林水産省令で定める物品を消毒しなければならない。

2 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため特に必要があるときは、前項に規定する設備を設置している場所を通行しようとする者の使用する同項に規定する物品について、当該者による消毒に代えて、当該都道府県の職員にこれを消毒させることができる。

3 第一項の地域内において、都道府県知事が農林水産省令で定める消毒のための設備を設置している場所を通行しようとする者は、農林水産省令で定める基準に基づいて、当該設備を利用して、自らその身体を消毒しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項又は前項に規定する設備を設置している場所ごとに、公衆の見やすい場所に、農林水産省令で定める表示をしなければならない。

- 5 第一項の指定は、都道府県知事の申請に基づき、行うものとする。
- 6 農林水産大臣は、前項の規定にかかわらず、口蹄疫のまん延が二以上の都道府県の区域にわたる場合その他必要があると認める場合には、関係都道府県知事の意見を聴いて、第一項の指定を行うことができる。
- 7 農林水産大臣は、第一項の指定をしたときは、その旨を官報で公示しなければならない。
- 8 前項の規定は、第一項の指定の解除をしたときに準用する。  
(患者又は疑似患者の死体の焼却又は埋却の支援)
- 5 農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患者又は疑似患者の死体の焼却又は埋却の支援を行う必要がある地域として指定する地域内に存する患者又は疑似患者の死体の所有者は、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号。以下「法」という。）第二十一条第一項の規定にかかわらず、当該死体を焼却し、又は埋却することが困難な場合には、家畜防疫員に対し、これらの死体の焼却又は埋却を求めることができる。
- 2 家畜防疫員は、前項の規定による求めがあつたときは、当該求めのあつた死体を焼却し、又は埋却するものとする。
- 3 国は、前項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う患者又は疑似患者の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の派遣その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 4 第一項の指定に係る地域をその区域を含む地方公共団体は、第二項又は法第二十一条第四項の規定により家畜防疫員が行う患者又は疑似患者の死体の焼却又は埋却の円滑な実施に資するため、埋却の用に供する土地の確保、埋却のために必要な作業に従事する者の確保その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 5 第一項の指定については、前条第五項から第八項までの規定を準用する。  
(患者等以外の家畜の殺処分等)
- 6 都道府県知事は、第三章に規定する措置だけでは口蹄疫のまん延の防止が困難であり、かつ、急速かつ広範囲にわたる口蹄疫のまん延を防止するためやむを得ない必要があるときは、農林水産大臣が口蹄疫のまん延を防止するために患者等以外の家畜の殺処分を行う必要がある地域として指定する地域内において都道府県知事が指定する家畜（患者及び疑似患者を除く。）を所有する者に、期限を定めて当該家畜を殺すべきことを勧告することができる。
- 2 前項の勧告を受けた者が当該勧告に従わないとき又は家畜の所有者若しくはその所在が知れないため同項の勧告をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の勧告をし、又は前項に規定する措置を実施する場合には、同時に、農林水産省令で定めるところにより、当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由その他の農林水産省令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、当該事項を書面により通知しないで当該勧告をし、又は当該措置を実施すべき差し迫つた必要がある場合は、この限りでない。
- 4 都道府県知事は、前項ただし書の場合においては、当該勧告又は措置の後相当の期間内に、農林水産省令で定めるところにより、同項の理由その他の農林水産省令で定める事項を記載した書面を交付しなければならない。
- 5 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の規定による勧告に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示することができる。

- 6 第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自ら殺した者又は第二項の規定により殺された家畜の死体の所有者は、家畜防疫員が農林水産省令で定める基準に基づいてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。
  - 7 家畜防疫員は、口蹄疫のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、前項の規定による指示に代えて、自らこれを焼却し、又は埋却することができる。
  - 8 第六項に規定する焼却又は埋却については前条第一項から第四項までの規定を、前項に規定する焼却又は埋却については同条第三項及び第四項の規定を準用する。
  - 9 都道府県知事は、第一項の勧告に従つてその所有する家畜を自ら殺したため損失を受けた当該家畜の所有者に対し、その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんしなければならない。
  - 10 都道府県知事は、第二項の規定によりその所有する家畜を殺されたため損失を受けた当該家畜の所有者に対し、その生産に要する費用その他の通常生ずべき損失として政令で定める損失を補償しなければならない。
  - 11 前二項の規定による補てん金又は補償金については、家畜の所有者が迅速にその交付を受けることができるよう、家畜の所有者からの請求を待たずに仮払をする方法その他の政令で定める方法により交付するものとする。
  - 12 都道府県知事は、第六項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却した者に対し、焼却又は埋却に要した費用を交付する。
  - 13 第九項から前項までに定めるもののほか、第九項、第十項又は前項に定める措置に関し必要な事項は、政令で定める。
  - 14 第一項の指定については、第四条第五項から第八項までの規定を準用する。  
(化製場等に関する法律の特例)
- 第七条 第五項第二項（前条第八項において準用する場合を含む。）又は前条第六項若しくは第七項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合には、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第二条第二項の規定は、適用しない。
- （農林水産大臣の都道府県知事に対する指示等）
- 第八条 農林水産大臣は、法第四十七条に定めるもののほか、口蹄疫のまん延により畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に第四条第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置（当該措置に係る地域の指定が同条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。）、第五条第二項（第六条第八項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による焼却若しくは埋却に係る措置（当該措置に係る地域の指定が第五条第五項において準用される第四条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。）又は第六条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置（当該勧告又は措置に係る地域の指定が同条第十四項において準用される第四条第六項の規定により行われた場合に限る。次項において同じ。）を実施すべき旨を指示することができる。
- 2 農林水産大臣は、都道府県知事が前項の指示に従わないときその他特に必要があると認めるときは、第四条第二項若しくは第四項の規定による消毒に係る措置、第五条第二項の規定による焼却若しくは埋却に係る措置又は第六条第一項の規定による勧告若しくは同条第二項の規定による措置を自ら実施することができる。
- 3 農林水産大臣は、法第三十一条の規定による動物用生物学的製剤等の注射について法第四十七条の規定による指示をした場合において都道府県知事が当該指示に従わないときであつて、動物用生物学的製剤等の注射を用いない措置では口蹄疫のまん延を防止することができないと認めるときは、家畜防

疫官に当該注射を行わせることができる。

4 法第四十八条の規定は、第一項の指示をした場合に準用する。この場合において、「第二章又は第三章」とあるのは、「口蹄疫対策特別措置法第五条又は第六条」と読み替えるものとする。

(焼却又は埋却に関する留意事項)

第九条 法第二十一条第一項の規定による患者又は疑似患者の焼却又は埋却については、できる限り当該患者又は疑似患者がと殺された場所に近い場所で行われなければならない。

(家畜防疫員の確保)

第十条 都道府県知事は、当該地域内における家畜伝染病に関する知識経験を有する人材の活用を図ることにより、口蹄疫のまん延を防止するための施策を実施するために必要な家畜防疫員を確保するよう努めるものとする。

(簡易畜舎の建設等を促進するための農地法に係る措置)

第十一条 国は、口蹄疫のまん延を防止するための法第三十二条の規定による禁止又は制限に係る区域内に畜舎を有する者が、当該畜舎に隣接する農地を当該禁止又は制限に起因して建設することが必要となる一時的に使用する畜舎の敷地の用等に供することが可能となるよう、農地に関する制度等について、必要な措置を講ずるものとする。

(催物の開催の停止の要請等)

第十二条 都道府県知事は、口蹄疫のまん延を防止するため必要があるときは、法第三十三条に定めるもののほか、催物の開催者に対して、当該催物の開催の停止又は制限を要請することができる。

(患者の判定の迅速化のための措置)

第十三条 国は、患者の判定の迅速化に資するよう、家畜が所在する地域における専門家による患者の判定の迅速な実施、口蹄疫の病原体の有無に係る検査の円滑かつ迅速な実施その他の必要な措置を講ずるものとする。

(口蹄疫のまん延を防止するための措置についての適切な配慮)

第十四条 国及び地方公共団体は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するための措置を講ずるに当たっては、できる限り関係者の意向を十分尊重するなど、当該措置が円滑に行われるよう適切な配慮をするものとする。

(口蹄疫のまん延の防止に関する調査研究等)

第十五条 国及び都道府県は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫の感染経路及びそのまん延の原因の究明、口蹄疫の予防及びまん延の防止のための研究開発の推進及びその成果の普及並びに調査研究の体制の整備、口蹄疫に係る検査体制の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(偶蹄類に属する野生動物の監視等)

第十六条 都道府県知事は、偶蹄類に属する野生動物に係る口蹄疫の発生の状況の監視その他の当該野生動物に係る口蹄疫の発生の予防及びまん延の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(ねずみ等の駆除等の実施)

第十七条 家畜の所有者は、口蹄疫のまん延を防止するために、農林水産省令で定めるところにより、畜舎及びその周辺において、適切な消毒を実施するほか、その病原体を媒介するおそれがあるねずみ、昆虫等の駆除を実施するよう努めるものとする。

### 第三章 口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等

(法に基づく口蹄疫に対処するための費用の国による負担)

第十八条 国は、法第十六条の規定による患者又は疑似患者であつて平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に係るものとの殺の適切かつ確実な実施に資するとともに、当該患者又は疑似患者の所有者の経済的な支援に資するため、法第五十八条の規定による手当金の交付のほか、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 前項の手当金の交付については、家畜共済の共済金の交付との整合性が図られるよう、必要な措置が講ぜられるものとする。

3 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十一条第一項又は第二十三条第一項の規定により焼却し、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者が当該焼却又は埋却に要する費用について、当該者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、都道府県が支弁する法第六十条第一項の費用について、当該都道府県が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

5 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に関し、法第二十三条第一項、第二十五条第一項、第二十六条第一項、第二十七条、第二十八条又は第三十条の規定に基づき消毒を行った者が当該消毒に要する費用について、当該者が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずるものとする。

(口蹄疫に対処するために要する費用の国による負担等)

第十九条 国は、都道府県知事又は家畜防疫員が第四条第一項から第三項までの規定による消毒を実施するために要する費用、第五条第二項(第六条第八項において準用する場合を含む。)、又は第六条第七項の規定による焼却又は埋却を実施するために要する費用並びに同条第九項の規定による損失の補てん及び同条第十項の規定による損失の補償を実施するために要する費用並びに同条第十二項の規定による焼却又は埋却を行った者に交付する費用の全部又は一部を負担する。

(家畜等の移動等の禁止等により生じた損失の補てん)

第二十条 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するために行われた法第三十二条から第三十四条までの規定による家畜等の移動等の禁止、停止若しくは制限又は家畜市場の自主的な開催の停止等であつて農林水産省令で定める基準を満たすものにより、家畜の所有者に、家畜に係る売上げの減少、飼料費その他の保管、輸送又は処分に関する費用の増加等が生じたときは、当該家畜の所有者の当該損失を補てんすることができるよう、法第六十条第二項の規定による措置の拡充その他の必要な措置を講ずるものとする。

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

第二十一条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により重大な被害を受けた農業者年金の被保険者等については、農業者年金に係る保険料の免除、当該免除を受けた保険料の追納等に関し、政令で定めるところにより、独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第二百二十七号)の特例を設けることができる。

#### 第四章 生産者等の経営及び生活の再建等のための措置

(牛、豚等の家畜の生産者等の経営の再建等のための措置)

第二十二條 国は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延により経営及び生活が不安定になっている牛、豚等の家畜の生産者、食肉、牛乳又は乳製品、畜産用資材等に係る製造、加工、流通、販売、運送等の事業を行う者等の事業の再建その他の経営の安定及びその生活の安定を図るため、当該者に対し事業の再建等に必要な資金の無利子の貸付け、当該事業に係る施設又は設備の整備等に要する費用の助成その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地域再生のための支援)

第二十三條 国及び地方公共団体は、前条に定める措置のほか、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ずるものとする。

#### 第五章 雑則

(証票の携帯等)

第二十四條 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(管理者に対する適用)

第二十五條 この法律中家畜又は物品の所有者に関する規定は、当該家畜又は物品を管理する所有者以外の者（鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜又は物品の運送の委託を受けた者を除く。）があるときは、その者に対して適用する。

(処分の承継人に対する効力)

第二十六條 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による指示その他の処分は、当該処分の目的である家畜その他の物の所有者又は管理者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該家畜その他の物の管理者となつた者に対しても、またその効力を有する。

2 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、当該家畜その他の物を他人に譲渡し、又は管理させる場合には、その処分のあつたこと及びその処分の内容をその者に知らせなければならない。

(税制上の措置)

第二十七條 国及び地方公共団体は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延が牛、豚等の家畜の所有者に与える影響に配慮し、必要な税制上の措置を講ずるものとする。

(事務の区分)

第二十八條 第四条から第六条までの規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第二十九條 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲

内において、所要の経過措置を定めることができる。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

(経過措置)

第三条 この法律の失効前にされた第六条第一項の規定による勧告又は同条第二項の規定による措置については、同条、第八条第一項、第二項及び第四項並びに第十九条の規定は、前条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四条 この法律の施行前に、国又は都道府県の要請に従い、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫のまん延を防止するためにその所有する家畜(患畜及び疑似患畜を除く。)を自ら殺した者に対しては、都道府県知事は、これにより通常生ずべき損失として政令で定める損失を補てんするものとする。

2 第十九条の規定は前項の規定により支払われる費用について準用する。

第五条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、最近における畜産及び酪農の経営の実態、この法律及び法の施行の状況等を踏まえ、平成二十四年三月三十一日までの間に、効果的な家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止の在り方、家畜伝染病にかかっている家畜等が大量に発生した場合における適切な埋却場所の確保に必要な制度の整備等について検討を行い、その結果に基づき、法の抜本的な見直しを含め、所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第七条 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

口蹄疫対策特別措置法(平成二十二年法律第四十四号)	第四条から第六条までの規定により都道府県が処理することとされている事務
---------------------------	-------------------------------------

政令第四百四十六号

口蹄疫対策特別措置法施行令

内閣は、口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第六条第九項から第十一項まで及び第十三項並びに第二十一条並びに附則第四条第一項及び第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（補てん又は補償の対象となる損失等）

第一条 口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第六条第九項及び第十項の政令で定める損失は、同条第一項又は第二項の規定により殺された家畜の評価額とする。

2 都道府県知事は、前項の評価額を決定するには、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、法第六条第九項の規定による補てん金を交付する場合には、同条第一項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の農林水産省令で定める費用の額に相当する金額を当該補てん金と併せて交付するものとする。

4 都道府県知事は、次に掲げる場合には、法第六条第九項又は第十項の規定による補てん金又は補償金を

供託することができる。

- 一 当該補てん金又は補償金の支払を受けるべき者が受領を拒み、又は受領することができない場合
- 二 過失がなくて当該補てん金又は補償金の支払を受けるべき者を確知することができない場合

(交付の方法)

第二条 法第六条第十一項の政令で定める方法は、同条第一項又は第二項の規定により家畜が殺されたことを都道府県知事が確認することにより当該都道府県知事が決定した額を交付する方法とする。

(農業者年金の保険料の免除等の特例)

第三条 独立行政法人農業者年金基金は、平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫ていびのまん延により重大な被害を受けた農業者年金の被保険者から申出があつた場合において、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めるときは、独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）第四十六条第一項の規定にかかわらず、当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認めらるに至つた月から当該被保険者が保険料を納付することが困難であると認められなくなるに至つた月の前月（その月が平成二十四年三月以後であるときは、同年二月）までの期間に係る保険料につき、既に納付

されたもの及び同法第四十七条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとするができる。

2 農業者年金の被保険者又は被保険者であった者（農業者老齡年金及び特例付加年金に係る受給権者を除く。）は、前項の規定により納付することを要しないものとされた保険料の全部又は一部につき追納をすることができない。この場合において、その一部につき追納をするときは、追納は、先に経過した月の分から順次行うものとする。

3 前項の場合において追納すべき額は、当該追納に係る期間の各月の保険料の額とする。

4 第二項の規定により追納が行われたときは、追納が行われた日に、追納に係る月の保険料が納付されたものとみなす。

5 特例免除期間（第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた期間（前項の規定により納付されたものとみなされる保険料に係る被保険者期間を除く。）をいう。）は、独立行政法人農業者年金基金法第三十一条第一項各号及び第二項（同法附則第三条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに附則第三条第一項第一号の規定の保険料納付済期間等に算入する。この場

合における同法第三十一条第一項第一号の規定の適用については、同号中「合算した期間」とあるのは、「合算した期間に特例免除期間（口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第四百四十六号）第三条第五項に規定する特例免除期間をいう。）を加えた期間」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

（補てんの対象となる損失等）

第二条 法附則第四条第一項の政令で定める損失は、同項の要請に従って殺された家畜の評価額とする。

2 第一条第二項の規定は前項の評価額について、同条第三項の規定は法附則第四条第一項の規定による補てん金について準用する。この場合において、第一条第三項中「法第六条第九項の規定による補てん金」とあるのは「法附則第四条第一項の規定による補てん金」と、「同条第一項の勧告」とあるのは「同項の要請」と読み替えるものとする。

3 法第十九条の規定は、前項において読み替えて準用する第一条第三項の規定により支払われる費用につ

いて準用する。

(経過措置)

第三条 法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる法第六条第六項若しくは第七項又は同条第八項において準用する法第五条第二項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合については、法第七条の規定は、法附則第二条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第四条 法附則第三条の規定によりなおその効力を有するものとされる法第六条の規定の適用については、第一条及び第二条の規定は、法附則第二条に規定する日後も、なおその効力を有する。

第五条 法の失効前に第三条第一項の規定により農業者年金の保険料を納付することを要しないものとされた者については、法第二十二條の規定は、法附則第二条の規定にかかわらず、同条に規定する日後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる法第二十一条の規定の適用については、第三条第二項から第五項までの規定は、法附則第二条に規定する日後も、なおその効力を有する。

○農林水産省令第四十一号

口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）第四条第一項、第三項及び第四項、第六条第三項、第四項及び第六項、第十七条、第二十条並びに第二十四条の規定並びに口蹄疫対策特別措置法施行令（平成二十二年政令第四百四十六号）第一条第三項（同令附則第二条第二項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき、並びに同令を実施するため、口蹄疫対策特別措置法施行規則を次のように定める。

平成二十二年六月四日

農林水産大臣 赤松 広隆

口蹄疫対策特別措置法施行規則

（車両等の消毒のための設備）

第一条 口蹄疫対策特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項及び第三項の農林水産省令で定める消毒のための設備は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

一 踏込消毒槽

二 消毒薬噴霧装置

三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずるもの

(車両等の消毒の基準)

第二条 法第四条第一項及び第三項の農林水産省令で定める基準は、アルカリ水剤、ハロゲン塩製剤その他の口蹄疫の病原体に対して十分な消毒の効果を有する消毒薬を用いて、これを消毒目的物に十分に散布し、塗布し、又はこれに消毒目的物を浸すことその他の適切な方法により消毒を実施することとする。

(消毒の対象となる物品)

第三条 法第四条第一項の農林水産省令で定める物品は、車両(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)

第三十九条第一項の緊急自動車その他の車両で当該車両の性質又は状況にかんがみ家畜防疫員が合理的な理由があり消毒の対象としないことがやむを得ないと判断したものを除く。)とする。

(車両等の消毒のための設備を設置している場所の表示)

第四条 法第四条第四項の農林水産省令で定める表示は、同条第一項又は第三項の規定に基づいて口蹄疫のまん延を防止するために車両等の消毒のための設備を設置している場所であること並びにこれらの項の規定に基づいて当該場所を通行しようとする者は前条に定める物品及び当該者自らの身体を消毒することが

義務づけられていることを容易に判断できるものとする。

(勧告等の通知等)

第五条 都道府県知事は、法第六条第一項の勧告をし、又は同条第二項に規定する措置を実施する場合には、同条第一項の家畜を所有する者に対し、次に掲げる事項を記載した別記様式による書面を通知し、又は交付しなければならぬ。ただし、同条第二項に規定する措置を実施する場合において家畜の所有者又はその所在が知れないときは、当該書面の公示をもってこれに代えることができる。

- 一 当該勧告又は当該措置の対象となる家畜
- 二 当該勧告をし、又は当該措置を実施する根拠となる法の規定
- 三 当該勧告をし、又は当該措置を実施する理由
- 四 当該勧告をする場合にあつては、当該家畜を殺すべき期限
- 五 当該措置を実施する場合にあつては、当該措置を実施する日時、場所及びその方法
- 六 その他必要と認める事項

(焼却及び埋却の基準)

第六条 法第六条第六項の焼却及び埋却についての農林水産省令で定める基準は、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）別表第二の一及び二のとおりとする。

（補てん又は補償の対象となる損失等）

第七条 口蹄疫対策特別措置法施行令第一条第二項の評価人は、家畜防疫員、家畜防疫員以外の地方公務員で畜産の事務に従事するもの及び地方公務員以外の者で畜産業に経験のあるものうちからそれぞれ一名以上選定するものとする。

2 口蹄疫対策特別措置法施行令第一条第三項（同令附則第二条第二項の規定において準用する場合を含む。）の農林水産省令で定める費用の額は、法第六条第一項の勧告の日から当該家畜が殺された日までに要した飼料費その他の当該家畜の飼養に要する費用とする。

（ねずみ等の駆除等の実施の方法）

第八条 法第十七条の消毒又は駆除の実施については、次に掲げる基準に従い行うものとする。

一 対象となる場所の状況、口蹄疫の病原体の性質その他の事情を勘案し、十分な消毒又は駆除の実施が可能である方法により行うこと。

二 消毒又は駆除を実施する者の安全並びに対象となる場所の周囲の地域の住民の健康及び環境への影響に留意すること。

三 必要に応じ家畜防疫員の技術的指導、助言等を求めること。

(損失の補てんに係る家畜等の移動等の禁止等の基準)

第九条 法第二十条の農林水産省令で定める基準は、同条の家畜等の移動等の禁止等が、次のいずれかに該当する都道府県の区域内において行われたものであることとする。

一 家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十二条第一項の規定による都道府県の区域内での移動の禁止又は制限を実施した都道府県

二 家畜伝染病予防法第三十二条第二項の規定による農林水産大臣の指定に係る区域を含む都道府県

(証票の様式)

第十条 法第二十四条の規定による証票は、家畜伝染病予防法施行規則別記様式第三十一号によるものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

## 殺処分勧告書

口蹄疫対策特別措置法第六条第一項の規定により、下記の当該家畜を殺すべきこと  
について、同条第三項の規定により書面により勧告します。

年 月 日

住所

氏名

殿

都道府県知事名

### 記

- 一 殺処分の対象となる家畜
- 二 勧告を実施する根拠となる法の規定
- 三 勧告を実施する理由
- 四 一の家畜を殺すべき期限
- 五 その他必要と認める事項

## 殺処分勧告書（報告）

口蹄疫対策特別措置法第六条第一項の規定により、下記の当該家畜を殺すべきことを勧告したこと（ 年 月 日実施）について、同条第四項の規定により書面を交付します。

年 月 日

住所

氏名

殿

都道府県知事名

### 記

- 一 殺処分の対象となる家畜
- 二 勧告を実施した根拠となる法の規定
- 三 勧告を実施した理由
- 四 一の家畜を殺すべき期限
- 五 その他必要と認める事項

## 殺処分通知書

口蹄疫対策特別措置法第六条第二項の規定により実施する措置について、同条第三項の規定により書面により通知します。

年 月 日

住所

氏名

殿

都道府県知事名

### 記

- 一 殺処分の対象となる家畜
- 二 殺処分を実施する根拠となる法の規定
- 三 殺処分を実施する理由
- 四 殺処分を実施する日時、場所及びその方法
- 五 その他必要と認める事項

## 殺処分報告書

口蹄疫対策特別措置法第六条第二項の規定により実施した措置について、同条第四項の規定により書面を交付します。

年 月 日

住所

氏名

殿

都道府県知事名

### 記

- 一 殺処分の対象となった家畜の種類
- 二 殺処分を実施した根拠となる法の規定
- 三 殺処分を実施した理由
- 四 殺処分を実施した日時、場所及びその方法
- 五 その他必要と認める事項

## 〈榮出手続中〉

消安第 号

平成 年 月 日

宮崎県農政水産部長 殿

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長宮崎県西都市における口蹄疫発生に伴う移動制限区域の解除に関する協議に  
ついて(回答)

貴職より平成22年6月〇日付け265-〇〇〇で照会のあった西都市における移動制限区域の解除に関する協議については、妥当と判断されますので、川南町地区をはじめ、貴県内で引き続き発生が確認されている現状を踏まえ、当該移動制限区域の解除後は、下記事項に留意の上、対応方よろしくお願いいたします。

## 記

- 1 当面の間、尾八重農場の飼養牛については、移動を自粛するよう指示し、移動を認める場合には改めて当課に協議すること
- 2 当該農場の飼養牛については、毎日異常がないか確認し、異常がある場合には直ちに当課に連絡すること

265-1364  
平成22年6月12日

農林水産省消費・安全局  
動物衛生課長殿

宮崎県農政水産部長



宮崎県西都市における口蹄疫発生に伴う移動制限区域の解除に関する  
協議について

このことについて、西都市尾八重では5月22日に171例目の発生が確認され、当該農場を中心に半径10kmの移動制限区域を設定しました。その後、当該農場および移動制限区域内の血清疫学調査等を行い、下記のとおり異常がないことを確認しました。

以上のことから5月23日から起算して21日経過後の、6月13日午前0時に半径10kmの移動制限区域（川南地区の移動制限区域・搬出制限区域と重複する地域を除く）を解除することについて協議します。

#### 記

##### 1 当該農場の発症牛以外の検査

- (1) 日程 5月22日から6月4日まで、6月10日
- (2) 対象農場 尾八重農場の牛5頭
- (3) 結果 5月22日から6月4日まで PCR検査陰性  
6月4日および6月10日 抗体検査陰性

##### 2 半径10km以内の全ての偶蹄類飼養家畜の臨床検査

- (1) 日程 6月11日
- (2) 対象農場  
牛 2戸 29頭
- (3) 結果 全て異常なし

# 種雄牛に対する検査の経緯について

日付	日数1	日数2	採材	検査	備考
5月11日			①		
5月12日				①	移動協議
5月13日					協議回答、移動
5月14日	1				事業団で発生(肥育牛)
5月15日	2		②		
5月16日	3			②	
5月17日	4		③		
5月18日	5			③	
5月19日	6		④		
5月20日	7		⑤	④	
5月21日	8			⑤	
5月22日	9	0	⑥		5頭のうち1頭で陽性・とう汰
5月23日	10	1	⑦		
5月24日	11	2	⑧	⑥、⑦	
5月25日	12	3	⑨	⑧	
5月26日	13	4	⑩	⑨	
5月27日	14	5	⑪	⑩	
5月28日		6	⑫	⑪	
5月29日		7	⑬	⑫	
5月30日		8	⑭	⑬	
5月31日		9	⑮	⑭	
6月1日		10	⑯	⑮	
6月2日		11	⑰	⑯	
6月3日		12	⑱	⑰	
6月4日		13	⑲・抗体	⑱	
6月5日		14		⑱	
6月6日		15		抗体	陰性結果公表
6月7日		16			
6月8日		17			
6月9日		18			周辺農場2戸の臨床検査
6月10日		19	抗体		} 清浄性確認検
6月11日		20			
6月12日		21		抗体	
13日午前0時、移動制限解除					

